

令和5年6月6日から
令和5年6月7日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和5年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号(6月6日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
一般質問	6
鈴木裕美君	6
櫻井一隆君	14
鴻池智子君	24
深見迪君	29
渡邊定之君	43
類瀬光信君	52
延会の宣告	66

第2号(6月7日)

開議の宣告	72
報告第5号 専決処分した事件の承認について	72
報告第6号 繰越明許費繰越計算書の調製について	77
報告第7号 建設改良費繰越計算書の調製について	78
議案第36号 辺地総合整備計画の変更について	79
議案第37号 財産の取得について	81
議案第38号 工事請負契約の締結について	83
議案第39号 工事請負契約の締結について	83
議案第40号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	86
議案第41号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	88
議案第42号 標茶町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について	95
議案第43号 令和5年度標茶町一般会計補正予算	100
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	102
議案第44号 農業委員会委員の任命について	103
議案第45号 農業委員会委員の任命について	103
議案第46号 農業委員会委員の任命について	103
議案第47号 農業委員会委員の任命について	103

議案第48号	農業委員会委員の任命について	103
議案第49号	農業委員会委員の任命について	103
議案第50号	農業委員会委員の任命について	103
議案第51号	農業委員会委員の任命について	103
議案第52号	農業委員会委員の任命について	103
議案第53号	農業委員会委員の任命について	103
議案第54号	農業委員会委員の任命について	103
議案第55号	農業委員会委員の任命について	103
議案第56号	農業委員会委員の任命について	103
議案第57号	農業委員会委員の任命について	103
議案第58号	農業委員会委員の任命について	103
議案第59号	農業委員会委員の任命について	103
意見書案第4号	安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書	105
意見書案第5号	全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書	105
意見書案第6号	核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書	106
閉会中継続調査の申し出について	(総務経済委員会)	107
閉会中継続調査の申し出について	(厚生文教委員会)	107
閉会中継続調査の申し出について	(議会運営委員会)	107
議員派遣について		107
日程の追加		107
議案第43号	令和5年度標茶町一般会計補正予算	107
閉議の宣告		108
閉会の宣告		108

令和5年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年6月6日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 一般質問

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君 | 2番 櫻井 一隆 君 |
| 3番 本多 耕平 君 | 4番 鈴木 裕美 君 |
| 5番 鴻池 智子 君 | 6番 齊藤 昇一 君 |
| 7番 黒沼 俊幸 君 | 8番 長尾 式宮 君 |
| 9番 松下 哲也 君 | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君 | 12番 菊地 誠道 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------------------|---------|
| 町 長 | 佐藤・彦 君 |
| 副 町 長 | 牛崎 康人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊藤 正行 君 |
| 企画財政課長 | 長野 大介 君 |
| 税 務 課 長 | 齋藤 和伸 君 |
| 管 理 課 長 | 山崎 浩樹 君 |
| 農 林 課 長 兼
農委事務局長 | 村山 尚 君 |
| 住 民 課 長 | 村山 新一 君 |
| 保健福祉課長 | 浅野 隆生 君 |
| 建 設 課 長 | 富原 稔 君 |
| 観光商工課長 | 三船 英之 君 |
| 水 道 課 長 | 油谷 岳人 君 |

育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教 育 長	青木悟君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼	服部重典君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
議事係長	平間佳奈江君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから、令和5年標茶町議会第2回定例会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

4番・鈴木君、 5番・鴻池君、 6番・齊藤君

を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月7日までの2日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月7日までの2日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

- 町長(佐藤・彦君) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の点について補足いたします。

「森と川の月間」事業についてであります。

例年開催されております「森と川の月間」関連事業について、新型コロナウイルスが感染症法上2類から5類へ位置づけが変更されたことに伴い、中止とされてきた各事業が今年実施されてきております。6月に開催予定の一部事業を残し、森と川の月間関連事業が

終了しましたので、結果についてご報告申し上げます。

森と川の月間事業は、標茶町自治会連合会をはじめとする7つの団体が組織される連絡協議会により、「人と自然が共生する環境」をめざして関連事業を実施するものであります。

現在まで、植樹や清掃など6本の事業に、企業や団体からの協賛もいただき、一部は関係者のみで実施をいたしました。

事業の内容につきましては、第30回シマフクロウの森づくり百年事業植樹祭、第29回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹、第22回虹別萩野魚付保安林再生事業植樹の3事業で3,500本の植樹が行われており、厚岸町民の森植樹、第19回摩周・水・環境フォーラムは6月11日に開催予定とされているところでございます。

また、清掃活動といたしましては、自然の番人宣言の統一行動として第23回町内クリーン作戦、西別川清掃、釧路湿原クリーンデーが行われ、800kgのゴミが回収されました。

これらの活動は「自然と産業と人が共存する社会を形成する」という趣旨の下、実施されているところであり、新型コロナウイルスの影響が緩和されてきている今、この「森と川の月間」活動の充実と、より多くの方の参加が得られるよう更に努めてまいりたいと存じます。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和5年第2回定例町議会に当たり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下2点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、令和4年度町内各中学校卒業生の進路状況及び令和5年度各学校の現況について、ご説明いたします。

今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢64名で、全員が進学しました。

進学先の内訳は、標茶高校へ28名、釧路管内公立高校へ22名、管外の公立高校及び私立高校などへ14名となっております。

次に、令和5年5月1日現在の幼稚園・学校の状況であります。入園・入学者数につきましては、幼稚園は、4歳児4名の入園者で、昨年と比べ4名の減。小学校は、47名の入学者で、1名の増。中学校は、63名の入学者で、8名の減であります。標茶高校は、64名の入学者で、2名の減となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は、11名在籍し、昨年と比べ6名の減。小学校は、310名在籍し、18名の減。中学校は、193名在籍し、1名の減であります。町内小中学校の在籍総数は、503名で昨年と比べ19名の減となりました。標茶高校は、176名在籍で、昨年と比べ6名の減であります。

学級数につきましては、小学校が35学級で、5学級の減。中学校は18学級で、2学級

の減であります。そのうち、特別支援学級につきましては、小学校が17学級で、在籍児童数54名、中学校は7学級で、在籍生徒数26名であります。

次に、教職員数であります。小学校は69名で、昨年と比べ1名の減。中学校は39名で、8名の減であります。全体では9名の減となりました。また、今年度も教員定数加配として、指導方法工夫改善で標茶小学校へ1名、標茶中学校へ1名、知的学級加配で標茶小学校へ1名と情緒学級加配で虹別小学校へ1名、外国語専科加配で標茶小学校へ1名、体育エキスパート加配で標茶小学校へ1名、学校力向上加配で標茶小学校へ1名、合計7名の特別配置をいただいております。

なお、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に7名、虹別小学校に2名、中茶安別小学校に1名、標茶中学校に3名、虹別中学校に1名配置いたしました。

2点目は、標茶町立図書館への図書寄贈であります。

標茶町ライオンズクラブ様から児童図書17冊（5万円相当）の寄贈をいただきました。昭和50年から毎年子どもたちの読書推進を願い、今年で累計2,361冊（総額325万円相当）となりました。

心より感謝の意を表すものです。

以上で、今定例会に当たっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

3番・本多君。

○3番（本多耕平君） さきほど、町長の方から「森と川の月間」ということでのるる説明がございましたが、その中で11日の日に予定されている厚岸町の植樹祭について、計画について、少しお話を願えればと思いますが。

副町長・牛崎君

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

11日予定の厚岸町民の森植樹なんですけども、従前からですね、標茶町とそれから厚岸町の行政、産業団体で構成している別寒辺牛川・ホマカイ川水質保全協議会が関わってですね、主催して開催している植樹でありまして、年によっては標茶町内に植えたりとか、年によっては厚岸町内に植えたりと、そういうことでこれまで継続してまいりました。

確か去年もそうだったんですが、今年もですね、厚岸町内で場所が厚岸町民も参加する町民の森と兼ねて行うというような形で開催案内が来ておりまして、水質保全協議会流域で共に活動しているということで、関わりを持つということで、参加をするとしております。

これにつきましては、例年、厚岸町の方からバスをこちらのほうに配車をいただきまして、一般町民、それから私ども職員等々がですね、参加をしているという状況でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第4。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君）（発言席） さきに通告いたしております、2点について、ご質問をいたしたいというふうに思います。

まず初めの1点ですが、町立病院の救急外来の一時休止の早期再開と救急搬送後の交通手段へ助成をという質問をいたします。

町立病院は、昭和24年4月、標茶村国保直営診療所として、開設をされております。その後、昭和29年3月に標茶町国保病院として改めまして、昭和43年4月に標茶町立病院に改称、このときに公営企業会計経理への転換もしております。昭和55年3月、救急告示病院に指定となり、町立病院は24時間救急体制が取られ、医療に関して、町民は安心した毎日を送っておりました。

しかし、看護師の要員不足により、救急外来に関する業務の継続が困難となることから、今年の4月28日の午後5時から当面の間、平日の時間外及び土日祝日の救急外来の一時休止の措置を取りました。

町はやむを得ずに苦渋の判断をしたと理解はいたしますが、しかし、そのことによって町民、特に高齢者は不安な日々を過ごしております、一日も早い再開を求めて次の点について、お伺いいたします。

救急外来を再開するには、何名の要員が必要なのかを伺います。

要員確保に当たって、どのような手立て、公募をしてくれているのか伺います。

また、内科外来の看護師体制はどのようになっておりますか。外来から病棟への配置は出来ないのでしょうか。一時的な応援体制など、病院全体での業務分担や職員の配置の検討など、新たな要員の確保と併せ工夫すべきことではないかと、お考えを伺います。

次に、救急搬送にかかわる帰路の助成について、お伺いいたします。

これまでも救急搬送された場合、幸いにして入院の必要なく患者本人が帰る場合も含めて、救急搬送に同行した家族の帰路の交通手段の確保は、本人や家族等によって行われて

おります。家族も含めて、自ら自家用車などを使用できない場合は、公共交通機関などを利用することになり、特に夜間はタクシーを利用せざるを得ず、経済的負担が大きくなります。

標茶消防署の行政報告資料によりますと、昨年1年間、1月1日から12月31日までの救急出動件数は384件、搬送人員は360人、そのうち転院搬送は30人。本年4月28日17時以降、救急診療を中止したため、釧路への搬送は大幅に増えるとともに、患者、家族の帰路の手段を考えると経済的負担が増えることになると思います。町として、経済的負担を軽減策として、帰路の交通手段への助成をするべきと考えますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤・彦君）（登壇） 4番・鈴木議員の「町立病院の救急外来の一時休止の早期再開と救急搬送後の交通手段へ助成を」とのお尋ねについてお答えします。

議員ご指摘のとおり、町立病院では4月28日金曜日の時間外から土日・祝日及び平日の時間外の救急外来を休止しております。原因は、看護師の不足により救急外来を担う職員を確保できないことであり、現時点でも不足を解消できていない状況にあります。

1点目の内科外来の看護体制はどのようになっているか、外来の職員を病棟に配置することは不可能なのかとのご質問ですが、5月末現在外来を担当する看護師につきましては、正看護師、准看護師併せて、正規職員9名、再任用職員2名、会計年度任用職員のパートタイム職員5名の16名が、内科外来、外科外来、週1日の小児科外来、月2日の婦人科外来、処置室、検診対応、新型コロナウイルスワクチン接種業務等を担当しています。ご質問の内科外来の体制につきましては、主に正規職員が対応し、不足する部分を会計年度任用職員が対応する体制を取っています。

また、外来の職員を病棟に配置することは現時点では、難しいと判断しております。理由としましては、一時的に期限を切って対応することは可能と判断しますが、期限のない配置は、当該職員にとって家庭の事情あるいは採用時の条件等を考慮した場合、長期に渡っての職務遂行は厳しいと言わざるを得ないと思っております。以前、当院におきまして、新型コロナウイルス感染症による集団感染が発生したときには、病棟の看護師不足から外来の看護師を夜間勤務に充てたことがありましたが、これはあくまでも一時的なことによるものでした。

2点目の救急外来を再開するには、何名の要員が必要なのかとのご質問ですが、今後退職者がないと仮定した場合は、最低でも5名が必要との認識でおりますが、この場合には、看護師長も夜間勤務を行うことを前提としております。

3点目の要員確保に当たって、どのような手立て、公募をしているのかとのご質問ですが、従前から採用コンサルティング・採用代行業者を通じ、新たな人材紹介事業者及び人材派遣会社の新規開拓をはじめとし、人材採用サービスを提供する事業者と新規に契約、また、人材紹介事業者と新規に契約、ハローワークの情報更新、看護職員無料職業紹介所のサイトを活用するなど、多くの求職者の目に触れて頂けるよう目指してきたところ

です。

また、町内的には、職員からの情報提供や新聞への折込チラシ、広報紙への折込チラシ、ホームページへの掲載を実施してまいりました。結果としまして、6月1日付で1名を採用し、さらに6月中にもう1名の採用を予定しているところです。また、2名の方が興味を示しており、情報を発信しながら対応しているところです。

4点目の町として、帰路の交通手段への助成をするべきと考えるがいかがかのご質問ですが、救急外来を休止するまでも救急搬送後に入院の必要がないと判断された患者様におかれましては、自己の判断において帰りの交通手段を確保して頂いておりますので、今後の状況を見極めた上で、相応の施策の洗い出しが必要になるものと思っており、一時的な休止に伴う施策として妥当な手段かどうか、より慎重に検討すべきものと考えております。

いずれにしましても、町民生活への影響を最小限に抑えることと併せ、効果的な人材確保策を引き続き考えてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 今、お答えをいただきました。町としての判断というのは本当に大変なものがあったのだろうなというふうに思っておりますし、私自身も現場を見ておりました同じく感じているところでございますが、「標茶町立病院からのお知らせ」というチラシが各家庭に配られましたよね。これを読んだ患者さんは、申し訳ないのですけれども、上から目線ですよねと言われました。確かにもっともっと親切丁寧な書き方をしたほうがよかったのではないかなというふうに私自身も思いますが、一言言わせていただきたいというふうに思います。

それで、ご答弁をいただきましたけれども、見通しとしては、今、町内、1日に1名採用されて、今後1名、さらには2名が興味を示しているということですから、あと1名、何とか確保できれば、この救急診察が開始されるのかなというふうに、今、答弁を聞きまして感じましたが、それぞれ議員も含めて、看護師要員不足に対しての確保に対して努力をしなければならないなというふうに私自身も思っておりますが、手段の中で、事業者を通して、あるいはハローワークや町内へのチラシ配布等々というふうに言われていますけれども、これは旧態依然とした公募の仕方ですよ。たしか以前もそのような手段を取って公募はしているのだというふうに思いますが、私は、2件目の質問にも関連するのですけれども、もっと幅広くインターネット等SNSを利用した中で、うちの町のすばらしさをPRしながらも、もっと公募するということが必要ではないかなというふうに思っておりますので、その辺について伺いたいというふうに思います。

さらには、帰路の関係です。チラシには当面の間というふうになっております。ですから、一時的な問題ですよ。今までですと、帰路の確保というのは、当然患者さんご本人やご家族が対応されてきておりました。ですから、それならまだ理解はできるのです。しかし、今回の場合は、町の事情によって、病院の事情によって、このような結果が生まれ

てきているわけですから、当然町が足の確保についてもやっぱり考えていくべき、それが温かい行政ではないかなというふうに思うのですね。見通しが無いという判断をしているから、このような答弁をされたのですか。その辺も含めて伺いたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

まず、前段お話のありましたチラシの配布につきましては、情報量の関係から制約の中で一定程度の情報を載せるという段階で、町民の皆さんには上から目線という判断になったのかなと思っておりますので、そこについては反省しているところでございます。

また、今後の公募の関係でSNSの活用を積極的にしたほうがいいのではないのかということですが、従前あまり、例えば求人転用サイトの利用とかはしておりませんでしたけれども、今回初めて求人紹介サイトの活用を実施するなり、あと人材紹介会社に新たに参加してもらうことで、より多くの方の目に触れるように努力してきたところでございます。

また、町立病院のホームページにも町立病院の紹介をアップしたりして取り組んでいるところでございまして、そういったところの中から、看護師ではございませんが、医師のほうからの照会もあるというふうに聞いておるところでございます。

帰路の関係でございますけれども、当面の間というのは議員ご指摘とおり、再開のめどが見えてこないという中で、この判断でございまして、ここまでやれば再開ができるというふうな判断がつくのであれば、一定程度の部分が見えてくるのかなと思いますけれども、現在の段階では全く募集している人材の確保ができないという状況では、なかなか難しいなという判断をしているところでございます。ですので、その辺どこまでの期間がかかるのかということを見ながら、長くかかることになれば、一定程度の判断をしていかなければならないというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 事業者等を通じて、あるいは人材派遣会社を通じてというふうに最初の答弁にもございましたけれども、この事業者さんや人材派遣会社がどこまでの範囲を集め、公募というか、標茶町立病院に来るに当たって会社がどこまでの範囲、地方の、例えば札幌までも募集をかけているのか、紹介していただいているのか、もしくはこの道東だけのエリアで派遣会社等々が募集をしているのか、その辺も取りあえず伺っておきたいですね。まずどうですか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

人材派遣会社、それから紹介会社の部分につきましては、基本的には採用代行、それからコンサルティング会社を通じての中継ぎもしてもらっているのですけれども、基本的には全国です。九州も含めて対応しているという状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 全国ということですので、正直言って全国までは私自身承知して

おりませんけれども、道内的に看護師さんの要員不足というのが見られているというのは伺っておりますけれども、ぜひ2名の方の興味を示しているという件についても積極的に来ていただけるような努力をしていただきたいなというふうに思いますし、あと1名何とかという思いで私も積極的に来てくださいますかという活動をこれから先もしていきたいなというふうに思います。

とにかく、師長さんが当直に入っているというのは異例ですよ。本来、入院病棟を持っている病院等で師長さんが当直に入っているというのは、正直言って聞いたことがないです。ですから、ぜひこれ、師長も含めて5人必要だということですから、言ってみれば、師長を当直に入れなかったら6名は必要だということになりますよね。ぜひ、全町挙げて看護師さんの要員不足に努力を、私自身もしていきたいというふうに思いますし、町が努力をしていただきたいなというふうに思います。

それから、交通手段の関係です。

今までは確かに帰路に関しては、自分たちで足の確保はされてきました。しかし、先ほども申し上げたとおり、今回に限っては町の、言ってみれば町立病院の都合でこのような結果が生まれているのです。ですから、伺いましたら、28日以降で釧路に行かれて釧路からタクシーで帰られたというご家族のお話を聞きましたら、2万2,000円かかっているというのですよ。交通費、要するにタクシー代です。これが夜中だと夜間割増しがつくのかなというふうに思ったりいたしまして、そういう意味からすると、特に高齢者にとっては、高額高齢者もいらっしゃいますけれども、年金暮らしの方にとっては、仮に1回タクシーを利用した場合の2万2,000円というのは、やっぱり大きな経済的負担が強いられているというふうに私は感じるのですよ。

今朝、実は私のところに、同級生の娘さんから6時過ぎにお電話いただきました。母が血圧が高くて、目まいがして倒れたと。それで、救急車を呼べば釧路に行かなければならない。だから、娘さんは弟子屈の厚生病院に今連れてきたのですと。その結果、今は落ち着いているよというふうに言われましたけれども、入院されたかどうかは私は承知していませんけれども、家族がいらっしゃったから、そうやって救急車を使わなくても他の病院に行けたのですよね。そして、もしかすると、一時的なものであったら家族が帰路の足の確保ができたというふうに思うのですけれども、独り暮らしの高齢者、高齢者ばかりではないですよ。仮に、ご夫婦がいたとしても、正直言って、夜ご主人が晩酌をする、奥さんも晩酌をするとなると、救急車を呼んだ場合に、家族も同伴で救急車に同乗していく。帰りは家族、仮に患者さんになった方が入院したとしても、家族の足の確保がならないですよ、こう言われました。年配者から、具合が悪くなるのは特に夜中なのですと。

今回の選挙戦の最中のときも、多くの方々から何とか一日も早い再開をしていただきたいなというふうに訴えられておりましたし、足の確保として、それこそ再開ができるまでの間だけでも、やっぱり助成をしないと。町の都合でそうしたわけですから、今までですと町の都合ではなくて24時間体制が取られていましたから、ですから、それなりに町民の皆さんもある程度は納得されていたのだというふうに思うのです。しかし、町の都合で要員

が足りないから、だから釧路に救急搬送しなければならない。帰りの足。日中であれば交通機関がありますから乗って帰ってこられる、しかし早朝なり夜中なりになるとタクシーで帰らざるを得ないというふうに訴えられております。ぜひ、見通しが見つからないと言わずに、この間、24時間体制が再開できるまでの間、全額とは私、申しません。でも、一部でもタクシー代、例えば公共交通機関を差し引いた分だけでも助成をするべきだというふうに切に思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今回のケースにつきましては、確かに議員おっしゃるように、救急外来、あったものを休止せざるを得なくなっているところからというところは確かだと思っておりますけれども、他方、もともと救急外来をやっていない自治体においてはどうかということ、今回のケースに入る前に事前に調べたりもしております。近隣で言うと鶴居あるいは浜中等がそうなのでありますが、近隣自治体において基本的に言えば、病院に行った後についてはそれぞれ自己責任で対応してもらっているというところで、交通費の助成制度については設けられていないというような、そういう実態もございます。そういうことも参考にしながら、先ほど町長の答弁にもあったのですけれども、これについては慎重に検討してまいりたいというところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 近隣につきましても助成制度はないですよというふうに伺いました。でも、先ほども申し上げましたけれども、それは今までどおりだからですよ。けれども、うちの場合は自己都合でそのような結果になったのですよ。だから、近隣の町村と比べることに私はならないというふうに思います。何とかもう一度検討をしていただきたいということを申し上げたいというふうに思いまして、次の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問ですが、人材確保を含めて移住促進を早急に取り組むべきではないかというご質問をさせていただきます。

町長の公約の一つに移住促進事業を取り上げておりますが、現在どのように取り組まれているのか、進捗状況をお伺いいたします。

町のホームページには、きっと大切な何かがある町・標茶町で暮らしませんかのタイトルで移住相談を載せてありました。標茶への移住をお考えの皆様へではなくて、標茶へ移住しませんかとの働きかけではないでしょうか。移住をするなら知っておきたい標茶のあれこれとして、様々な情報が掲載されております。本町の魅力ある四季折々の自然の豊かさを、もっと写真などを使って目で見るとPRをしてもよいのではないかと私は感じましたが、いかがでしょうか。

移住に当たって優遇制度も示されていないのではないのでしょうか。例えば、移住に当たってのよくある話では、土地の無償提供あるいは住宅確保に当たっての建設費等の助成などですが、助成等はどのように検討されているのか、お伺いしたいというふうに思います。

本町に移住される方の住宅が確保されるまで、例えばお試し暮らしで使用している住宅や町内にある空き家を借り上げ、無償で貸与するなどの取組をするべきだというふうにも考えます。先ほども申しましたが、町職員の人材確保、とりわけ看護師さん、それから介護士の有資格者の移住者を優先させるため、さらなるそれらに対するの優遇措置を設けるなどし、移住促進と併せて人材確保の積極的な取組が必要と考えますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員の人材確保を含めて移住促進を早急に取り組むべきではないかのご質問にお答えいたします。

町のホームページの充実、魅力ある標茶の自然の豊かさをもっと掲載すべきとのご指摘ですが、本町のホームページをリニューアルすべく予算化をさせていただいたところであり、現在その充実化に向けて検討しているところであります。町のホームページを開いたときに、さらに本町に魅力を持っていただけるようなものにしたいと考えておりますので、ご理解を願います。

次に、移住に当たっての優遇制度が示されていないとのご指摘でございますが、北海道で実施しているU I Jターン、新規就業支援事業が該当する事業になりますが、本事業は労働政策としての事業であるため、所管の観光商工課のカテゴリーでホームページに記載しておりますが、移住のカテゴリーとリンクするように変更しておりますので、ご理解願います。

次に、土地の無償提供、住宅確保に当たっての助成制度はどのように検討されているかのお尋ねですが、現在、塘路市街地にある空き地を町で取得し、移住希望者に提供するとともに、子育て世帯など、若い方に魅力を感じてもらえる仕組みとして、移住される方の年齢や家族構成などの要件に合わせて助成金を交付している自治体の事例を参考にしながら検討を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

看護師、介護士などの有資格者を優先させ、さらなる優遇措置を設けるなどして、人材確保の積極的な取組が必要と考えるのがいかかかというお尋ねですが、特定の業種の求人については、現在は担当課が町ホームページへの掲載やハローワークでの求人募集、広報しべちやなどの折り込みなどにより周知、募集をしている状況となっております。また、移住促進の事業としては、有資格者はもちろんですが、それ以外の職種を希望される方も含めて、本町に来ていただける方は一人でも多く住んでもらいたいという思いで移住促進に取り組んでおります。特定の業種に向けた効果的なプロモーション活動の方法や特定の業種への優遇措置の事例などについては、今後、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） ホームページのリニューアル化をするということですから、その辺で標茶のPRというものを期待したいなというふうに思うのですが、ちょっと余談にな

りますが、以前、憩の家の問題のときにもお話をさせていただきましたが、標茶が本当に大自然豊かだと。標茶に住んでいる写真家の皆さんが四季折々の写真を撮って、そして私に見せていただきました。これだけのすばらしい大自然、生息動物含めて。ですから、このことも積極的にPRをするべきだというふうにもその方もおっしゃっていただきましたが、私はそのとおりだと思うのです。

それから、厚生のところへ行きましてもそうですが、多和平の星空、あの星を見たら都会の人は本当に感動するのではないかと札幌の人もおっしゃっていました。私自身はどっぷり標茶につかっていますから、そんなにそうなのかなというふうに思ったこともありましたが、あのブラックアウトのときにあれだけの星を見て、皆さん標茶町民が感動されましたよね。ですから、そういうPRというのをもっともっと積極的にすることによって、先ほど町長が述べた資格者ばかりではなくて、あらゆる方々が標茶に住んでみたいという思いに立つのではないかとというふうに思います。

ただ、今急いでやらなければならないのは、人材確保ではないのですか。ですから、あらゆる手だてをしながら、町立病院の看護師をとにかく求めるということが、私は今、一番の本町の大きな課題ではないかというふうに感じておりますし、町行く方々、町民の方々が本当に困っていらっしやいます。もう毎日不安で仕方がないのだと訴えられておりますので、ぜひ人材確保も含めて、移住の関係も特定業種で担当がやっていると言いますけれども、だけれども全てでやっぱり意思統一をしながら人材確保に当たるべきだというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長、長野君。

○企画財政課長（長野大介君） 移住促進の関係なので、私のほうから答弁させていただきます。

有資格者、今、人材がなかなか、保育士だとかも含めて、看護師等々、介護士も含めてすごく足りないというような状況ですので、特定の業種に向けてのプロモーションというのがなかなか今のところどうすればいいのかというところが見当たらないというようなところもありますので、先ほど町長からの答弁ありましたが、今後、効果的にやるにはどうしたらいいのかというところは研究しながら、移住のプロモーション活動というのは、今週末にも東京のほうであるわけなのですけれども、そういった特定の業種に向けたようなプロモーション活動ではないのですけれども、北海道に来てもらえる、移住をしてもらう、してもらいたいというような方が集まるイベントなので、そういった中で、何%かはそういった有資格者も過去に対応した中ではいるものですから、そういった方に標茶に来てもらえるように取り組んでまいりたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） イベントがあるということで、特定業種ではないですけれども、特に本町の大きな課題である今の要員不足、町立病院の問題を何としてでも早期に解決をしなければならないというふうに思っておりますので、ぜひぜひ全町挙げてご努力をお願い

いしたいということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君）（発言席） 2番、櫻井一隆、答弁を求める者は町長であります。

まず1点目、町立病院の救急外来診療は早期に再開すべきと、こういうふうに思いまして質問させていただきます。

質問の内容でございます。4月28日から標茶町立病院の救急外来受付時間は、平日では午後3時40分から翌日8時30分までの約17時間及び土日・祭日においては全日休止となっております。特にお年寄りの家庭においては、命にかかる問題として標茶を離れる話まで出ております。多くの人々はこのような状況がいつまで続くのかとても心配しているわけで、一日も早く救急外来診療が再開できることを願っており、以下について質問をいただきます。

まず1点目、看護職員が数名不足していると聞くが、現在の状況について説明を求めます。

2点目、広く公募はしていますが、何人の応募があったのか伺います。

3点目、今後の見通しを説明していただきたい。

4点目、公募を継続するなら改善することはないのか。例えば受入れ条件の一つとして住まいが必要になるが、町の考えを伺いたい。

5番目、救急車の出動回数は4月28日から5月25日までに27件ありました。内訳においては、夜間の出動が8件、土日は10件となっており、隊員は十分な休息も取れない、休みも取れない状況にあり、果たしてこのままこのような形でよいのか疑問が残るわけです。町としてこのような実態を把握しているのか、あわせて町の考えも伺いたい。

このようでございます。まず、1点目について質疑をしたいと思えます。よろしく願いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の町立病院の救急外来診療は早期に再開すべきのお尋ねにお答えいたします。

1点目の看護職員の現在の状況について説明を求めるとのご質問ですが、病棟における看護職員につきましては、令和4年4月1日現在26名の看護師が令和5年4月1日現在21名と5名の減員となっており、5月末現在も状況は変わっておりませんが、6月1日付で准看護師1名を採用しております。

2点目の何人の応募があったのか伺うのご質問ですが、6月1日付採用の方、さらには6月中採用予定の方1名、6月中に面接予定の方が1名、休止後に応募されてきております。

3点目の今後の見通しを説明していただきたいのご質問ですが、町立病院が確保しなければならぬ職員数にはいまだに達しておらず厳しい状況にあるとの認識であり、今後の退職者を見込むと現時点では再開のめどは見通せない状況にあります。

4点目の公募を継続するなら改善することはないのか、例えば受入れ条件の一つとして

住まいが必要になるが、町の考えを伺うとのご質問ですが、管内的にも看護師を含め医療職の不足が叫ばれている中にありましては、近隣の区域内での人材確保は難しく、道内、道外を視野に入れた募集が必要となりますが、その際に有効となることの一つとして、ご指摘のありました住宅の確保があります。民間病院では一定程度の家財道具を備えた住居を用意して迎え入れる例もあると聞き及んでおり、短期的な施策としましては難しいものがありますが、中長期的な視野に立っては検討しなければならない施策であると考えております。

5点目の救急隊員は十分な休みも取れない状況にある、果たしてこのままでよいのか疑問が残る、町としてこのような実態を把握しているのか、あわせて町の考えを伺うとのご質問ですが、救急外来を休止する判断の前提としまして、救急車による搬送患者様の対応をどうするのかということがまず先にありました。このことに関しましては、標茶消防署と町立病院、町の関係機関と協議、検討を重ね、現在の対応となったところであります。議員ご指摘の救急隊員に負荷がかかっているのではないかということにつきましては、予備の救急車が出動する事態となると通常待機している職員のみでは対応できないことから、待機職員以外の職員を呼び出し、対応することとなりますので、救急車による搬送事案が増加すると職員の負担は増えるものと認識しております。決してこのままでよいとは思っておりませんが、まずは町立病院における救急外来の再開に向けた取組を強化していきたいと考えているところであります。また、チラシなどにより救急車の適正利用について町民皆様のご協力を求めたところでもございます。

引き続き、町内唯一の病院として役割を果たせるよう、人材確保に向けた努力をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、町長から1番、2番、3番について説明していただいたのですが、鈴木議員も先般質問していますので、重複するところがあります。

それで、私は、今後の見通し、これについてちょっと聞きたいのですが、まず3番目の職員が不足するということなのですが、令和4年1月1日、ここにおいて看護師さんの人員をちょっと見たのですが、会計年度任用職員は8名、そして再任用職員さんが4名と、こういうふうになっておりますね。そして、この令和4年1月1日から令和5年4月1日においての人事の異動の状況を見ると11名の退職があるわけですね。その中でやはり会計年度の任用職員8名おったのですが、そのうちの5名が退職されており、再任用職員4名、そのうちの1名が退職されている。このように今年度においても、令和5年4月1日、会計年度職員は3名、再任用の職員数においては5名となっております。このようなことからして推測するに当たり、推測なのですけれども、どうしてもこの会計年度任用職員、これの退職が今年度も3名あるのですが、そういう方が辞める、あるいは再任用職員、この人も定年で辞めていったり、いろんな形で退職する比率が高くなるのではないかと思います。

ですから、こういう人たちの退職が分かっているわけですから、いかにそこを継続的に補充していくのか、あるいはなるべく辞めないように、勤めていただくように努力することも必要でないかと思うのですが、私が言いたいのは、看護師の学生を、学校に行かれる人、この人に、ひもつきになるという批判もあるかもしれませんが、授業料等のそういう支援とか補助あるいは助成はできないのか、どのような形がいいのか町としてお考えになっていただきたいと、こう思うのですが、いかがでしょうか。まず、この点についてお伺いしたい。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。私のほうから、町立病院の職員の退職の件でのご質問についてお答えしたいと思います。

まず再任用職員、それから会計年度任用職員につきましては、比較的年齢層が高い職員が多くおります。ですので、退職される頻度は他の正職員よりは高めになっているのかなと思います。病棟を含めてやっぱり年齢が上がってくると体力的にきついという部分がございますので、それによって会計年度任用職員なり再任用職員の退職が増えていくのではないかと考えております。ですので、若い方のこの部分の補充、それから職場でこういった形がその方にとって負担の軽減になるのかというところの部分を含めてさらに検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 授業料の支援のお話がありましたので、お答えをしたいと思います。

基本的には既存の育英資金、いわゆる町の奨学金の制度を活用あるいはそれらの拡充という形で対応しなければいけないのかなというふうには思っておりまして、町民の皆さんに大変大きな不安を与えているということは私どもも承知をしております、できるだけ早い時期に、できれば6月定例会までに何とか形にできないかということで研究、検討してきたところなのですが、いろいろ多岐にわたる条件等々がありまして、残念ながら今回は形をお示しすることができませんでした。

検討する中で、既存の私どもの奨学金の中では、一定期間町で就労された場合については免除をするという項目があります。似たような制度を各自治体持っておりまして、金額の限度額、それから免除になるための就労期間に差があるというようなところかというふうに思います。

あと、もう一つ、授業料の免除の関係で言いますと、やはり心配なのは、いつまでもこの求人が続くとはい限らない、定数を満たす可能性がある中で、標茶に就業すると奨学金を返さなくてもいいということ当て込んで学校に行かれると。ただ、標茶に帰ってきたくてもその職がなくて奨学金を返さなければいけなくなってしまうということが起こり得るということ、それについて先行の自治体でも検討しているところはあるようでありますので、それら不具合が起きないように制度設計をしなければいけないのかなというふうに思っているところがあります。

それから、奨学金の返済の関係で支援をするという対策を取っているところもあります。今のいわゆる免除型と言っているようなのですけれども、そのほかに返還支援型という対策を取っているところもあります。

そういった先行自治体の例も参考にしながら、できるだけ早くお示しできるような、そして検討の結果を議員の皆さんとも相談しながら形づくりをしていきたいなというふうに考えていたところでもありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、副議長のほうから奨学金等についての説明がございました。
（「副町長だ」の声あり）

○2番（櫻井一隆君） 副町長ですね。ごめんなさい。副町長からそのようにご意見がありました。伺いたいのは、今お話しになったこの奨学金あるいは今後検討するであろう返還奨励の支援金、こういうものも含めて現在こういうことに応募している人は、標茶の関係でおられるのですか。把握しておられますか。何人ぐらいこういうものを望んでいるのか、そういうこと、高校生あるいは短大生でも結構ですが、そういう方がおれば、把握しているのであれば何人ぐらいいるのか、対象になるであろう、そういう人が何人いるのか教えていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 何か軌道を逸脱したそうですので修正いたします。

それでは、この奨学金等については今後も継続していろんな委員会等で取り上げながら模索していきたいと、こういうふうに思いますので、前言撤回ということで今の発言については取り下げておきます。

5番目について、救急車の出動回数、これは平均すると1日1回出動しているよと、こういうことでございます。したがって、消防は釧路北部消防事務組合、こういう名称なのですかね。これとの話合いで3自治体で運営しているわけですが、鶴居においては釧路市に直送と、こういうことになっているし、弟子屈においては厚生病院もございましてから即対応できる。今も、標茶町は今までは標茶に病院があったので、それが対応できたのですが、4月28日から釧路あるいは近隣町村に当番病院を聞きながら緊急搬送するということになります。こういう中で、町長、この消防事務組合との話合いの中で救急隊員の職務遂行に当たっての時間的な拘束とか、そういうことについて協議されておるのでしょうか。もし協議されておれば、その内容についてお聞かせ願いたいなと、こう思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

お尋ねは救急隊員の時間的拘束についての協議ということであつたのですけれども、もう少し大きくくりなお話は、標茶消防署との間では事前に済ませております。これまでの出動実績から果たしてどうなるかという大まかなシミュレーションをしながら、1つは、釧路への搬送が増えてしまうと複数台の出動が必要になってくる確率が高くなってしまふ、そのときに対処しなければいけないというところで、町立病院からの転院搬送等についての対策を別途町のほうで考えるということ、それについては一定程度緩和をできているのかなというふうに思っているところであります。いずれにしても救急隊員にかかる負荷というのは高まるというのは否めないところがありまして、それについては、先だっても意見交換をしたのですけれども、通常の勤務体制の中で対応してもらっている、時間外勤務等含めてやっていただいているということでお話を終えているところであります。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 4月28日から始まってずっと今日に来ているわけですが、どうしても釧路の労災病院であるとか日赤あるいは市立病院、こういうところが多くなるのですね。厚生病院でも受け付けてもらっていることもあるようですが、どうしても移動に長時間かかると。そして、患者もそれなりに負担もかかるわけですが。どうしても1台が走っていると次に備えてすぐ帰ってこられない。1時間あるいは1時間より時間がかかる場合もありますので、2台を用意しないと行かない。そうするとどうしても先ほども言ったように待機する、そういう職員が要るわけですね。休みなのに1台出ていったから、1台につき3名から4名人員が必要となっているようです。そうすると待機すると。そこに十分休めないのだという話もあります。ここらをどのように解決すればいいのか。やっぱり若い隊員さんも毎日毎日の出動で、そのほか消防訓練であるとか、いろんな庶務がございますから、多忙の中でこういうことをやっているわけですね。ですから、なるべくこの若い人たちに依存しつつ、寄りかかるのでなく、何かうまい方法がないのか、消防の中でその話はできているのかな、何かいい解決法はないのかなと、こういうふうに思うわけで、そこらの話を聞きたかったのですが、お話しされていないようでしたら、これは仕方がないなど。今後、過度な負担を救急隊員にかけないような、そういうことを模索してほしいなど、こう思います。いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

救急隊員の養成につきましては、計画的に行うことで学校等に送り込む人員を予算上措置してきているところでありまして、それは救急外来休止あるなしにかかわらずやっているというふうに取り進めてきたところです。今回の事態を含めて、今、実際、標茶消防署には2台の救急車があるのですが、では3台目を措置しなければいけないのか、するかという話をしたときに、車両はともかく1台の救急車を運用するために数名以上の隊員が必要だということで、それを一気に採用するというのがやはりちょっと現実的には厳しいものがあるだろう。であれば、やはり今回の件に関して言うと、看護師の確保による救

急外来の再開というものをまず第一に考えるべきではないのか。これが先ほど来こちらのほうでもお答えさせてもらっておりますけれども、仮に本当にずっと見通しが見つからないようなことになったときには救急車のことも考えなければいけないのでしょうかけれども、今はそうではないというところであります。

それから、冒頭、北部消防ということでお話があったのですけれども、組合内の消防署間の約束事としては、応援の出動をお願いすることもできるというふうに聞いております。ですので、標茶消防の救急車がないときに何か起こったときには弟子屈あるいは鶴居からの応援ということも想定はあるのですが、ただ、こちらに来るまでの時間等もありますので、それらの事案の発生場所によってはそういうことも要請をしなければいけないのかなというふうに考えていたところでした。それらについて、この間、打合せをしてきたとことでもあります。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 分かりました。この件については、後日またいろんな場面でお話しする場所もあるかと思えます。

それでは、2点目に移らせていただきたいと思います。2点目は買物バスの運行を考えるべきではないかというお話でございます。

質問の内容ですね。町内の市街地は、無料でのりあいハイヤーを6月1日から来年の1月12日まで、条件付ではありますが、運行が始まりました。しかしながら、それ以外の地域住民においては、このような恩恵とは無縁の生活を送っているわけです。現在の病院に来るバスを活用しまして、のりあいハイヤー同様、この人たちにも利便性を図るべきではないのかと、こういうお話をさせていただきたい。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の買物バスの運行を考えるべきではないかのお尋ねにお答えいたします。

市街地循環バスにつきましては、平成27年から28年にかけて高齢者へのアンケート調査や老人クラブ等への聞き取り調査を行い、通院や買物に困っているとの意見がありました。これを受けて平成29年度から令和元年度にかけて市街地循環バスの試行運行を行いました。その後3年間は、新型コロナウイルス感染症対策を優先するため中止せざるを得ませんでした。今年度、試行運転を再開し、本格実施を目指したいと考えております。

ご質問の現在の病院に来るバスを活用してのりあいハイヤー同様、利便性を図るべきではないかとのことでありますが、地域の足である路線バスは、6路線を月曜から金曜までの朝夕に運行し、日中は週に1回の昼の便、それ以外の日は行事バスとしての役割を担っております。現在の人員と車両ではこれ以上の任務は困難な状況にあり、地域と市街地を結ぶ重要な移動手段である路線バスを維持することが、まずは最優先であると認識しております。

この3年間、特に高齢者の方々は外に出る機会が減り、精神的にも体力的にも健康に過

ごしていただくためには様々な支援が必要と考えております。その一環として、今回、標茶市街地でデマンド方式による試験運行を行い、町民の方々にどのくらい利用していただけるかを再検証いたします。その中で路線バスとのりあいハイヤーの乗り継ぎにより通院や買物の利便性が高まるような方法についても調査してまいりますし、継続して広大な面積を持つ標茶町に合った交通体系の整備を研究してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 私が求めているのは、この6路線のバス運行、それはいろいろ多岐にわたって使われている、時間的制約も分かります。ただ、今、年寄り、ある程度年齢いくと免許を返納しなさいと、こういうことを言われているわけですね。それで、子供も心配だ、自分も自信なくなってきたから免許を返納しますと、そういうふうになると、街の中はハイヤーとかいろんな交通手段があるけれども、郡部においてはどうしても行きたいときに行けないと。足がなくなるわけですね。足がないから歩いてもこられないし、自転車も危険だと。こうなると、どうしても患者はバスで病院に来る。このときに30分でもいいから買物に行かせてくれないかと。30分。年寄り結構足もおぼつかないところがありますけれども、非常に買物に出ることが不便なことが多いわけですよ。30分でもいいからフクハラとか農協とか、そういうところに置いてくれば買物ができると。そうすると非常に助かるのだよと、こういう話があるわけです。何とか30分、待機時間を延長しながら買物など考えられないでしょうかね。あと、病院からのりあいハイヤーでその目的地まで行って、そして帰ってくることもできます。出発時間を30分あるいは45分でもいいですわ、延長できないものかと、こういう提案なのですよ。どうでしょう。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えをいたします。

路線バスにつきましては、町長がいたしました答弁とも重複いたしますけれども、昼の便がある日に関しましては、バスの清掃も含めて時間的には相当厳しい中でやっておりますので、この日につきましては、さらに用務を入れるのは現実的にはちょっと難しいと考えております。それ以外の日におきまして、例えば朝便の後に、もう一便といいますか、45分遅らせて走らせられるかといいますと、これはもう行事バスとかぶってしまいまして、やはりちょっとなかなか路線バスによる対応は難しいのではないかと考えております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、路線バスにおける対応は難しいとおっしゃいましたけれども、そうしたらどのようなバスなら対応できるのか、何か腹案はありますか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

現在、6路線、路線バスが走っておりますけれども、平日5日間の中で週に1日だけそれぞれの地域で昼便を走るということをやっております。これ以上もし路線を増やすと

なれば、やはり増便が必要になってくると思います。ただ、その場合にはやはり人員の確保が、ほかの件でもいろいろありますけれども、やはりバスにおきましても人員の確保が一番の課題になってくるのではないかと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ですから、路線バスを新たに用意するか、人員を確保するとか、そういうことは可能かもしれません。けれども、新たなここで出費が要るわけですよね。そういう新たな負担をしない中で、この路線バス、患者バスをうまく活用する。30分、40分時間をくれれば何とか買物できるわけですよ。そういうことは考えてみたことがありますか。山のお年寄りが来たときに買物できない。30分、40分でいいのですよ。ちょっと待って買物させてあげる、そういう配慮も必要ではないかと。どうぞ検討してみてください。駄目だ、駄目だ、できないでは何も議論になりませんから、進歩も何もないわけですから。ちょっと考えてみてくださいや。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

昼便の運行なのですけれども、朝便が終わって帰ってきまして、その後、昼便が地域に参ります。そして、また地域を回って標茶の街に来るのですけれども、例えば磯分内便で申しますと、大体標茶の昼便で標茶に着く時間が、役場近くで12時53分とか、それぐらいの時間です。夕方の便が出るのが4時です。なので、その間にできればのりあいハイヤーを利用していただいて、役場でのりあいハイヤーに乗って、買物とか銀行とかいろんな用事をこなしていただいて、4時に戻ってきていただいて、また路線バスで帰っていただくというのが一番いい、私どもが想定している利用方法でございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） あるのではないですか、そういういい提案。それを求めているのですよ。ぜひそれを全町において、うまく知恵を使ってやってください。お願いいたします。いい回答をいただきましたので、張り切って3点目に参りたいと思います。

3番目です。標茶霊園の水道設備、これの改修及び休憩所を兼ねた、あずまやというのですか、そういうものの新設を求めたいと、こういう話でございます。

内容です。墓地の水道設備は4か所あります。もう1か所奥にあるのですが、これは水道設備なのかどうか分からない、ただ蛇口がついていて、水は出たり出なかったり、こういうものですから入れておりません。入り口の、入ってすぐの水道においては、パイプに蛇口が1個ついている、それだけなのですよ。流し台もなければ排水設備もない、申し訳程度の仮設工事で幾年も過ごしておりますよね。

霊園というのでしたら、今後もこのような状況が続けるのですかと甚だ遺憾に思うわけでありまして。継続的に水道設備と休憩のできるあずまやなどを造ってみてはいかがでしょうかとという提案でございます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の標茶霊園の水道設備改修及び休憩所を

兼ねたあずまやの新設を求めるのお尋ねにお答えいたします。

標茶霊園水道施設は現在5か所あり、内訳としては、水飲み、水くみができる蛇口が2か所ついている施設が2か所、水飲みと水くみができる蛇口が1個ついている施設が1か所、水くみだけの施設が2か所あります。議員ご指摘のものは水くみだけの2か所のうちの一つを指しているものと思われませんが、これらについては、標茶霊園整備当初にはなかった水道施設であり、国道側のお墓と当初整備された水道施設の間の距離があることから、利用者の要望を受けて増設したものであります。

利用状況を見ますと、お墓参りをされる方々はペットボトルやバケツ等を持参し、それに水を入れ、お墓の花瓶やお供えの水として使用したり、お墓を清掃するのに使用している状況です。なかには家庭から水を持参している方もおり、水道設備に関し、これまで担当には特段の苦情はいただいておりませんでした。

また、あずまやの新設につきましては、霊園内には休憩用のベンチを設置しておりますが、今後さらに木製のベンチを配置し、利便性の向上を図っていきたいと考えております。

現状においては再整備の考えは持っておりませんが、今後さらに利用実態を確認しながら、ご要望、ご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 水道は5か所あると、こういう話でしたから、奥にある1本だけ管が出ていて蛇口が1個ついている、あれも1か所と、こういうふうに考えると5か所になるわけですね。入ってすぐのところの入り口にある水飲み場については、どこにあるかわからないのですよ、はっきり言って。棒が1本出ていて、そこに蛇口ついていると。流し台もなければ、そういう施設が何も無い。水を出せばジャージャーと下にもぐって行って芝生の上に流れていくと。排水みたいな管も1つあるのですが、そこも落ち葉やなんかが入って、いつ掃除したかわからない状態で詰まっていると。こういう状態で、霊園というのもいいのしょうけれども、あまりにもちょっと見劣りする、みすばらしいのではないかなど。

これからお盆も来るわけですから、他町村から、あるいはいろんな方がお参りに来るわけですよ。そんなときに1つ何かあずまや的なものを造って、ちょっと休めるところ、あるいはあずましく先祖の霊に花を手向け、線香を手向けて休める、そういう場所を造るべきでないかと、こう思うのですよ。予算的に非常に厳しいのかも分かりませんが、どうか先祖の霊を祭っている霊園でございますから、それにふさわしいような対応も町としてやってはいかかと、こういうことなのですよ。どうでしょう。造る気ないですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） 担当よりお答えしたいと思います。

まず、水くみの部分でございますが、標茶霊園につきましては、利用される町民の方々それぞれお墓、きれいに清掃、維持管理していただいて、例えば供物であったりとかも置

きつ放しにしないできちっと持ち帰りをいただくというようなこともご協力いただきまして、比較的霊園内はきれいに保たれているというふうに認識しております。そういった意味で、先ほど町長の答弁でもありましたが、表現としては我々、水くみと言いましたけれども、水道施設というよりはお墓に水をあげたりとか、簡単に清掃する部分の水をくんでお墓で使うというようなことを想定してまして、そういった部分におきましては、今の蛇口の部分で一定程度間に合っていると認識しているところでございます。

なお、そのほかにも水を飲む場所として整備されているところも、ちょっと離れてはいますけれども、ありますので、現状としてはそういったところをご利用いただきたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 蛇口にホースが1個ついているだけ、それで用が足りると、こうおっしゃるのですね。だけれども、私が思うには、やはりおけだとか、ひしゃくというのですか、ああいうものがあつたりすればもっといいのしょうけれども、持って帰られたら困るからそこまで要求していないですよ。ただ、水をくむにしても何にしても流し台の一つぐらいあってもいいのではないかと、こう思うわけですね。排水も管はあるけれども、すぐ詰まってしまう。上のほうは、上にある展望できるところ、あそこは立派なものがついています。だけれども、そこも水飲みの蛇口がないわけですね。管理も十分でない。ですから、もうちょっと、使っている人たちが気を遣って供物やなんかを下げていってきれいに使っているというのだったら、町もそれに応えるべく、あずまや的な休憩のできるようなものを設備しながら、ゆっくりと先祖の霊に参っていただけるような、そういう配慮が必要でないかと、こう思うのですが、どうでしょう。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） 先ほど水道施設、何か所かあるのですけれども、ひしゃくであつたり、水を入れる入れ物、ごめんなさい、あれはお盆の時期になりましたら、うちのほうで設置して、お墓に来られた方に自由に使っていただくように置いているところもございます。ただ、通年としては先ほど議員おっしゃられたように盗難とかの問題もありますので、ずっとは置いていませんが、そういったお盆の時期の町民の方が多く来られる時期については、そういったものも置いて利便性を図っているところの取組をしておりますので、そこら辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） お盆は特別にそうやって配慮してくれているのだったら、流し台の一つぐらい造ってくださいや。恥ずかしいですよ。どうです。そんなに高いものではない。もし造れないというのだったら、私、町議でなかったら寄附しますよ。寄附禁止ですからできないけれどもね。そんな高いものでなくてもいいですから、それらしい、標茶らしい霊園を造っていくように少しずつ努力してみたらいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど町長からもお話を、担当からもあったのですけれども、もともと霊園として整備されたときに想定していた水道施設は、それなりのものが2か所、3か所あると。今回ご指摘いただいたものについては、増設要望があって、取りあえずといいますか、取り急ぎ水がくめるだけのものを設置しているという状況にあるというところではご理解いただいていると思います。議員のご指摘を受けてちょっと思っていたのですけれども、それがどこにあるか分かりづらいというのは、やはりそれは設置者として不十分なのだろうなというふうに思いまして、まずそれについては、ちょっと担当のほうとも話をしながら、利用者が利用しやすい環境をつくってやる必要があるのだろうなというふうに思っておりました。

あと、排水のほうなのですが、恐らくは地下浸透させるためにパイプを埋めているだけの状況だと思うのですけれども、流しを置いてそれで堪え得るかどうかというようなところも併せて考えなければいけないのかなというふうに思います。

恐らく議員のご指摘は見た目の問題もあろうかと思しますので、ある場所を案内するというか、表示と併せて改善の余地があるかどうか検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） お盆も近いので、なるべく早く墓地については着工していただきたい、何とか形にしていいただきたいなど、こう思うわけです。

これで私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

5番、鴻池君から通告がありました救急外来一時休止に対する対応については、通告取り下げの申出がありましたので、許可をいたします。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君）（発言席） では、2つ目の質問からさせていただきたいと思いません。

まず、お悔やみハンドブックを作成してはということで、町民に対する様々な窓口対応については今までも何度か質問をさせていただいておりますが、町民に対し負担をかけないように、ワンストップを目指し取り組んでいるとの答弁をいただいております。このたび町民の方々より、こんなサービスがあると助かると言われる中の一つに、お悔やみハンドブックを作成してほしいという声がありました。現在も「ご遺族の方へ」というものがありますが、もう少し分かりやすい説明文も入れた、例えば防災ハンドブック、ごみ分別マニュアル等と同様な冊子型を作成できないかを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員のお悔やみハンドブックを作成してはとのご質問にお答えいたします。

ご質問ありますように、ご遺族にとって死亡や相続に係る手続は多岐にわたり、なじみのない手続に不安を感じ、大きな負担となっているのではないかと推察されるところです。そのため、ご遺族の負担を少しでも減らすことができるよう、本町では死亡届が提出され

た際、手続及び必要なものの一覧をご遺族へお渡しし、また、死亡届が提出された際に関連部署で情報を共有し、ご遺族が来庁された際には手続の漏れを防ぐとともに、待ち時間の短縮を図ってきたところですが、ご遺族にとっての不安は、手続漏れや書類の不備により何度も窓口へ来なければならぬ状況ではないかと考えているところです。

議員ご指摘のお悔やみハンドブックの作成でございますが、お悔やみハンドブックにより事前に必要な手続等を把握しておくことは、ご遺族の負担軽減が図られるのではないかと考えるところです。しかしながら、個人の状況により手続内容も多岐にわたること、また、役場以外での手続をどう網羅するかなど他の自治体のお悔やみハンドブックを参考にさせていただき、研究、検討させていただきたいと考えております。まずは現在の一覧表の見直しを行うとともに、これまで同様に窓口が連携をし、個別の状況に応じて対面で説明をさせていただき、ご遺族の負担軽減を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 今回の町長の答弁では一覧の見直しを検討するということなのですが、私、その一覧というか、小さいのですよ、あの紙ね。それを様々な書類と一緒に持ってやっているうちに、その紙がやはりどこか書類の間に挟まってしまってなくしてしまったとかという声もたくさんありました。なので、やはりそういうところで、そのときの精神状態というか、葬儀が終わった後に本当に心身ともに疲れていて判断力がちょっと散漫になっているときに、本当に見せていただいた紙が小さいもので、味気ないという言葉は失礼かもしれませんが、何かそんなふうを受け止められる、私もそういうふうに感じましたし、実際にその紙を持って役場の中に入ってその手続をした人たちの声から、やはりもう少し見やすい、分かりやすいイラストがついたようなとか、何かそういうような、もう少し配慮したものがあってもいいのではないかと。それはやはり防災ハンドブックだとか、ごみマニュアルのようにカラーで、こういうところに置いて分からなくなるような、そういうような配慮があってもよいのではないかとという声と、やはり精神的、肉体的にも疲れているときの対応として、町民に対するサービスとして、これはぜひとも取り入れていただきたい。そして、ほかの自治体がこういうところを既に取り入れているところもありますので、まずそこにぜひとも参考というか、見学に行ってくださいとかという取組もしていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

議員ご指摘された現在渡している冊子というのは、こちら。小さいものでA4の半分でございますが、こちらの部分を今、渡している状況、まずは当面こちらを見直ししていくということです。

後段の他の自治体ということで、私も委員からこの一般質問があった後に他の自治体のお悔やみハンドブックをちょっといろいろ何市町村か見て印刷をしてみました。いろいろ

各自治体で工夫されていてすごいなというところでありまして、どこまで、あまり細かく載せると逆に混乱するのかなということ、冊子も厚いので、厚くなってしまいうのもどうなのかなというのはありますので、そういったことも踏まえながら、ただ、あと町長からも答弁ありました、私も経験があるのですが、役場の手続よりも、意外と役場以外の手続も多岐にわたりますので、そちらのほうもかなり、そちらのほうが私の印象としては困難な面もありました。ですので、どこまでこういった形で載せるかも踏まえながら、他の自治体の部分を参考にさせていただきながら、作成に向けて直ちに取りかかりたい。ちょっとまだ完成の時期を申し上げるまではいきませんが、取りかかりたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 作成に向けて早急に取り組んでいただければ本当にありがたいなと思うのですけれども、今回家族の方からもう一つ言われたことが、やはり全部手続が終わって帰るときに、マイナンバーカードがありますよね。マイナンバーカードの扱いといますか、本人たちは多分、亡くなった人のマイナンバーカードですので、破棄と言ったらあれなのですけれども、必要ないもののほうに分類として入れたら、これは1年間保存が必要なのですよというようなこともそのとき言われて、初めてマイナンバーカードの取扱いについて分かったのですということもありましたので、できればそういう注意事項みたいなものも取り入れながら他の自治体を参考にさせていただいて、これは本当にできるだけ早く取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですけれども、個別避難の取組について。

2021年度より始まりました政府による防災・減災、国土強靱化のための5か年計画政策により、堤防や道路、下水道の老朽化対策などのハード面の取組が進められています。と同時にソフト面での対策も重要になってくるかと考えられます。

そこで、町としても個別避難計画を進めるべきだと思います。自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある方を対象に「いつ」「どこへ」「誰と」「どういう方法」で避難するのかをあらかじめ決めておくことです。これは、内閣府の調査では作成済み、また、一部作成済みの市町村は全体の7割に上っているとされておりますが、現在の町の現状はどのようになっているのかも伺います。

また、避難所運営や備蓄品の選定、防災対策に女性の視点が欠かせないが、町の防災会議に女性委員は何名入っているのかも併せて伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の個別避難の取組についてのお尋ねについてお答えいたします。

平成25年、東日本大震災の教訓を踏まえ災害対策基準法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が義務化となり、標茶町においては平成29年4月に標茶町災害時避難行動要支援者名簿作成要綱を施行し、現在、対象者は79名となっております。また、令和3年5月、

災害対策基本法の改正により、実際に「誰が」「どこに」「どうやって」避難されるのかという個別避難計画作成を市町村の努力義務化とされ、おおむね5年程度作成することとなっております。

本町の取組としては、令和4年度で災害時避難行動要支援者名簿登録者79名の中で浸水区域に居住されている30名の計画を優先的に作成し、一部策定として報告しております。個別避難計画については情報更新も必須であり、作成した30名の個別避難計画もつくって終わりではなく、さらに関係機関のご意見等をいただきながら随時更新を行い、災害時に即時対応できるよう努めてまいります。今年度は、さらにスピード感を持って各関係機関との連絡を取り、災害時避難行動要支援者名簿登録者全員の個別避難計画策定に向けて取り組んでまいります。

後段のご質問の標茶町防災会議への女性委員の参加の状況であります。現在1名となっております。議員ご指摘のとおり、避難所の運営、備蓄の在り方、また、災害情報についても改善あるいは充実が求められており、女性からのご意見も極めて重要と考えているところです。現在、防災会議に新たな女性の委員に参画していただくことで調整しておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 今、町長の答弁の中で79名中のうち30名が個別避難の対象として名簿も作成しておるということなのですからけれども、もう一つ突き詰めて町内会単位か、それかまたもっと細かく班とかという単位にも絞って行って、最終的には私は誰を連れて逃げるというところまで持っていかないと、やっぱりこれは誰かが連れて逃げていってくれるのではないかという曖昧な形のままでいくと、最終的には逃げ遅れとかという方になってしまうのではないかというふうに考えます。

私が言いたいのは、もっと突き詰めて、きめ細かく、誰が誰を連れて逃げる、そのところをやはり明確にしていかなければ個別避難というところにはたどり着かないのではないかというふうに考えているのですけれども、ここまでのことについて町としてはもう少し何か考えているところがありましたらお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

平成25年の基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が法定化されております。この趣旨は、まさしく議員ご指摘のとおり、誰が誰をどこにどうやって避難させるのかというのを決めなければ、名簿を作ったというのは意味がありません。過去、別な議員からご指摘ありました実際の標茶の例でも、近所のおばあちゃんがいて、それがいなかったと。実は避難所にいたという事例を教えてくださいましております。そういった方、そういった情報が、避難していればいいのですけれども、結局それを事前に、平常時に決めておく、いざとなったら私は誰を避難させるということを取り決めておくというのが、この名簿作成の趣旨だというふうに私も理解しております。

まだまだ79名、この79名も、この要綱の中では65歳以上の者のみで構成するとか、要介護が3ですとか、身障者手帳1級、2級ということでこの79名というふうに絞っていますが、ここで漏れた方で本当に、それ以外は自力で自分で避難できるのかということも、これは各町内会さん、ご指摘された班長さんとの情報で、実はそういう方もいるのだよということを教えていただきながら名簿の充実、加えていくとか、そういったことも必要なのかなというふうに考えております。

また、できた名簿については、町内会さん、それから警察と情報共有するということになっておりますので、随時更新も必要かなというふうに考えております。ご指摘あったように作って終わりではなくて、誰が誰をどこにということをしちつと定めておいて情報共有していく、いざとなったら速やかに避難していく、そのことが大切だと思っておりますので、そのことを意識しながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） あと、もう一つは、防災対策のところに入っています女性の人数なのですけれども、ここが1名ということで、これはもう、もっともっとやっぱり増やさなければいけないなというふうに思います。やはり妊娠している方、小さいお子様を連れている方、本当にそういうふうに体がちょっと不自由な方、そういう方々が避難してきたときに、やはり女性の目線できめ細かい支援という部分が大切になってくるというふうに思います。避難はしてきたけれども、その中で不安を感じるというようなことがあってはならないと思いますし、本当は避難するようなことがないというのが一番なのですけれども、最近ちょっと変な雨が集中的に降ったりとか地震が多かったりとかしていますので、こういうときに不安を抱えながら避難をしてきた方に対する心のケアというか、そういう部分も含めて、やはり女性をこのメンバーの中にまだまだ入れていく必要が私はあると思います。この点について、まだまだ増やしていくという考えが町の中であるのでしたら、ちょっとお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

国のほうでは2020年に防災会議のメンバーに女性の比率30%を目標にしていたということがありまして、達成したのは道内自治体ゼロでありました。それで、防災会議の中で、これは研究にも現れているのですけれども、女性委員の比率が高くなると備蓄品や避難所運営で大きな差が現れると、これ、研究報告されております。トイレですとか備蓄、それからセクハラ防止、いわゆる避難所の運営の指針など、女性委員が入ったほうが老若男女の困難を軽減することに直結すると断言されている教授もいらっしゃるようであります。また、国のほうからも、避難所での女性への暴力、それからセクハラ防止のための対策も女性委員が入ることで高まるということも指摘されておりますので、現在1名打診しております、快諾を得ております。防災士の資格を持つ方ですけれども、釧路でも様々な防災の活動をしていらっしゃる方をお願いをしたら快くご承諾をいただいておりますので、

速やかに委員になっていただくよう手続を進めておりますが、まだまだ、それでも2名になりますので、これから増やしていくという考えは持っています。委員の定数も上限ありませんので、様々な形で意見を聞く場として防災会議の部分も女性に入っていて充実させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 今、女性の人数だけを聞きましたけれども、男性は何名いて、今そのうちの女性が1名。これが30%までなっていくとすると、女性は何名ぐらい入ることが理想というふうになるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えします。

今、防災会議のメンバー18名ですので、5名ぐらいが3割になるのかなと思います。まだまだ足りませんので頑張っていきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 分かりました。では、あと、そうしたら足りない部分は、本当にここは、真剣にという言葉はちょっと変なのですけれども、これも早急に30%を目指し、やはり避難してきた方々に心身ともに不安を与えない、誰一人取り残さないという、逃げ遅れがないというような避難体制を町としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時12分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

深見君。

○1番（深見 迪君）（発言席） 早速質問したいと思います。

私は、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートについて質問するわけですが、Jアラートというのは、弾道ミサイル攻撃に関する情報のみでなくて、緊急地震速報とか津波警報、気象警報などの緊急情報、これを全国的に情報を知らせていくということで、最近では私たちがJアラートの警報といいますか、少し慣れてきたところもあるのですけれども、そのことについて、人の命に関わることでですので、前回も質問したのですが、また質問をさせていただきます。

今年の4月13日に北朝鮮がICBM級の弾道ミサイル1発を発射しました。政府は、午前7時55分頃にJアラートを発令しました。しかし、ミサイルが日本海の我が国排他的経済水域（EEZ）外に落下したものと推定、北海道上空を飛行しなかったと見られ、政府

内でも混乱が見られました。この件に関して国会内の与野党から苦言が相次いだと報道されていますが、本町の体制は、このときどういうものであったのでしょうか。

昨年12月4日で質問しましたがけれども、この時間帯は児童生徒の登校時でありました。各学校にはJアラート発信時に対応するマニュアルがありますが、このマニュアルは実態とかけ離れていて実効的ではないと私は思っていますし、前回もそれを指摘いたしました。見直しをする必要があると考えるのですが、いかがでしょうか。

昨年の質問に対して教育委員会は、学校現場の対応の仕方、保護者、家庭、子供たちの行動の取り方の徹底が不足していると答えました。その後、そのことについては改善されたでしょうか。

マニュアルは、非常時、災害等の状況によってその在り方が当然変わるべきと考えますが、いかがでしょうか。教育委員会が必要と思われる非常時、災害等のマニュアルは幾つかあると思いますが、その内容について伺います。

以上。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員のJアラート発信時のマニュアル対応の見直しの1点目のお尋ねにお答えいたします。

令和5年4月13日午前7時55分頃、北朝鮮によるICBM級弾道ミサイル発射に伴い、Jアラートが発信されました。本町においては、Jアラートは正常作動しており、野外放送、防災行政無線戸別受信機により放送がされております。

体制についてのご質問ですが、午前8時0分、担当職員が登庁し、釧路総合振興局防災担当に一報し、現段階では追加情報なしを確認いたしております。8時5分、国民保護担当課職員での情報収集とする担当課室体制を取っております。教育委員会でも、担当職員が登庁し、8時5分に、町内小中学校へ生徒の安全確保について連絡をしております。また、路線バス、スクールバスについては、Jアラート確認後、直ちに停車していることを確認、担当課室より解除まで待機を指示、8時22分にミサイルの落下の可能性がなくなったことが確認との連絡を行い、通常運行を開始しております。

ミサイルが北海道の上空を通過しなかったことに関する町民からの問合せ、苦情は確認されておりませんが、Jアラートを聞いた店舗職員が歩いていた児童を店舗内に避難させたという情報は入っております。

その後、8時44分に防災行政無線戸別受信機での落下の恐れはなしとの放送を行い、8時54分に国民保護担当課職員での情報収集とする担当課室体制を解除し、釧路総合振興局防災担当に連絡を行ったところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

2点目のマニュアルがあるが実態とかけ離れていて実効的ではない、見直しをする必要があると考えるがどうかのお尋ねですが、各学校におけるマニュアルについては、2017

年9月の北朝鮮のミサイル発射によるJアラート発令に伴い、6年前に発令時の行動の取り方として、対応方法をマニュアル化したものと認識しております。また、6年前及び昨年の発令時には、教育委員会から学校長、学校長から保護者宛てに「『Jアラート』が発令された際の対応について」ということで、登校前、登校後、登下校中、スクールバスの対応方法について周知を行い、行動の取り方などについてお知らせをしているところです。学校におけるマニュアルの見直しについては、当初作成されたマニュアルのままとなっているところもあり、Jアラートによる情報伝達のメッセージの追加や変更もされており、行動の取り方についての対応は変わりませんが、情報伝達、解除の判断などについて一部見直しが必要と考えております。

3点目の昨年は行動の取り方の徹底が不足していたが、その後改善されているかのお尋ねですが、2点目で答弁したとおり、昨年の発令時に学校から各保護者宛てにJアラート発令時の対応、行動の取り方について再度周知し、改善を図ったところであり、4月13日の発令時においては、大きな混乱もなく、改善がされたものと認識しております。

4点目のマニュアルは非常時、災害時の状況によってその在り方が当然変わるべきと考えるがどうか、教育委員会が必要と思われるマニュアルは幾つかあると思うが、その内容についてのお尋ねですが、非常時、災害時の内容も異なり、同一のマニュアルでは対応が難しいため、変わるべきと考えます。また、教育委員会としては、現在、Jアラート発令時の対応マニュアルのほか、自然災害時の地震時や大雨や大雪時の対応の在り方、スクールバス運行マニュアルを持っており、地震時は、震度4以上の地震発生時は施設点検の報告義務づけや、避難訓練を基に児童生徒の安全確保の取り方など防災啓発をしており、大雨や大雪時には、警報発令時にはすぐに連絡を取れる体制確認や、臨時休校や繰上げ・繰下げ対応の方法、連絡体制などをマニュアル化、また、スクールバスの運行に当たって、運行中のトラブル発生時の対応や緊急時対応法についてマニュアル化しております。また、その他非常時、緊急時などのために、学校と教育委員会、関係するバス会社等との緊急連絡体制も構築し、年度当初に確認をしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） スクールバスに対する指示、通達、伝達といいますか、これは以前のときより前進したのかなというふうに思います。これちょっと聞きたいのですが、後で答弁いただきますけれども、スクールバスに通知して運行を開始した時間というのは、登校時間より遅かったはずですね。だから、この子供たちは定時より遅く登校したということになると思うのですが、私は1つ、このJアラート時の対応を見直すということなので、それはそれでいいのですが、時間帯なのですね。なぜか今回は北朝鮮が続いているのですが、北朝鮮はわざわざ出勤時や子供たちの登校時を狙ってやっているのかなというような気がしなくもないのですけれども、私、桜町に住んでいます、桜、麻生、平和辺りから登校する子供たちというのは、商店街の前を通りますよね。その時間帯は、ほとんど商店街は閉まっているのですよ。こういうことについても、何か考えていたでしょうか。

先ほど町長のご答弁の中で、来なさいと、屋内に避難させたという例があるというふう
に聞きましたけれども、今言った地域の子供たちというのは、ほとんど閉まっているので
す。そういうことでもありますので、その辺は何か考えていますでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

まず、先にスクールバスの部分で確認のお話がありましたが、4月13日につきましても
Jアラートの発令が7時55分ということで、スクールバスもほぼ、どちらかというとも
う学校に近づいている時間帯でありました。ですから、バス会社には、Jアラート発令さ
れた場合については、その場で停車をし、安全を確認するというのを再度確認したこと
もありまして、バス会社においては、もうすぐ、学校に近かったという場合については、
学校に急いでというか、到着したバスもありますけれども、まだ到着に時間がかかるバス
については、その場で停車をし、安全確認をしたという状況でありました。

それから、登校時に商店街がまだ閉まっているというところで、そういう場合の対応と
してどうできるかという部分でございますが、子供たち、児童生徒、学校を通じて、発令
があった場合については、学校が近ければ学校に急いで入りなさい、逆に家のほうに戻る
のが近ければ家に戻りなさい、もしくは、その中間地とか、逆に家とか学校にまだ距離が
あるという場合については近くの建物に避難をしてくださいという周知をしておりますが、
近くの建物というところがどのような建物があるのかというところは、確かに実際に
避難できる建物があるかどうかというところは、その場面場面によってちょっと異なるの
かなという部分もございます。近くの民家等で子ども110番等々のシールが貼ってある住
宅だとか、そういうところへのお願いだとか、あとは、もしも近くに建物が、そういうも
のがない場合については、地面に伏せて頭を隠すというような対応で、これは国のほうか
らもうそういう対応をしなさいという通達が来ておりますので、そういうような形での学校
への周知をしているところであります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） そういう指導が実際に実効的に行われているのかどうかというこ
とですよね。スクールバスなんかは対応しているのだと思うのだけれども、各学校で子供
たちが、比較的小さな子供を含めて、そういう対応ができるのかと。例えば地震とか水害
とか激しい雷が鳴るとか、そういうときは見えますから、体で感じますから、かばう対応
はできると思うのですが、北朝鮮からミサイルがなんていうJアラートが発せられたとき
に、それぞれの子供たちがそれに対応できるような行動をするというのは、すごく難しい
と思うのです。当然、周りの大人たちもそれにやっぱり対応するような動きをしなければ
ならないのだと思うしね。子供たちは実際、全く北朝鮮のミサイルに関しては、我関せず
という感じで歩いていますよ。これもやっぱりそういう地面に伏せるとか、大きな建物の
陰に隠れるとかという指導をするのかどうか、ちょっと難しいのではないと思うのです。
そういう判断と併せて、そのとき学校の職員は外に出て子供たちの様子を見たのかどうか
という、これは私見ていないから分かりませんが、この2つについてちょっとお願

いします。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

実際、児童生徒がそういう行動をしっかりと取れるかどうかというところは、全てがこちらでも確認できているわけではございませんけれども、こういうミサイル発射が疑われるなり発射されたという通報があった場合について、どういう行動をすべきかというのが示されておりますので、そこについては、しっかりと当然ながら学校での安全教育として、今後についてももう少し子供たちに分かりやすい行動の取り方等については、しっかり指導をしていただくということが大事かなと思っております。

それから、実際、学校職員がどうだったかというところについては、登校中の全てのところまでの確認は当然そこまでできていないと思いますが、学校近くの部分に、もう既に7時55分という部分で、大体の学校は8時が登校時間になっておりますので、ほぼ学校に近づいている登校時間であったというところもありますので、それぞれの学校において、職員が近くに来ている児童生徒については、急いで学校に入りなさいということで指導したということでこちらでも聞いておりますので、それぞれ学校において確認をされたものと思っております。実際、町内で頑丈な建物、地下があればとか、そういうような国からの避難の方法等を呼びかけられておりますけれども、実際どれが頑丈な建物なのかとか、そういうところでは確かに我々としても疑問のところはありますが、まず避難の行動の取り方として、すぐ近くにもし万が一落ちた場合については、それはもう何もならないと思いますが、ある程度距離があった場合に、例えば建物の中で窓の近くにいなければ、そういう破片が飛んできたとしても身を守れるということもありますので、そういうところをしっかりと学校の中で安全教育として、今後も続けていっていただけたらなと考えているところでもおります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） これ、災害とかミサイルですから、対応は非常に難しいと思うのです。そういう登校中とかの時間帯での、結局、子供がいろいろ学校に言われても、その場面場面で自分で判断しなければならないですよ。1人で歩いている子もいるし、何人かで歩いている子もいますし、ちょっと無理があると思います。私は、これを徹底して全ての子供たちにそういう行動を取らせるということは、現実的に無理かなと。地震とか水害とか、そういう目に見えるような危険が迫っているようなときは、大人も外に出るわけですから、それはもう当然、近所の大人の人たちが子供たちをかばうということは想像できるのですけれども、ミサイルはどうすることもできない。一番悪いのは、それを撃った連中が一番悪いわけですがね。そういう意味では、もうちょっとこうしなさいよ、ああしなさいよ、こういうときにはこうしなさいよと言っても、子供、特に小学校の場合は無理だと思うのですよ。そういうことも考慮して、ぜひ先生方、学校と話し合いを持って、どうしたらいいのかと。

結局、さっきどなたかの質問にもありましたけれども、そういうJアラートが発信され

たときに、特にそういう目に見えないような、政府でさえ訳が分からなくなってしまうようなミサイルの発射ですからね。そういうときには当然、各町内会の大人たちに学校や教育委員会が助けを求めること以外にないと思うのですよ。Jアラートが発信されたときに、できるだけ町内の大人の人たちが外に出て、子供はどうなっているのかと。あるいは自分の家に引き込むとかいうような発信を教育委員会はしたほうがいいのではないかなと。そういう手助けなしには、ちょっと守るということは難しいのではないかなということが1つと、市街地の学校と郡部の学校では対応の仕方がかなり違ってくると思うのです。そういう点も含めて、簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えします。

周りの大人等々の協力というのは、当然今後考えなければならないと。町内会なり地域の例えば交通指導に当たっていただいている方だとか、そういう方の指示というか、すぐ避難しなさいとか、そういうような部分でのお話でありますので、当然ながらそういうところは協力をいただいて、今度の行動の取り方、体制の在り方、マニュアル含めて、もう少し学校とも相談しながら、体制のほうは確立していきたいなと思っております。

市街地、それから市街地以外の学校とで当然対応の仕方というのは変わるものだと思っております。市街地の部分については、ほぼ徒歩なり自転車での登下校になりますが、それ以外の学校については、ほぼほぼスクールバスでの登下校になっていきますので、それらについては当然変わるべきだと考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 2つ目の質問に入ります。

今朝もちょっと新聞を見てきたのですが、毎日のようにマイナンバーカードについての事故といいますか、不祥事といいますかが続いて、今朝の新聞でも一面に河野さんが、国民の皆さんに不安を与え申し訳なく思うと。何回謝れば済むのだというような感じで記事が出ていました。

今日は私は、話を広げるとどこまでも続きますので、できるだけ1点に絞って質問したいというふうに思います。それは、マイナンバーカードを取得していない町民に、正しく言えば取得していてもなかなかそれを活用できない町民に、従来どおり健康保険証を発行すべきではないのかという。これが廃止されるのが来年の10月ですね。いうことについて質問したいと思います。

1点目は、マイナンバーカードの取得は個人の意思によるものであるということについては、そのとおりでしょうか。変わってはいないでしょうか。さらに、マイナンバーに関するトラブルが多発しているのですけれども、もう6月2日に参議院で可決して以降も、トラブルが発生している最中に可決しているのです、これね。可決した後でも、毎日のように問題が発生しているのですね。そういうことについての町長の所見を伺いたいというふうに思います。

国は、マイナンバーカードに健康保険証をひもつき（以下マイナ保険証）にし、2024年

秋までに従来の健康保険証を廃止する計画でいます。マイナンバーカードやマイナ保険証を希望しない人は、自ら申請して「資格確認証」を所有して、健康保険証の代わりに使うとされています。これは、マイナンバーカードの取得は個人の意思によるという政府の方針と著しく矛盾していると私考えるのですが、いかがでしょうか。

「資格確認証」の有効期限は1年と聞いています。その都度申請して取得するというのは、例えば国保税などを支払っている町民に対して、大きな差別ではないでしょうか。また、マイナポイントや、今月の広報しべちやにも書いてありましたが、町が行っているマイナンバーカードの申請に対して1,000円の商品券を発行するというのも、あめとむちのあめのほうなのですが、極めて強引で、「個人の意思による」ということと、これは矛盾しているのではないかというふうに思います。実際に聞いて回ったら、隣近所で行ってみるかとかとって、ポイントを一緒になって取りに行ったという人もいました。

現実に健康保険証の「資格確認証」を申請して取得することが困難な町民、寝たきりとか認知症とか、あるいは体が思うように動けないとか、こういう町民が多数いると考えるのですが、これは申請主義ではなくて、マイナ保険証未取得者や必要ないと思っている町民には従来どおり紙の保険証を発行すべきと考えるのですが、いかがでしょう。

この4月から「マイナ保険証」を使わない人の医療費が、さらに引き上げられることになりました。4月からマイナ保険証を使ったほうが初診時40円、再診時20円得になるということですが、このような強引な進め方に問題を町長は感じていないでしょうか。また、マイナ保険証を取得している場合、高額療養費に該当する場合、自己負担限度額以上を支払う必要がないなど、このような差別でマイナンバーカードを進めようとする行為は、国民の健康を守るべき国がするべきではないと考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 1番、深見議員のマイナンバーカードを取得していない町民に従来どおり健康保険証を発行すべきとのお尋ねについてお答えいたします。

マイナンバーカードの取得は、議員ご指摘のとおり、本人の申請により交付されますので、個人の意思により皆さんに取得いただいております。マイナンバーカードに関するトラブルについて、コンビニ証明書交付サービスで別人の証明書が交付された事例や、マイナ保険証で別人の医療情報がひもづけられた事例、マイナンバーカードと公金受取口座をひもづける手続で他人の口座を誤登録してしまった事例、マイナポイントを別人に付与してしまった事例が発生しておりますが、本町において同様な事例はなかったことを確認し、原因とされている人的ミスが発生しないよう再度手続の方法を確認し、同様のトラブルが発生しないよう対策を講じているところではあります。申し述べました事案が全国で発生していることは大変遺憾であります。国において、しっかりと原因究明や対策を講じるとともに、不安を払拭する取組を早急に講じていただきたいと考えているところです。

2点目の自ら申請して「資格確認証」を所有して、健康保険証の代わりに使うとされている、これはマイナンバーカードの取得は個人の意思によるという政府の方針と著しく矛

盾していると考えerがどうかのお尋ねですが、マイナンバーカードを使って医療機関等を受診した場合は、これまではできなかった診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいた、よりよい医療の提供に資するものと理解しています。一方、資格確認証についても、カードを持たない人も安心して医療を受けられる手続として、国において検討されているものであると認識しているところであり、今後も正確な情報提供に努めたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

3点目の「資格確認証」の有効期限は1年と聞いているが、その都度申請して取得するというのは、例えば国保税などを払っている町民に対して大きな差別ではないかとお尋ねですが、資格確認証はマイナンバーカードを取得していない、または保険証のひもづけを行っていない方に対して、申請に基づいて発行する制度となっております。報道等でも大きく報じられているところですが、6月2日にマイナンバー関連法が可決されました。先ほど申しましたトラブルが発生していることもありますが、多くの方が情報漏れ、あるいは情報管理の面で不安になっているものと考えられます。その点においても、国がしっかりと説明を行うなど、マイナ保険証を安心して取得できる環境づくりに努めていただきたいと思いますと考えているところでもありますので、ご理解願います。

また、マイナポイントや町が行っているマイナンバーカードの申請に対し、1,000円の商品券を発行することについてのご質問ですが、国における質疑でも担当大臣が、「様々な形でデジタル社会を推進していくことが必要だということで、この基盤となるツールとしてのマイナンバーカードの普及は、国民、住民の皆さんに資するものであると同時に、また、様々な将来の発展にもつながるものだということで、普及促進は、先につながるものの一つのステップとして皆さんにお願いをしていますが、その理解を深めていただく意味でも、マイナポイントなども必要な経費としてお願いをさせていただいているところですので、ぜひご活用を含めてご理解をいただきたいと思います」と答弁されていることから、矛盾とは考えておりません。マイナンバーカードの交付率が、今後の普通交付税算出における基礎数値としての影響あるいは各補助金・交付金の算定の際に用いられるなど、本町における行政運営に影響が出ることが予想されており、そういったこととならないようマイナンバーカード交付率の引上げに努める取組が、今、町としてできることと考えております。そのためにも、マイナンバーカードの取得は個人の意思によるものとなっておりますが、ぜひとも町民皆さんに取得していただくようお願いをする次第であります。

4点目のマイナ保険証未取得者や必要ないと思っている町民には、従来どおり保険証を発行すべきと考えerがどうかのお尋ねですが、先ほども申し上げましたが、6月2日にマイナンバー関連法が可決されました。国では、そのような方に対して資格確認証の申請を奨励するなど、保険診療を受けられる国民皆保険の趣旨から必要な対応を行うとしておりますが、詳細な取扱いについては今後示されるものと思っておりますので、それを踏まえ、町民に対し丁寧に説明してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

5点目のこのような強引な進め方に問題は感じないか、また、国民の健康を守るべき国

が進めるべきではないと考えるがどうかのお尋ねですが、マイナンバーカードを国民健康保険証として利用することにより、患者にとって利用データの共有等により、診療の質が向上することをはじめ、医療機関、薬局、保険者を含め様々な立場から、よりよい医療につなげるといったメリットがあると理解しております。

繰り返しとなりますが、マイナンバーカードの取得は任意であり、メリットや意義を町民の皆さんにご理解いただき、普及を図ることが重要と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） おおむね町長のご答弁は、今後これらのトラブルの問題や、例えば資格確認証の問題とか、国によってももう少し詳しく提示されるだろうということなので、それは期待していいのかどうか私は分かりませんが、しかし個人の意思だと言いながら100%を目指しているという、このことは、どこから見ても矛盾しているのではないかというふうに思うのですけれどもね。だって、マイナンバーカードを取得した人には、なかなか2万ポイントは段階があって難しいみたいなのですが、ポイントを付与したり、あるいは本町でも1,000円の商品券を出すとかというようなことが、税金ですよ、どんどん税金で行われていると。だから、個人の意思だと言いながらしゃにむに強行しようとしているということを矛盾していないと言っていますけれども、これ、矛盾ではないですか。どうですか。答えづらいと思うのですけれども。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、最初の答弁で申し上げたとおりの内容ですので、同じことを何回も繰り返すのはちょっとと思うのですが、基本的には、今、国が進めている方針に沿って我々は着実にその方向性に向かって進んでいるというところがございますので、議員言っていることが分からないわけではないのですけれども、しかし行政機関としては、やはり国の方針に沿って今の作業を進めなければならないという実態でございますので、ご理解をいただきたい。

ただ、そこについては、あくまでも私どもも強制的にマイナンバーカードの取得を勧めているわけではないです。ただ、いろんな縛りがございますので、それは極力我々の行政運営の支障にならないように対策を講じながら全体的にレベルを上げていければいいのかな。それをやることによって、徐々に様々な連携、特に情報化の世界ですので、いろんなトラブル、必ず問題が発生して、それをクリアしながら平準化していくというのが今までの流れだと思いますので、そのまだ過渡期の中にあるのかな、そんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 本町でそういうトラブルは発生していないというので、非常に安心しているのですけれども、国は、トラブルが発生したところについてはその多くはヒューマンエラーだと、つまり自治体に責任があるのだということを言っているのですね。制

度に責任があるのだというふうには言っていないですね。この点はどうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） おかげさまで現時点で標茶町でのトラブルはないということで、先ほども答弁しましたが、特にそういったものがない。特に人的なミスでというのが結構多いというか、チェックの仕方とか、完全に前のデータを更新してから次に入らないとか、そういう基本的な部分でのエラーが結構あるのかなというふうに見えますので、基本的にはうちは今そういったことはないということで、引き続き緊張感を持って対応するように進めていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 私、本町の係がといますか、担当課が優秀だからこれだけ普及してもトラブルが起きていないのだなというふうには、いいように解釈していますけれども、ただ、先ほど町長おっしゃった、例えば埼玉県保険医協会、「やりたくて導入したわけではないのに、トラブルが7割も起きている」と言っているのですよ、現場でね。「医療現場がシステムに振り回されている」と。「マイナンバーカードで受診するための「オンライン資格確認」システムを運用する開業医の70%でトラブルがあったことが、埼玉県保険医協会のアンケート調査でわかりました」と。「大阪府保険医協会のアンケートでも55%でトラブルがありました」と言っているのですよ。これは大きなところだからそうなのかもしれませんけれども、こういう危険が非常にあるというふうには私思うのですね。

それで、今日のテーマは、マイナンバーカードについては、私、毎日のように資料を集めているのですけれども、もう束になって資料が出てくるのです。これ、とてもではないけれども、議論していく時間的余裕もありませんので、今日は健康保険証、これをテーマにしてだけの質問で収めたいなというふうには思いますけれども、これは担当課に直接聞きたいのですが、来年の秋から申請制度になると。そうすると、例えばマイナンバーカードを持っていない方が申請しに行く。元気な人ならいいですよ。あるいは家族が代わりにというのもいいですけれども、独り暮らしのご高齢の方とか、そうでない人もたくさんいるわけですよ。こういう人たちも、わざわざ1年に1回申請に来なければならないのか。これに対して、さっきも町長が、これからそういうことについてもいろいろ出てくるのではないかという話をされましたけれども、国保税を払っていて保険証をわざわざ申請しに行かなければならないという事態はおかしいと思うのです。こういう人たちに対する、国保税を払ってマイナ保険証を持っていない人たちに対する役場のそういうサービスというのは、考えられないですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） すみません。お答えしたいと思います。

資格確認証を申請しての取得についてのご質問かと思いますが、国からの通知、報道等を見ますと、基本的には申請していただいて発行すると。そして、困難な方も想定されるといったところでは、例えば高齢者施設に入っている方がもしいるとすれば、施設の方に代理でやっていただく。もしくはそういった環境にない方には、最終的には職権でできる

というようなことも、新聞報道等を見ますとなっております。ただ……。

(「ちょっともごもごして」の声あり)

○住民課長(村山新一君) すみません。

(「すみません、もう一回」の声あり)

○住民課長(村山新一君) 基本的には本人の申請に基づいて確認証を発行するというのが原則と今聞いております。高齢者の方で自分で申請ができない方については、例えば施設に入所している方であれば、施設の方が代理で申請をするという方法もあろうかと思えます。もしくはそういった環境にもない方につきましては、担当の窓口のほうで職権において発行するというようなことも想定、検討はされているようではございますけれども、いずれにしても、まだそこら辺の詳細を、きちんと通知が来ている状況にはございませんので、これは来年の秋までの間にきちとした方向性が示されていると思っておりますので、それに基づいて国保担当としては処理するしかないのかなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(菊地誠道君) 深見君。

○1番(深見 迪君) 今のところはそういう答弁しか、方策というか、見通しというかしかできないのではないかなと思うのですが、もう一点だけちょっと聞いておきたいのですが、標茶には特養があります。今ちょっと、さっき見たら5月末で人数が64人ですか、行政報告を見たらそういうふうになっているのですが、これはやすらぎ園長に聞いたほうがいいのかなと思うのですが、大抵はそういう介護施設に入居している人たちが医者から薬を処方されたときに、介護員が、施設の職員が一括して処方箋を薬局に持って行って、そして受け取ってくるスタイルが大体一般的かなというふうに思うのです。寝たきりの方もいらっしゃいますしね。そうすると、これがマイナ保険証になってしまうと、この職員の人たちがというか、特養が全員のマイナ保険証暗証番号を持って、これ、当然ながら必要になりますよね。入居者のカードを管理するだけでも大変なのに、それに加えて暗証番号も大量に持ち歩くことになると。紛失してしまったときのことを考えたら、それだけでも職員が不安になるというふうに言っているところもあるのです。この辺の心配はどうか。

○議長(菊地誠道君) やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長(穂刈武人君) お答えいたします。

ちょっとその辺まで、正直、想定は現段階ではしてありませんでした。ただ、議員ご指摘いただいたように、職員のほうで現在、利用者の薬処方の関係は、手続関係をやっておりますので、そういうことになった場合については慎重に事務を進めていく、そういった形で考えていくしかないかな、そんなふうに思っています。

○議長(菊地誠道君) 深見君。

○1番(深見 迪君) だから、そういうことになったときに職員の負担が大きく増えるのではないですかと聞いているのですよ。暗証番号まで持っていなければならぬですからね。その辺の危険性とか、あるいは負担が重くのしかかるのではないですかと聞いてい

るのです。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えします。

ご指摘のとおり、負担はそれなりに相応の部分は出てくるかなというふうには認識はしております。ただ、そういったことになれば、そのところは責任を持って事務を進めていく、そういった形にしかならないのかなと現時点では考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） その負担というのは、やっぱり量的なものもありますけれども、かなり質的に今までと違った負担になってくるということで、今日はこのぐらいでやめておきますけれども、まだまだたくさんマイナ保険証だけでなくその他の問題もありますから、さっき一番最初に町長がご答弁なさったように、様々なこういう問題が起きているということですが、やっぱり介護に携わっている人たちの負担と責任は、今まで考えている以上に重くなってくると思うのですよ。そういう体制は、まだなかなか取れていないのではないかなというふうに思うので、その点も今後はちょっと研究して、まだ来年の秋まで期間がありますので、また違った角度から質問もしたいと思いますので、その問題についてはこの辺で終えて、3つ目の問題に入りたいと思います。

3つ目の問題は、特別養護老人ホーム「やすらぎ園」、この問題です。

今、待機者は何人ぐらいいるのでしょうか。一番最新の行政報告の資料を見ましたら、入居者64人と書いてありました。やすらぎ園の定員は100人ですが、現在その定員を満たすことができない状況になっています。介護員や調理員等の不足は、どの程度解消すれば100人を受け入れることができるのでしょうか。

従来のような募集では、この先も厳しい状況が続くものと考えます。特別給料表などを設定するなど、思い切った処遇改善を図るなど考えてはいかがでしょうか。

後期高齢者医療保険の2割負担や、今後の介護保険制度の後退など、高齢者福祉は目に見えて後退しています。あってはならないことだと考えますが、これらの現状について町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 1番、深見議員の特別養護老人ホーム「やすらぎ園」100人の定員を守る抜本的方策をとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の待機者は現在何人かとお尋ねですが、待機者につきましては、6月1日現在で58名ですが、そのうち即入園を希望されている待機者は25名で、残りの33名は即入園を希望しているわけではありません。また、入園の順番が来ても、もう少し在宅で生活したりなどの理由で入園を辞退される方もおります。なお、ご家族の方が病気等で在宅での介護が困難になるなど、緊急の場合は優先的に入園していただく対応を取っております。

2点目の介護員や調理員等の不足はどの程度解消すれば100人を受け入れることができるのかのお尋ねですが、介護員の定数につきましては、国の配置基準で定員100人の場合は、介護員の総数は3対1以上のため、34名以上が必要となります。

本町におきましては、これまでの国の基準となる34名以上に対し、利用者の安全確保や介護員の研修受講及び有給休暇の取得促進、介護員の心身の健康を保持し、介護事故の未然防止を図る観点から、介護員の定数は42名を基本として、安全・安心で安定的な施設運営を行ってまいりました。しかし、介護員の現状は、正規職員が20名、フルタイムの会計年度任用職員が9名、パートの会計年度任用職員が3名、合計で32名であり、定員100人を維持していくためには、現時点では少なくともフルタイム介護員は10名程度不足している状況です。

また、調理員の状況につきましては、フルタイムの会計年度任用職員が9名、パートの会計年度任用職員が3名、合計9名ですが、定員100人を維持していた当時は、フルタイムの調理員10名体制で調理業務を行ってまいりました。したがって、介護員同様、調理員の心身の健康を維持し、調理事故の未然防止を図りながら、定員100人を維持していくためには、現時点では少なくともフルタイム調理員は3名程度不足している状況となっております。

3点目の処遇改善についてですが、現在の本町介護職員が適用される給料表は、一般職の職員の給与に関する条例に定める行政職給料表により決定されており、この給料表は医療職を除く全ての職に対して適用されているものです。この給料表における俸給月額ですが、これは国の行政職俸給表と同一の月額によって設定されているものとなっております。

ご質問の特別給料表を設定してはどうかのお尋ねであります。新たな給料表の設定には他の職種との均衡もあることから、これまで慎重な取扱いとしてまいりましたが、ご指摘の人材不足の解消策の一つとして考えられますので、他の自治体の状況、給料表策定の影響などを調査するなど、検討したいと考えているところでありますので、ご理解を願います。

また、処遇改善といった点では、各種手当による措置が考えられるところでありますが、基本的な手当については、地方公務員法及び地方公務員法に限定列挙されているものであり、また、特殊勤務手当についても人事院規則に定められているものが対象とされることとなっておりますが、手当につきましては、給料表と同様に調査、検討を行ってまいりたいと考えております。

4点目の後期高齢者医療保険の2割負担や今後の介護保険制度の後退など、高齢者福祉は目に見えて後退している。あつてはならないことだと考えるが、これらの現状について町長の所見を聞くとお尋ねですが、後期高齢者医療保険の2割負担につきましては、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものと理解をしているところでございます。それは、令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担となっており、今後も拡大していく見通しとなっているためです。

介護保険制度につきましても、後期高齢者医療保険と同様に保険給付費の増大が見込まれており、維持可能な社会保障制度の構築に向け、社会保障審議会介護保険部会の中で様々な議論が行われているものと考えているところでございます。制度の見直しにつつま

しても、今後の医療・介護ニーズや人口の動態等の変化を踏まえながら、質の高い医療、介護を効率的に進めていくために行われるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

すみません。数字の間違ひだけ訂正させていただきます。先ほど調理員の現状について、フルタイム会計任用職員9名と言いましたが6名で、パートの会計年度任用職員3名と合わせて合計9名で、合計の人数は変わりません。失礼しました。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 特別給料表については、考えなくもないというか、考えられることでもあるようなご答弁でした。その点ではぜひ考えていただきたいなというふうに思うのですが、この問題で言うと、厚労省は令和3年で言えば介護職の平均月収は31.7万円と言っているのです。これは本町と比較してどうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 数字を出すのが時間的に厳しければ、大ざっぱでいいです。これよりも低いとか、著しく低いとかね。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時19分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

やすらぎ園長、穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えします。

介護職の正規職員の平均給与でありますけれども、今年度の予算書の給料費明細書、そこにも記載されている数字ですが、給料月額平均で31万9,396円となっております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 特養の場合は、介護福祉士から変わったのですけれども、実務者研修、これは昔のヘルパー1級ですよ。それから初任者研修、昔のヘルパー2級ですよ。それから、資格を全く有していない職員というふうに分かりますよね。特養の場合は、ほとんど介護福祉士ですか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） 正規職員につきましては、全員介護福祉士の資格がございます。あと、会計年度任用職員につきましては、資格を持っている方もいますし、持っていない方も何人かいます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 私、厚労省の数字を出したのは、そういう初任者研修、実務者研修あるいは資格を有していない人という人たちの、これも厚労省のデータでは結構高い金

額にはなっているのですけれども、かなり、5万円ぐらいの差があるというふうに厚労省では言っているのですね。ということは、それと遜色ない給料は用意しているということを押さえていいですか。私が聞いているのは、特別養護老人ホームの職員がなかなか充足されないというのは、給料だけではないというふうにおっしゃっていいですか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えいたします。

待遇面の関係は当然あるかもしれませんが、まずは絶対数が少ない。管内にも本当、釧路市の養成の専門学校も以前は2校あったのですが、今もう1校に減ってしまっている、その学生の人数も1学年に十数人しかいない、そういった状況になっているというふうにお聞きしております。そういった状況の中で、うちみたいな介護施設は釧路・根室管内に相当数ありますので、そちらのほうに流れていく。流れていくというか、専門学校で勉強していて実習とかありますよね。その実習先にそのまま就職してしまうというようなことも聞いていますので、なかなかこちらのほうまで、標茶のほうまで流れてこないというのが現状としてあるのかなというふうにお聞きしております。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、深見君の一般質問を終了いたします。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君）（発言席） 私は、本町の基幹産業である酪農、畜産業を含め、国内の食料生産現場の現状、今、最大の危機を迎えていると認識しています。以前にも同様の質問をいたしました。生産現場では、さらに深刻さが増しています。行政はもとより生産者、農協、関連産業、指導機関、消費者、議会も含め、本町の産業を守るための団体の連盟で国、道に要請文を送るとか、町内で様々な懇談会、特に消費者に酪農、畜産危機の現状を知ってもらう集会や懇談会を持つなど行動を起こすべきと考えますが、町長の所見をお聞きいたします。

本町酪農の今後の方向性を議論する必要性はありませんか。標茶町酪農・肉用牛生産近代化計画の内容では、今日の課題を解決し前に進むことができないと考えますが、いかがですか。

このような情勢の下、新規就農者の現状はどうですか。また、生産抑制等、以前の対応とは異なり苦慮していると考えますが、基準の見直し等が行われているのかお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の酪農、畜産業の危機を打開する政策をとお尋ねにお答えいたします。

1点目の行政はもとより生産者、農協、関連産業、指導機関、消費者、議会も含め、本町の産業を守るため団体連盟の要請文を送るとか、町内での懇談会など、特に消費者に酪農・畜産危機の現状を知ってもらう集会や懇談会を持つなどの行動を行うべきとお尋ねについてですが、酪農、畜産業の危機は本町だけの問題ではなく、管内、道内、ひいては

国内全体の問題であることから、令和5年2月に北海道知事と道議会議長に、3月には国に対して、北海道町村会として酪農経営を継続するための緊急要望書を提出しております。この緊急要請を機に、市町村長、道副知事、国会議員、ホクレン、日本政策金融公庫、各省庁担当者などから成る北海道酪農に関する勉強会が2回開催され、主に金融対策として、牛乳、乳製品の輸出拡大についての意見交換が行われており、セーフティーネット資金の活用や返済猶予等の条件変更への速やかな対応などについて確認が行われているところです。

また、北海道では、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るために、対象児童がいる北海道内の世帯に商品券等を支給する「北海道お米・牛乳子育て応援事業」の申請受付が既に開始されておりますが、この取組に連携する形で生乳の消費が減る夏休みに牛乳券を配布し、消費拡大を図る取組を管内全体での町村で実施する計画を進めているところであり、こういった消費拡大の取組を行うことで、消費者に対し改めて酪農危機の現状を知ってもらえる機会になるものと考えております。

2点目の酪農・肉用牛生産近代化計画（令和3年度～令和12年度）の内容では、今日の課題を解決し前に進むことができないと考えるがとのお尋ねについてですが、本町では酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき、令和3年度から令和12年度を計画期間とした標茶町酪農・肉用牛生産近代化計画、いわゆる酪肉近を令和4年4月1日に定めています。酪肉近は、おおむね5年ごとに見直しを行い、10年後の目標を定めることとされていますが、令和3年度の見直しのタイミングで、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、災害等に強い酪農・畜産の確立を目指し、生産現場における営農活動の継続に向けた対策を促進し、需要が確保されるよう関係者における綿密な連携構築を推進することを酪肉近本文に明記しているところです。

また、10年後の目標値としましては、令和12年度、生乳生産量18万4,520トン、乳用牛飼養頭数4万6,290頭など、令和3年度現在の実績数値を上回る目標を掲げております。昨今の情勢を踏まえますと、令和12年度にこの目標を達成するかどうかは不透明なところもあるかと存じます。しかし、令和8年度には次の10年に向けた酪肉近を策定しなければなりません。状況を踏まえながら計画内容を関係団体と協議し、策定してまいりたいと考えております。

本町酪農の今後の方向性についてですが、自給飼料の確保、家畜疾病の蔓延防止、家畜排せつ物の適正処理、労働力の確保、放牧酪農など多様な経営スタイルの導入など多岐にわたっておりますが、当面は生乳需給の回復が一番の優先課題だと認識しております。1点目のお尋ねとも重なりますが、国や道への要請活動や関係機関との情報交換を図る中から効果的な政策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目の新規就農者の状況はどうか、また、生産抑制等、以前とは異なり苦慮しているとするが基準の見直し等が行われているのかについてですが、本町における令和4年度の新規就農の状況につきましては、2組が営農をスタートしております。生乳生産の配分

については、総乳量500トンを上限として優先配分されておりますが、現在の酪農情勢、特に諸経費等高騰を踏まえますと、非常に厳しい船出であると認識しております。いずれにしても、標茶町担い手育成協議会などの枠組みを活用しながら、営農アドバイスは無論のこと、新規就農者の困り事に対する相談等、きめ細かな対応を心がけておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 第1点目の生産者、関連産業、その他町内会とか、消費者との懇談会、集会等という質問に対して、様々な、道とかそういうレベルでの会議の紹介がありましたけれども、やはり基幹産業である酪農・畜産を標茶の本業としているわけですから、そういう意味で地元の消費者の皆さん、関連産業の皆さんと、今の本当に抱えているこの危機的状況をしっかりと理解していただくためにも、やはりこういう地元でのそういう集会等が必要だという思いから質問したのですけれども、そういう意味では、今、町長の答弁がありましたけれども、先日、私も農協の懇談会に参加しました。幹部の方がそこでお答えになったのは、今のこの酪農情勢、生産抑制がそう遅くない時期に乗り越えられるという意味の答弁があったのですけれども、そういう意味では、町長の考えをちょっと確認したいのですけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 農協での発言の趣旨については、私はその場にいませんので何ともコメントのしようがないのですが、ただ、現状としては依然として厳しい状況は続いています。ただ、国、道を含めてかなりの政策がいろんな形のパッケージとして、今年度も昨年と同じような経産牛の、他府県は1万円ですけれども、北海道は7,200円とか、そういったものも既に同じような形で国から実は提案されています。ですから、そういったものをうまく活用しながら、今の危機的状況を乗り越えていく。あとは乳価の問題とか、それからホクレン関係も、肥料関係が、今、値下がりを表明とかしていますので、昨年から見ると少し変化はしてきたのかな、そんなふうには思っていますので、決して来年からすぐ明るく、前と同じような状況に戻るとは一概には言えないですけれども、少しずつ国の対応も変わってきている。例えば、資金の調達したのものについても、先送りとかそういったものも、国の政策金融公庫とかそういったところが、この前、町村会と国の省庁との話合いの中では、一件一件、各農協と個別のケース、ケースごとに話合いを進めていくということを知っていますので、そういった意味では、いろんな相談の窓口とか、これまでにないような形は少しずつ整ってきたのかな、そんなふうには思っていますが、ただ、厳しい状況は続きますので、私どもはやはり牛乳をまず飲んでもらうことが一番だと思いますので、そういったことを北海道が、今、お米と一緒に牛乳のキャンペーンをやりますので、それと併せて管内町村も全て一斉にそういったキャンペーンをやりたいということになっていますので、それについては今回の補正予算の中で予算も提案させていただいていますので、そういった中でまたご提案をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを

したいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 今の答弁、そういう意味では、今の状況乗り越えられないことはないという具合に考えているのかなという僕の感じ取り方なのですけれども、しかし、農業専門の経済学者の皆さんなんかによわせると、一年しのぎの対策に追われているうちにとんでもないことになりますよと指摘している先生方もいます。根本的に今の酪農の、日本の農業の在り方を考え直さないと、本当に牛乳も飲めない、お米も食べられない、もう卵は自由に食べられなくなっていますから、そういうことが起こりますよということを指摘している部分があります。

それで、先ほどセーフティーネット資金のことについて答弁がありましたけれども、昨年、僕、質問していると思うのですけれども、このセーフティーネット資金、1戸平均にしたら約1,000万円ぐらいの借入れになったという具合に、僕、記憶しているのですけれども、今回、セーフティーネット資金を今後とも使わなければならない状況、営農計画の状況とかは情報として入っていますか。その辺、このセーフティーネット資金でどの程度の農家の人が今年の計画に寄与しているかということの情報がありましたら、教えてくださいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

たしか3月の定例会でもセーフティーネット資金に関するご質問をいただいておりますが、その時は年度末で、セーフティーネット資金のうち特別枠、たしか当時で言うと、コロナ対応に関わる部分、それからロシアのウクライナ侵攻により影響を受けた方に対する部分、2つの特別枠があったのですけれども、こちらの特別枠につきましては、今年度、今年9月までの延長が決まっているというふうに伺っております。先ほど町長がお話ししましたけれども、農水のほうで北海道も含めて各ブロックごとに説明会を開いておりまして、その中でそういったお話を伺っているところでございます。セーフティーネットの資金の活用の状況なのですけれども、3月にもお話ししたとおり、かなりの方がやっぱり経営に苦勞されているということで、借入れは過去にないくらい、ちょっと今具体的に資料は出てこないのですけれども、借入れをしている方がかなり多いというふうには聞いてございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 過去のそういう資金繰りのときには、次の年の生産を伸ばしながらその資金を償還していくという形で営農を続けてこられたのが現実だと思うのですけれども、今日に至っては、生産を拡大することができない、ましてや様々な分野で生産資材等々の値上がり等で、本当に経営の資金繰りというのに苦慮されている農家が圧倒的だと思うのですね。そういう意味では、先ほど質問の最初の頃に、この現実、現状を、やっぱり関連団体と項目を整理して、こういう現状だということで要請していただきたいということも含めて質問いたしました。

次に、本町の酪農の今後の方向性を議論する必要性はないかということなのですが、酪農・肉用牛生産近代化の項目でもありますけれども、非常に文章の中には、草地酪農のことを、草地型畜産の推進、多様な担い手の育成、そういうものの確保に力を入れるという具合に書かれています。そういう中で、今現在、現状を考えますと、本当の意味での草地型酪農ということをもう少し検討、本来の意味での草地型酪農、輸入穀物に依存しない草地型酪農というのはどういう形なのかということをもう少し検討する、中身を深めるといふ検討に入ってほしいという具合に思うのと、放牧酪農で認証されている農家がありますと。この人たちの経営をしっかりと、本当に典型的な草地型酪農の在り方だと思うのですね。こういう人たちの経営の在り方をもう少し分析して、本気で分析して、本当にこの草地型のいい面、今この時代においてこの酪農の在り方がどういうところでメリットがあるのかということの研究してほしいと思いますし、その結果をどこかでお知らせいただきたいという具合に思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） もう少し実際の経営の中身を協力していただいてひもとくというか、そういう形でのやっばり経験というか、そういうことも実際にやっていただいて、その数値みたいなものを出していただければ、本当にこの草地型酪農の意味というのが理解されてくるのではないかと思うのですけれども、そういう意味での質問です。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、酪肉近のほうから、計画策定に至る経過のほうをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

まず、この計画だったのですけれども、令和4年1月に、まさにコロナの真ただ中に策定した計画となります。町長の答弁でもあったように、数値目標については、昨今の情勢を考えると達成はちょっと難しい部分もひょっとしたらあるのかもしれませんが、ただ、ポストコロナを見据え、需要が回復した際には、安定的な供給が図れるよう生産基盤を強化するよという前向きな計画でございます。それで、平時と違い、現在も牛乳の消費は低迷している状況ではありますが、国や道においては生産コスト高騰に係る緊急対策、先ほど町長も申しましたけれども、行っておりますし、今後においてもJAをはじめとする関係機関と連携しながら、そのときに応じた対応をしていきたいなというふうに考えております。

それから、草地型酪農、要は放牧酪農を中心とした草地型酪農の部分についてですが、その部分については、それぞれ経営の考え方というのは違うとは思いますが。既に規模拡大して、放牧を現在されていない方もおられます。例えば、フリーストール牛舎で200頭、300頭という搾乳をしている経営体もございます。そういった方々につきましては、それにより生産性を上げて営農するというスタイルだとは思いますが。また、放牧酪農をされている方につきましては、議員おっしゃられるとおり、良質な粗飼料を確保して、できるだけ配合飼料などに頼らない、輸入飼料などに頼らない形で営農されていると。それぞれの

酪農スタイルの中で、それについては、今現在そのフリーストールで大型化を図っている農家さんがまた放牧中心の酪農に戻すということは難しいとは思いますが、できるどころについては放牧、輸入飼料に頼らない、濃厚飼料に頼らない、より効率的な営農も可能だと思いますので、そうした放牧酪農のよさについてはJ Aも草地プロジェクト等ございませぬので、そういった関係機関とともに啓発というか、より効率・生産性の高い営農が目指せるような形を農家さんにお知らせできるように、そういったことができないかということについて検討していきたいなと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 正直言つて、今本当に困つてゐるのは、大規模化した、様々な機械化をした、そういう人たちが本当に行き詰まつてゐるというのが現状だと僕は思つてゐるのです。そういう意味で、数は少ないけれども、そういうものに影響されない酪農の在り方というものを、やっぱり標茶、酪農の町ですから、土地も豊富なところですから、そういうこともやっぱりしっかりと目指せる環境づくりをしてほしいなという具合に思ひます。

この今の放牧酪農との関わりからも、新規就農者の現状について町長から2組が就農を頑張つてゐるという答えがありましたけれども、そういう意味では、今、新規就農者に対する基準とかそういうものについては、以前答弁していただいたのかと思ひますけれども、ちょっともう一度お答え願ひたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今、議員のほうから、新規就農に関わる基準ということでどのようなものかというふうにご質問があつたわけなのですが、具体的に新規就農者の方は、では牛の頭数で言つたら何頭、乳量で言つたら何トン搾らなければならぬ、そういう基準はありません。あくまでも、例えば青年等就農計画の中で、現状、就農時は60頭で乳量30トンなのだけれども、では5年後に65頭に増頭して500トンを目指しますというような計画を立てていただいて、それらを認定するような形になります。あくまでも、規模に関わる基準というのはございませぬ。ただ、現状を申しますと、この2名とも当初から、例えば多頭飼養で乳量を目指すというような計画は立てておりませぬ。お二方とも放牧を中心とした酪農を目指されて、無理のない営農を目指すというような計画となつてございませぬ。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） そういう意味では、こういう本当に酪農危機を迎へてゐる中で、以前、新規就農した方の話だと、早くこの牛舎をいっぱいにし、50頭の入るところを51頭にしていなければならぬのだと、牛を集めてゐるのだという、そういう話を何件か聞いているわけで、そういう状況では今はないということですね。そういう意味では、いろんな放牧酪農の、先駆者と言つたら語弊あるかもしれませぬけれど、隣の町の三友さんという方がちょっとした文章を書いているのですけれども、放牧酪農をやりたい人は、帯広畜産大学あたりに来る大学生の中で、率直に100人ぐらひはいるのではないかと。それは

やはり20頭、30頭、本当に暮らしを大切にしながらやれる酪農を求めているということみたいですね。そして、学校で勉強しているうちに、そうではない酪農がこう植え付けられてくるといいますか、やっぱり何十頭搾乳の、将来は何百トン搾るといことが、一つの就農するための条件であるというような情報が入ってきて、それが結果的には足かせになる、そういう状況があるのではないかと言っています。そういう意味では、全道には20頭、30頭で酪農をしっかりと営んで生活もしっかり賄える、そういう酪農をやっている、これもまた放牧酪農だという実態がありますので、しつこいようですけれども、いま一度そういう研究をやっぱり真剣にやっていただきたいなという具合に思います。1つ目の質問は、これで終わります。

2つ目に入ります。

新型コロナウイルス感染症5類移行で町民の健康は守れるかについて質問いたします。

町のホームページには、5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したとのお知らせがあります。本町や管内の感染の状況は、どの程度把握できていますか。感染の状況を見て、事業者や町内の行事あるいは個人の行動について判断してきたと思いますが、感染の状況が分からないと判断が難しいと考えますが、どうですか。

基本的な感染対策は、個人や事業者の判断が基本になると書かれています。医学的な知識が乏しい個人や事業者はどのように判断すればよいのか。町として何か独自の取組を考えていますか。

5類感染症への移行により、検査・医療費は無料から自己負担となります。このことによって受診控えが生じることは予想できます。持病のある人や高齢者の健康、命を守る点で問題ではないですか。町長の所見をお聞きいたします。

世界保健機関緊急委員である喜田宏氏は、「パンデミックは終わったわけではない」と警戒を怠らないように訴えています。ここでも高齢者や免疫機能の低下した人たちが亡くなるリスクがあると指摘されています。本町のお知らせには危険性について書かれていませんが、正しく恐れるような注意喚起も必要ではないですか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の新型コロナウイルス感染症5類移行で町民の健康は守られるのかのお尋ねにお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日より法律上の位置づけが5類に変更されました。感染症法上では、感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案し、1から5類等に分類し、感染拡大を防止するために行政が講ずることができる対策を定めています。オミクロン株が主流となってから、発生初期と比較して重症度が低下しており、これまでもその特徴に応じて柔軟に対応の見直しがされてきましたが、陽性の方の自宅待機や入院の勧告といった強力な措置を行うほど国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとの状況とは考えられないと判断し、5類に変更になったものと理解しております。

1点目の本町や管内の感染状況はどの程度把握できるのか、また、感染状況が分からな

いと行動の判断が難しいと考えるがどうかのお尋ねですが、ご承知のように、国では5月7日まで全数把握を実施しており、1週間ごとに市町村別での感染者数を公表しております。5月8日からは定点把握の公表となり、保健所単位での公表のため町内の感染者数は把握できませんが、直近の5月22日から5月28日までの公表数は、1医療機関当たり全道で5.72人、釧路は10.64人となっております。また、国では、5類感染症移行後の基本的感染症対策として、「手洗い等の手指衛生や換気は基本的な感染症対策として引き続き有効」、「流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や混雑した場所を避けることが有効」とされており、それらを継続的に実施していくことが重要であると考えているところです。

2点目の町として何か独自の取組を考えているのかのお尋ねですが、本町はこれまでも国や道の指針に基づき対応を行ってきたところではありますが、5類移行後については、国から陽性になった場合の外出自粛要請等はありませんが、外出を控えることが推奨される期間や周りへの配慮といった内容が示されていますので、それらを実践していくことが重要であると考えており、そういった情報をあらゆる手段により町民に広報したいと考えております。

3点目の受診控えが生じ、持病のある人や高齢者の健康、命を守る点で問題ではないか。町長の所見を聞くのお尋ねですが、医療費等については健康保険が適用され、1割から3割は自己負担をいただくことが基本となりますが、急激な負担増が生じないよう、入院、外来の医療費の一部負担に係る一定の公費支援は、期限を切ってはありますが、継続されることとなっており、それらが措置されるものと考えております。

4点目の高齢者や免疫機能の低下した人などは亡くなるリスクがあると指摘している。本町のお知らせには書かれていないが、正しく恐れるよう注意喚起も必要ではないかのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、5類感染症に移行されても新型コロナウイルスがなくなったわけではなく、特に高齢者や基礎疾患のある方などは感染後の重篤化リスクがあることは承知しております。ワクチンは引き続き高齢者や基礎疾患のある方を優先に行う取組を進めておりますし、ホームページ等で注意喚起の掲載は折を見て実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 今後、このコロナ感染症、町のホームページだと大きな字で書いたのが2枚ぐらいで、町民の皆さんが不安に思っている部分、そういうことが生じたときにはどう対応するのかという、そういう具体的な、まだ5類に移行したばかりですから、町民の皆さんが不安に思うようなこと、それをやはりもう少し丁寧に何らかの方法で、こういうことが起こった場合はこういう対応をなさいますとか、そういうお知らせというのは必要ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

感染症法上の位置づけにつきましては5類に移行ということで、町長の今の答弁にありましたとおり、陽性者の自粛要請であったりとか、そういった国からのより強い措置というのはしないというようなことで、5類になったというふうに承知しております。ただ、答弁にもありましたように、新型コロナウイルスがなくなったわけでもなく、対応につきましても、国が強力な措置ではないですけれども推奨するといったところで、基本的な感染対策であったり、自粛するのがよいとされる期間ですとか、そういった目安は示されております。そういったこともホームページ等にも今後さらにまた、足りない部分があるかと思しますので、掲載しながら、町民の皆様には周知させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 先ほど紹介した先生なんかのあれでも、この間移行されたばかりで、これがまた秋に向かって冬が来て、インフルエンザと同じような時期に感染の心配、可能性が高いという具合に、発言といいますか、文章で書かれたりしていますけれども、そういう感染症が移行したばかりだということで、非常にやっぱり緊張した、ある程度の期間は緊張を持って対応するべきだという具合に思います。その時期に、本当に想定以上のことが起こったときの町としての対応も、やっぱりマニュアル的にしっかりとつくり上げておく必要があるという具合に思いますし、感染症5類に移行したということで一般的に、私なんかもそうですけれども、インフルエンザ的になってしまったのかなという具合に思いがちですけれども、そういうことではないよと。まだまだコロナに関しては緊張を持った対応が必要だし、今まで以上にそういうことに気を配った対策、そういうものが必要になるのではないかという具合に思いますので、その部分でもしっかりした対応を取っていただきたい、そういう具合に思いますけれども、その辺の対応についてお答えしていただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

町長の答弁にもありましたとおり、現在オミクロン株ということで、一定程度、重篤化が抑制される株だというようなことで5類に移っているといった状況であります。これが今後、また新たに変異株が現れまして、さらにまた感染拡大が広がるという懸念が生じた部分があるとすれば、当然、国や道のほうで新たな指針を示されて、それに基づいて行動するようなことになろうかと思っております。そういった場合につきましても、町として敏速に情報収集しまして、町民の皆様には周知等を図って対策を行っていききたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） この問題に関して最後、先ほど町長に答弁していただいて、財政的な負担を継続する、そういう答弁がありましたので、できるだけ町民の皆さんに負担をさせない、そういう配慮をしていただいて、コロナ感染症5類移行での町民の健康を守っていただくようお願いしたいという具合に思います。

以上で質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、3点について質問いたします。なお、この3点につきましては、当初は私としては1つの質問として考えたところでありますけれども、それぞれを一つ一つに分解して3つの質問とさせていただいております。つまり、それぞれに深い関連性があるものとして、矛盾のないご答弁をいただければと思います。

まず、1点目ですけれども、支援策を見直して新規就農者の誘致を図るべきについてであります。

標茶町では、様々な支援策によって新規就農を支援しております。しかし、対象となる新規就農者の資格要件や営農内容の選択肢には、まだまだ改善の余地があると考えます。特に新規就農者に「既婚」を要件としているのは、未婚化や非婚化が進む現代の家族観の変化に対応が遅れているのではないかと考えます。

また、「新たに農業を始める意欲のある方を支援する」としながら、支援の内容を酪農か畜産としている点も、地球温暖化によって畑作の可能性が大きく広がった本町の実態と乖離しているのではないかと考えます。

時代の要請や現状を綿密に分析した上で、新規就農に関する支援策全般を見直すべきではないでしょうか。その上で、移住と新規就農が一体化するような新たな標茶スタイルの制度を構築すべきではないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の支援策を見直して新規就農の誘致を図るべきとのお尋ねにお答えします。

標茶町では、様々な支援策によって新規就農をしている。しかし、対象となる新規就農の資格要件や営農内容の選択肢に改善の余地があるのではないかと。特に新規就農者に「既婚」を要件とするのは、未婚化や非婚化が進み、家族観が変化していることに対応が遅れていると思うがどうかについてですが、標茶町新規就農者誘致特別措置条例に新規就農者の定義を定めており、「就農時の年齢がおおむね45才以下の心身ともに健康で自立した農業経営を営む能力と経験を有する者で、専業で配偶者若しくは同居の成人親族との家族経営を行う者、3名以上で農業共同経営を行う者又は農業法人構成員として新たに経営に参画する者」としているところであり、家族経営のほか、共同経営等についても新規就農者の要件として定めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

「新たに農業を始める意欲のある方を支援する」としながら、支援の内容を酪農か畜産としている点も、地球温暖化によって畑作の可能性が大きく広がった標茶町の実態と乖離しているのではないかと。についてですが、標茶町新規就農者誘致特別措置条例施行規則で新規就農の認定要件を定めており、標茶町担い手育成協議会作業部会での協議で、酪農経営、肉牛経営、畑作経営、それぞれにおける持続可能な経営が可能であると認められる場合に

のみ認定を決定することとして、具体的に飼養頭数、農地面積などの一定基準については定めないこととするとしているところであり、畑作についても酪農同様に新規就農支援を行うこととしております。しかしながら、畑作で新規就農を希望されても、TACSレベルのような研修施設がないことや、研修プログラムが具体的に整っていないのが現状であります。このような状況でもあることから、先日開催された標茶町担い手育成協議会総会でも、畑作で新規就農を希望した方を受け入れる体制づくりについても今年度1年間で研究を進めることとしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

時代の要請や現状を綿密に分析した上で、新規就農に関する支援策全般を見直すべきだ。その上で、移住と新規就農が一体化するような制度を構築すべきではないかについてですが、新規就農支援の内容については、国の支援内容や、釧路・根室管内市町村の支援内容なども鑑み、標茶町担い手育成協議会の場において、関係団体との協議によりその内容を決めてきております。昨年度、農楽校で短期酪農研修を行った人数は50名であり、標茶町で酪農を体験してもらい、それをきっかけとして将来標茶で酪農がしたいと思っただけいたらありがたいと考えていますし、昨年度新規就農した2組のうち1組については道外からの移住者でもあります。

今後引き続き関係団体と連携をし、新規就農者の受入れを継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 大変几帳面にご答弁をいただいたわけですが、さすがに私もこの場に立つに当たって、標茶町新規就農者誘致特別措置条例、その中に定める新規就農者の定義、これは当たり前承知してこの場に立っているところでございます。そういう意味で、それでは新規就農者が何であるかという条例上の定義は別として、そもそも、ではその基になる農業について、農業とはどういったものであるかというのを、標茶町ではどのように定義されているのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 農業の定義について今お尋ねがあったわけなのですが、議員おっしゃるとおり、特別措置条例の中には農業の定義については明記されておりません。ただ、標茶町新規就農者誘致特別措置条例施行規則の中で、新規就農者の認定要件というところで、これは標茶町担い手育成協議会作業部会での協議で、酪農経営、肉牛経営及び畑作経営というふうにしております。こちらについて持続可能な経営が可能であると認められる場合にのみ新規就農者として認定をしますよというようなことで記載をしております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） そこでそういった非常に広い範囲で新規就農というものを受け止めているのだなというふうに今のご答弁で思うわけですが、にもかかわらず、新規就農時の年齢がおおむね45才以下の心身ともに健康で自立した農業経営を営む能力と経験を有す

る者で、専業で配偶者もしくは同居の成人親族との家族経営を行う者、そういった定めがあるわけですが、これ、なぜ45歳以下でなければいけないのか、おおむねですけれども。それから、なぜ専従の配偶者がいないといけないのか、これについてご説明願います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今、議員のほうからご指摘があったとおり、就農時の年齢についてはおおむね45歳以下であると。あと、新規就農者の定義として、「専業で配偶者若しくは同居の成人親族との家族経営を行う者、3名以上で農業共同経営を行う者又は農業法人構成員として新たに経営に参画する者」というところで定めてございます。

まず、年齢の部分については、このおおむね45歳以下というところにつきましては、基本、就農するに当たって、酪農については大きな資金を借入れするわけなのでですけれども、それら資金を償還するに当たって、おおむねこのぐらいの年齢で就農しなければそれが難しくなるということで、この45歳以下というような定義づけをしているというふうに認識しております。

それから、新規就農者の定義でございますけれども、確かに婚姻を絶対に条件としているわけではございませんが、実際、例えば認定農業者の認定を行う上で、ではこの要件を満たさなければ認定できないのかということ、決してそういったことはございません。その辺については、ちょっとまだ研究をしなければならないのかなというふうに、今、議員のご指摘を受けて考えたところでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） そうですね。それぞれ農業というのは何かということについて考えたときに、そういった年齢であるとか、既婚であるか否かということというのは、実際問題としてはあまり関係ないのですが、今ご答弁の中にもあったように、様々な支援を受けるに当たってのその後の償還等を考えたときに、例えば年齢について一定の上限を設ける。これは、つまり酪農とか畜産のような大規模経営を新規就農というふうに考えているその証拠ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 農林課長の先ほどの答弁に若干補足をさせていただきます。

端的に償還計画等々という話があったのですが、前提となるのは国の青年等就農計画制度とのフィッティングで年齢制限が設けられたというふうに理解しております。

それから、未婚、既婚の別につきましては、標茶でもう何十年も新規就農受入れをしているのですが、実際問題、特に酪農においては、搾乳、それから家畜の世話等々を含めて考えると、ご本人1人だと大変だと。1人で来ても潰れてしまうというケースも中にはあったりしたことも聞いておまして、それらを緩和するために、入り口では家族または共同経営といった形で複数の労働力を確保するといったことで、これまで制度が設計され運用されてきたというふうに理解しております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 昨今の酪農、それから畜産の経営を考えたときに、家族経営であると言いながらスタートの時点で従業員を雇うようなケースというのは非常に増えていると思います。つまり、酪農・畜産イコール家族経営であるという概念自体が少し陳腐になってきているのではないかなと考えるべきだと私は思っています。そういった家族経営を補完する意味で、コントラクターの制度があったり、それからヘルパー制度があったりしているわけですから、そのところで、例えば既婚であることとか、同居する親族がいることであるとか、そういった要件というのは、どうも時代に合っていないのではないかなと思うわけです。

私が今回この質問をしているのは、実際に私の周りで未婚で馬の生産に携わっている青年がいて、スタートの時点は1頭、2頭から始まっていますが、現在16頭の肌馬を持って、今年も子馬が6頭生まれていますから、二十数頭を1人で管理している。もちろん大変なのですが、これも私は立派な畜産業であると思います。また、私の周りには、標茶町に肉牛生産で新規就農したいということでご相談を申し上げたところ、その方はたまたまパートナーがいないということで、その時点でご婚約とかの事実もないということでお断りされているわけです。同じような要件を付しているのですけれども、釧路町ではそのところを認めてくれたと。だから、私は釧路町で新規就農しますということで今回ご相談を受けたことが、この質問のきっかけになっています。

実際に本気で新規就農者を誘致する場合に、そういった要件の緩和というものを考えなければ、50頭、100頭の搾乳、そのところだけにフォーカスして、当初から1億円、億単位の借金を背負うようなことばかりが私は新規就農ではないと思うのですが、その点に関してどうですか。現状についてどのようにお考えですか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後15時21分

再開 午後15時25分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、先ほど来やり取りをされている部分なのですが、現状について再度ご承知いただきたいのですが、議員から、今、雇用等で労働力は賄い切れるといようなお話があった。中にはヘルパーとかコントラとかということもあったのですが、これまで標茶の新規就農者制度は、経験を重ねながら、るる改正をしてきたわけでありまして。その中でこの部分がまだ残っていたというのは、やはり夫婦2人で、酪農が主だったものから初期投資に大きな金額をしなければいけない、そんな中で雇用の方が確保できるのか、

あるいは将来的にその方がずっといらっしゃるのか、欠けることがないのか、そういったリスクを少しでも減らすために、まず家族内で、ある程度の労働力を確保できるようにという意味合いで定められていたというふうに承知をしています。そもそもそれで新規就農の条例なのですけれども、情勢の変化に合わせて適宜適切なものに変えていくというのが制定以来持っている精神でありまして、担当のほうとも話したのですけれども、近隣の制度等とも見比べながら、今の社会条件、環境に合ったものに向けて適宜変更していくことを考えなければいけないという、そういう考えが、今、出てきましたので、それについてこれから検討していきたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 農業を取り巻く状況というのは大変目まぐるしく変わってきていて、ここ数年は本当に未曾有の危機であるというふうに言われているのですが、そんな中でも北海道で新規就農、それは酪農・畜産に限らず、畑作であるとか、養鶏であるとか、養豚であるとか、羊飼いであるとか、そういったあまり投資をしなくても済むような、リスクが最小で収まるような、そういった分野での就農というのを移住と併せて考えている若い方というのが多数いらっしゃる、これは事実でございます。現に課長の答弁にありましたように、単身での農業体験をされた方が50名いらっしゃるといふ、このことがまさにそういった新たに農業を始めるといふ人の可能性を私は示していると思います。ですから、こういった可能性をきっちりと拾い上げていけるような、そういった制度にぜひしていただきたい。ただ、一番大切にしなければいけないのは、現在営農されている酪農家が非常に苦しい状況であって、そして営農指導委員会等の情報によれば、今年度中にはもしかしたら全道平均の4.9%をはるかに上回るような離農者が出るかもしれない、そういう危機感があるわけです。

参考までに、酪農、それから畑作、バランスよく行われている栃木県の例ですけれども、人口が194万人、その中で認定農業者が8,000人、これを標茶の認定農業者数に合わせると12戸です。これは新規の認定農業者が認定農業者8,000人のうち毎年300人以上、昨年度に関しては384人が新規で就農しているという、そういったことでこれを標茶の新規認定農業者の数に置き換えると、年間12戸ぐらいが新規で就農しているということになります。標茶では2戸新規就農したということをご答弁いただきましたけれども、ここの比率の違いが、そういった酪農・畜産のような大きな経営か、そうではない、家族がいてもいなくてもできる農業の範囲であるかという、そういう差ではないかなというふうに私は思っていますので、質問の中で申し上げておりますけれども、気象変動とかそういったことを踏まえて、標茶でもそういう小さなところからこつこつと始められるような農業というものも、これから標茶の一次産業のメインステージに登っていけるような、そういった取組を町でも、それから担い手協議会でも進めていただければ幸いです。

ということで、次の質問に移ります。

2点目の質問ですが、釧路湿原茅沼観光宿泊施設開業までのロードマップを町民に示すべきについてでございます。

茅沼で進められている釧路湿原茅沼観光宿泊施設の整備が佳境を迎えています。しかし、温泉排水の排出計画がいまだに確立されていないと私は認識しているわけですが、まずこの件について間違いはないかどうか伺います。そして、もし確立されていないとしたら、それにもかかわらず令和6年9月頃の開業を目指して周辺の環境と関連施設の整備を継続している、あるいはこれから継続するということのようなのですが、温泉排水の排出計画に関する不確定要素を考慮したとき、こうした投資については慎重であるべきではないかと思うのですが、その件について所見を伺います。

また、温泉排水の排出計画について、今後実施される調査設計の中で「国立公園内の希少な動植物と植生に与える影響の調査」「埋蔵文化財の所在確認」「下流域の飲料水取水源に与える影響と関係自治体との協議」などが必須と考えますが、町の考えを伺います。

釧路湿原の現状を変更せずに温泉排水を排出することは困難を極めるのではないかと不安視する町民が大変多いです。現時点で用意している温泉排水計画の次善策と、それを踏まえた釧路湿原茅沼観光宿泊施設開業までのロードマップを町民に示すべきではないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の釧路湿原茅沼観光宿泊施設開業までのロードマップを町民に示すべきのお尋ねにお答えします。

初めに、温泉排水の排出計画がいまだ確立されていないと認識しているが、間違いはないか。周辺環境と関連施設の整備や温泉排水の排出計画に係る不確定要素を考慮し、投資は慎重であるべきではないかとのお尋ねですが、浄化槽の処理水と浴槽のオーバーフローした温泉の排水計画につきましては、本年2月16日開催の議会全員協議会で説明させていただいた新たな排水ルートを想定しておりますが、環境省釧路自然環境事務所、北海道開発局釧路開発建設部、釧路総合振興局や、環境保全の有識者と協議をさせていただいて選定しております。現在、調査設計業務を行っているところであり、施工方法、施工費用、施工期間等が明らかになるものと考えておりますので、私有地に残されている配管の撤去費、既存溜池の埋め戻し等の費用と比較しながら、既存排水路の可能性についても引き続き検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、周辺環境や関連施設整備ですが、排水方法が確定し、排水施設整備ができた段階でなるべく早く開業できるよう進めているところですが、今年度は、3月臨時会で補正予算の議決をいただきました外構工事、植栽工事、外灯工事、駐車場整備工事などを予定しており、今後、湖側の無電柱化に伴う電柱の移設も検討しております。さらに、来年度以降につきましては、附随施設の整備も行い、茅沼地区全体の上質化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、「国立公園内の希少な動植物と植生に与える影響の調査」のお尋ねですが、現在行っております排水路等の調査設計業務で国立公園内の希少種調査を実施することになっておりますので、結果につきましては関係機関と協議、対応してまいります。

「埋蔵文化財の所在確認」ですが、排水ルートの一部が茅沼遺跡第8地点に該当してお

りますので、北海道教育委員会に対し埋蔵文化財の保護のための事前協議を行っており、過去の経過から見ても、当該地から埋蔵文化財が出土する可能性は非常に低いとのことで発掘調査は不要と判断されており、工事施工時に標茶町教育委員会の職員の立会いの上、施工するよう通知を受けているところです。

「下流域の飲料水取水源に与える影響と関係自治体との協議」につきましては、事前に釧路市上下水道部と協議を終えており、特段、届出は不要であると回答をいただいております。

次に、現時点で用意している次善策等と、それを踏まえた開業までのロードマップを町民に示すべきではないかとお尋ねですが、現在、新しい排水ルート、民有地内の既設配管の撤去、既存溜池の埋め戻しの調査設計を行っておりますので、その結果により排水方法を確定してまいりたいと考えております。

町民の皆さんにはご心配をおかけしておりますが、排水方法が決定し、排水の工事期間や開業時期のめどが立ちましたら、ホームページや広報しべちゃでお知らせをしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 昨年の12月定例会で、今年の6月開業ということ公表されました。今年の3月定例会で、来年9月頃開業ということもまた公表されています。ただ、現在6月で、まず最初の目標はなくなったわけで、そして来年9月頃という開業予定に関して、私もそうですし、ほかの同僚議員の方もそうだろうし、町民の方もそうだと思うのですけれども、来年の9月という目標が果たして現実的かどうかということをお皆さん心配している。その心配はどのような心配かということ、環境省の補助金3億9,000万円をいただいて、そして補助裏として辺地債を充てて主な資金調達をして造っている施設でありますから、昨年の10月で施設改修が終わって、周辺の環境整備をまだやっているとは言いながら、それは補助対象ではないはずですから、その状態でどこまで開業せずにいけるのか。開業がどんどん遅れていった場合に、環境省の3億9,000万円の補助金が返還にもしなるような事態となれば、その補助裏として調達した辺地債も一括で償還しなければならないのではないかと、そういったことが、とても私たち、そして町民にとっても不安なわけです。ですから、3月に調査設計費用を補正されているわけですが、現状でまだ調査が始まっていないのではないかなというところもあって、今から湿原内の動植物に関して四季折々の変化について調査していくということになると、ここから1年を要するわけです。そして、湿原の中を例えば掘削するということになる、それは冬期工事以外に考えられないわけです。そうやって逆算していくと、どう考えても来年の9月に開業することができないのではないかなと、そういう懸念があるわけです。その場合に、一体、補助金等はどうなるのか、そんなことで不安がどんどん大きくなっている。

ですから、この時点で、調査にはどのぐらいの期間がかかって、そしてそこから開業に向けた、指定管理者になるのかどうか分かりませんが、開業の準備を進めていくと大体こ

のぐらいになるのだよというような、そういったことが示されないと、次々と予定が変更になっているわけですから、こちら辺でももう少し信憑性の高い情報を出すべきではないかということで、この質問をしています。

そして、その中でネックになるかなと思うのは、やはり自然環境に関する調査です。動物に関しては1年間で調査がきつとできると思います。ただ、植生に関しては1年以上やっぱりかかると思うのです。それはどういうことかということ、地中熱まで考慮したときに、もし温泉の排水管を地中に通すと考えたとき、地中3メートルの場所では、大体北海道の場合、1年間を通して15度の地中熱であると言われていています。それが10メートルになれば、大体10度から12度ぐらいになると言われています。裏を返せば、3メートルより浅いところに何かしら温度の発するものを埋めたりすると、気温の影響も、その排水の影響も地表では受けるということになります。そういったところまで調査するとなると、それなりに時間がかかるのではないかということが1つ考えられます。

それから、下流域の上水道の取水源として、特段、届出等必要ないということですが、そもそも排出される温泉の成分について公表して、その上でご相談されたかどうかということをお教えいただきたいなと思います。というのは、以前の温泉よりも、今回新たに掘った井戸というのは塩分濃度が高いのではないかというふうに言われています。そうすると、その塩分濃度の高い温泉と普通に真水を混ぜると、トリハロメタンが発生するという懸念があるわけです。だから、どのぐらいの塩分濃度のお湯を、どのぐらいの量を流すというような、そういったご相談をされた上で関係の自治体が納得していただいているのであれば、それはそれでよいのかなと思いますけれども、まずそういった状況かどうか。

それから、埋蔵文化財についてですけれども、隣接地で営農されている方にお話を伺ったかどうかと思うのですが、隣接地を畑にする際には木片等が実際には出土しています。ただ、その木片が遺物であるかどうかということまでは確認されていませんが、限りなく危険な、危険とは言えないですね、埋蔵文化財に当たる可能性がある地域であると地元の人は考えています。ですから、最低でも試掘調査は必要であると思います。携帯電話の基地局を開設するに当たって、そういった遺跡の所在地にかかっていない場所でも試掘調査を必ず行っていることを考えれば、あの場所で試掘調査を行わないというのはいかがなものかと思うわけです。そして、そのことによって、実際に町の職員が立ち会って工事を進めたときに、遺構であり遺物であり、そういったものが確認されたときには、そこで止まってしまうわけです。そのほうがリスクではないですか。相談した結果、いや、あそこは物が出てくる可能性低いよということも、もちろん専門家の話ですけれども、地元の方の話というのも私は参考にすべきではないかなと、このように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

質問がたくさんありましたので、漏れがありましたらご指摘をいただきたいと思います。まず、環境影響調査に係る調査期間ですが、これは事前に環境省の自然保護官と相談い

たしまして、今回の排水ルートを調査設計するときに併せてやってくださいということで、今回の調査設計に盛り込んでいるところでございます。調査の期間、1年間とかのご指摘がありましたけれども、そういうところのご指摘がなくて、今回の調査設計の中でやってくださいということで指導を受けているところであります。

それから、釧路市の取水源に対する相談ですけれども、こういう新しいルートを考えています、温泉水を流させてもらう予定ですということで事前に説明をしまして、その上で釧路市さんからは、特段、届出等は必要ありませんということでお話をいただいておりますので、これはいいのかなと思っていますし、実際、ぜひ出向いて説明をさせていただきますと言ったのですけれども、いや、来なくても大丈夫ですということで電話で済んでおります。

それから、埋文の関係ですけれども、北海道教育委員会のほうに相談をしたということで町長のほうから答弁させていただいたのですが、もし仮に何らかの遺物が出た場合には、標茶町の教育委員会の職員に立ち会っていただきますので、その時点で一度工事は議員ご指摘のとおりストップはいたしますが、そこで大々的な発掘調査をするということは聞いておりません。出た遺物については博物館のほうに持って帰って、引き続き工事ができるというふうに聞いているところでございます。

釧路市の塩分濃度の関係ですけれども、特に塩分濃度の話はしてはございません。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず、下流域の上水の取水源としてということで考えると、何を流すかということを知らせずに、従来温泉が流れてくるというふうに相手は勘違いしないでしょうか。従来どおりであれば、それは何も変わらないわけですから、特に打合せする必要もないというふうに相手は考えるかもしれませんが、今回の出ている温泉というのは、これまでとは違いますよね。そこのところをお知らせしないで、いいですかと聞くこと自体はちょっと不親切ではないかなと。それでトリハロメタンが異常に発生したりなんかしたときに、その毒性について考えたときに、これ、上水道を飲む人からだましたと言われませんか。まず、そういうことを考えていただきたい。その上で、もちろん問題がないということであれば、別にそれでいい話ですから。

それと、工法が確定していませんけれども、もし地中に温泉を排水する配管を埋めるようでしたら、そのことの影響というのを1年間を通してモニタリングしなければ、その植生がどう変わるかというのは分からないですよ。要するに、釧路市で、今、盛んに取り組んでいるキタサンショウウオの産卵床を保護しようとか、そういうふうに目に見えて分かるものではないのです。1年間を通してその変化を追っていかなければいけない、そういうものだと思うのです。だから、そういう意味では、もっと慎重に調査を行う準備を進めていただきたいなと思います。

それから、埋蔵文化財については、課長おっしゃるとおりで、北海道教育委員会でいいと言えいいことではあるのですが、標茶町の担当職員が立ち会って遺物が出た場合につ

いては、課長がおっしゃるとおりだと思います。ただ、これ、遺構が出たときはどうするのかという話もしているのですね。遺構が出た場合、それは、はい、埋め戻しますよという話ではないのですよ。だから、そのところも楽なほうだけではなくて最悪の事態を考えながら進んできていないことが、例えば既存の排水池を使用できなくなっている、そのことに関して並行して次善策を講じていくべきではないかということ拒否して、でも結局その後、シラルトロ湖への排水というほうに大きくかじを切った。今回、また次善策を考えないで、そういった新しいルートを開削していくという、そのことにリスクを感じないのかなと、私は不思議でならないのです。今まで繰り返してきているわけですから、結局そのことに関して泥縄であるというような、そういう嫌な表現をせざるを得ない、そういう状況が続いているわけです。

そういったこれまでの状況を踏まえて、どうですか、もっと慎重に調査を進めるとともに次善策というものを講じていかなければならないと思うのですが、いかがですか。そして、そういった最大限リスクを考慮した上でのロードマップというものを町民に示して、補助金の一括返還とか、そういったことにはならないのだという安心を与えるべきではないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

先ほど、質問の中で1つ漏れておりましたので、補助金の返還の関係ですけれども、これも常に環境省さんのほうに相談をしまして、現状では返還という言葉は聞いておりません。開業に向けて頑張ってくださいというふうなお言葉をいただいているところであります。

それから、配管の関係でいろいろご心配をいただいているところなのですが、この新しいルートにつきましては、町長からも答弁していますけれども、環境省なり、開発建設部なり、釧路振興局、それから環境の専門家に相談した中でこの新しいルートを選定したということでご理解いただければと思います。その段階で、環境省さんからは、特段そういうモニタリング調査ですとか、そういうことをやってくださいというような指導は受けていないところでございます。

それから、キタサンショウウオのお話もあったのですが、これもあそこにはいないということでは、博物館のほうに確認を取っているという状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 議員からご指摘をいただいたのですけれども、決してリスクを軽視しているとか無視しているとかではなくて、与えられている選択肢の中で慎重に進めてきたつもりであります。所管する省庁、官公庁等々に相談しながら、こういうことをしてくださいということにしっかり取り組んでここまで進めてきておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 分かりました。

1つご答弁いただいていない部分がありましたので、最後それをお聞きしてこの質問を終わりますが、遺物ではなくて、もし遺構が出てきた場合どうするのかという点についてお答えをいただいております。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

先ほど遺物が出た場合というお話をさせていただいたのですが、博物館の職員とは遺構までの話は今していませんので、その場合についてどうするかというのは、後ほど確認をさせていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） これまで何年間もこのことについて、この場でも平場でもいろんな議論がされておりますので、ぜひそういった過去の議論の経過、それから実際にどうなったかということをしつかりと検証しながら、これから先の計画を進めていただきたいと、そのように思います。

3つ目の質問です。温泉排水を農業施設の熱源として活用できないかについてであります。

地球温暖化による気象変動が、茅沼、阿歴内地区を大根の一大生産地に成長させました。大根の作付面積は70ヘクタールを優に超え、今後100ヘクタールに迫ろうとしております。道外を中心に3,000トン以上を出荷するなど、加工用大根の産地として注目されるようになっております。しかし、生産者は単一作物の作付面積拡大に大きな不安を感じているといます。また、大根の露地栽培は10月で終了するため、冬期間の雇用が維持できておりません。結果、1年ごとの人材確保を余儀なくされており、大きな課題となっております。こうした畑作農家の営農課題に対して、町はこれまでどのような支援策を講じてきたのでしょうか。そのことを伺います。

町は、基幹産業である酪農の厳しい現状を踏まえ、確実に生産量を増やしている畑作にも目を向けるべきではないでしょうか。大根以外の作物を栽培するために必要な温室やビニールハウスといったインフラを町として整備して、公社営事業のように貸し出せば、畑作農家の経営基盤が安定するのではないのでしょうか。さらに、茅沼地区に限って言えば、近隣の観光施設から出る温泉排水を熱源として利用し、標茶町の畑作にとって最大の課題であった通年営農が可能になります。このことによって、現在町外に居住している畑作農業従事者の町内への移住促進にもなると思われれます。あわせて、畑作に対応した新規就農研修施設を整備することによって、新しい農業分野の開拓と人材確保にもつながるのではないのでしょうか。

温泉排水を単なる廃棄物として扱うのではなく、貴重な「熱源」と捉えて有効活用することが、営農上の課題だけでなく、本町が現在直面している釧路湿原茅沼観光宿泊施設の温泉排水問題を解決する切り札になるのではないかと考えますが、このことについての町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の温泉排水を農業施設の熱源として活用できないのかのお尋ねにお答えいたします。

生産者は単一作物の作付面積拡大に不安を感じるという。また、大根の露地栽培は10月で終了するため、冬期間の雇用が維持できない。結果、1年ごとの人材確保を余儀なくされており、大きな課題となっている。こうした営農課題に対して、町はどのような対策を講じてきたかについてですが、一大生産地となったほくげん大根ですが、病害虫の発生による生産量への影響が危惧されていることもあり、大根以外の新たな作物についての研究が農協のプロジェクトとして進行していると聞き及んでいます。人材確保の面では、冬期雇用となることから非常に苦慮しているということでお聞きしており、省力化と収益性の向上などを目的に施設、機械導入を進める希望がある畑作農家、JAしべちやと協議を行い、現在、国の補助制度採択に向け、事務手続を進めているところです。また、町内の野菜生産に関する研修、情報交換を行う組織である標茶町野菜生産振興会に対しまして、連作障害を防ぐための緑肥導入や、新たな作物の導入等に係る経費の一部について助成をしているほか、令和元年度からは、安定的な生産を行う上で最も重要な土壌改良に対し支援もさせていただいております。

大根以外の作物を栽培するために必要な温泉やビニールハウスといったインフラを町が整備し貸し出せば、畑作農家の経営基盤の安定と、課題であった通年営農が可能になるのではについては、この後のお尋ねとも関連しますが、現在、本町においては大根生産農家4戸が各地に点在しており、温泉熱源が供給可能な地域も限定されることから、大根生産農家全体の通年での営農、人材確保につながるのかということに関しましては、野菜生産振興会やJAしべちやなど、関係機関とともに十分な検証を行う必要があると考えております。しかしながら、家畜ふん尿由来のバイオマス発電や温泉熱などの再生可能エネルギーにつきましては、今後、持続可能な農業を営む上でその検討が必要不可欠であるとの認識を持っております。温泉熱の活用につきましては、近隣の町においてビニールハウスの熱源として利用され、通年で果実、イチゴが生産出荷されておりますし、新たな地域産業の創出と雇用の確保、ひいては町全体の活性化も期待できることから、本町においてもその可能性について研究してまいりたいと考えております。

畑作に対して新規就農研修施設を整備すれば、温泉熱を利用した野菜や果樹、花卉栽培といった標茶町にとっての新しい農業分野の開拓と人材確保にもつながるのではについては、1番目のご質問でお答えした内容と重複するところもございますが、畑作での新規就農希望者の受入れ体制の整備につきましては、標茶町担い手育成協議会総会において、今年度より研究を進めることが決定されております。大根につきましては、害虫の被害などの問題はありますが、既に生産技術も確立されているものと存じます。また、生産者の中には北海道が認定する指導農業士もおられますので、畑作で新規就農を希望される方が現われた場合は、既存の生産農場の協力を得て受入れを行うことも可能ではと考えております。新規就農研修施設の整備につきましては、それぞれ生産物ごとに専門的な知識と技術を持った者が指導を行う必要がありますし、その人材をどうやって確保するのか、ある

いは運営主体はどこが担うかなどについて、担い手育成協議会の枠組みの中で研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 私が一般質問をするのに当たって冒頭申し上げましたとおり、今回の3つの質問というのは、もともとは1つのものであります。それはどういったことかと申しますと、2番目の質問にある釧路湿原茅沼観光宿泊施設、こちらをどうやってスムーズに開業に導くかということで、今回3つの質問をさせていただいているつもりです。それは当初お話ししたとおりであります。

今、るる、例えば温泉熱の恩恵を受ける場所が限られるとか、それから誰がどうやって研修施設を管理するとか、非常に現実的、一見現実的と取れる答弁をいただいておりますけれども、そんなことはどうでもいいのですね。まずは、現状でこの釧路湿原茅沼観光宿泊施設をどうやってスムーズに開業に導くかということで私は聞いておりますので、前の質問の中で既存の温泉排水路の利用というものも引き続き検討すると、このことを答えていただいておりますので、この3つ目の質問では、この検討の内容の中に、町が既存の排水関連施設の所在する土地を公共の農業施設の建設用地として取得して、内容としては、お風呂から出てきたお湯を暖房であったり、湿度管理であったり、そういったことに利用するような農業施設を造ってはどうかというのが、この3つ目の質問であります。もちろん、では阿歴内の大根屋さんはどういった恩恵を受けるのかということになりますけれども、まずは茅沼の地区において、大根生産農家の方、それから野菜を生産されている方々の通年の営農をしたいというその課題を解決するとともに、標茶町が本当に苦慮している温泉排水の問題について、既存の温泉排水池、そこを有効に利用するという形で開業時期を確定させていくような、そういった考えはないのかということでもあります。

農業研修施設として誰が一体になってどうやって進めるのだということはありませんけれども、よその事例を見るときに、畑作について、これといった研修施設を持っているところというのは見当たりません。あまりないです。皆さん、何を作りたいかということから、ビニールハウスであったり、温室であったり、露地であったり、そういったところからこつこつと始めていくのです。だから、そういった新規就農者を受け入れる体制を整えましょうよというのが最初の質問です。全部3つ目にかかっていると考えていただきたかったのです。

もちろん、一大生産地になったといっても、まだまだ連作障害の問題であるとか、そういったことも考えなければいけないですし、何よりも冬期営業というものを考えなければいけないのです。夏の間、1軒の農家で30人ほどのパートタイマーを雇いますが、10月の収穫後には全員解雇するのです。翌年6月に、その30人をもう一度雇えるかどうかということを毎年大変苦労している。そういった町外からの働いている方が多いですから、そういった方々の冬場の仕事を確保できれば、そのことで町内に移住していただける方も当然増えるのではないかと、物すごく単純にそういった考えも私は成立すると思っていま

す。

そういったもろもろのことを考えて、従来利用していた既存の温泉排水池をそういった農業施設に生かすような、そういった考えはございませんか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員から施設のスムーズな開業に向けてということでご心配をいただいているところ、ありがたく感じたところであります。

農地を町が取得して研修施設を建てるところまでは、あの場所においては、そこまではちょっと考えが及んでおりませんでした。ただ、考えると、辺地の中でもありますし、財源的には活用できるものもいろいろあるのかなんていうふうに、今、思いながら話を聞いていたところでもあります。既存の温泉排水ということですので、町内たくさん温泉があるわけですけれども、お話からすると、特定をして話をしなければいけないというところなのですけれども、町長の答弁の中でも、今まで過去に使わせてもらっていた排水路について、まだ可能性は捨てていないというご答弁がありましたけれども、それに関連してまだ話が完全に打ち切られたというふうには思っておりませんで、若干話を続けているような状況であります。その中で温泉排水の活用なんていうことも話題に上ってきておりまして、まだ皆さんにお話しするような形にはなっていないというふうに認識しているところではありますけれども、折を見てご相談、ご提案申し上げる機会を迎えたいというふうに考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） いずれにしても、現在持っておられる新しい温泉排水の排出ルートに関しては、私は現実的でないというふうに考えておりますし、いろいろな懸念を払拭できないまま部分的に、例えば手続をはしよるような形で釧路湿原国立公園の中を切り開いていくということに関しては、釧路湿原の46%が所在する標茶町の立ち位置として私は適切でないと思っておりますので、ぜひ、今、副町長のご答弁にもありましたように、既存の温泉排水を流していたその土地と温泉、温水を利用して、標茶町の新たな農業、それから、これから開業に向かって進んでいく施設にとってもプラスになるような、そういった有意義な話を急いで進めていただいて、一日も早く町民にお披露目していただけるようお願いして、私の質問を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） すみません、1点お話をさせていただきたいと思っております。

今、議員から、町は手続をはしよっていると受け止められかねない発言がありましたが、先ほどお答えしたように、私ども、はしよったつもりはございませんし、実際はしよった手続は一つも今まではなかったというふうに考えております。必要なものについて、ないかどうかということに関係先に問合せをして、言われたものをやってきておりますし、この先もその方針については変わりませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） すみません、終わるつもりでしたけれども、はしょっているとは言っていないのですね。ただ、遺構が出てきたときにどうするかみたいな決定的な話を詰めないままにこういったご答弁をいただいている、それから今後の計画を進めていくということに関しての表現でありますので、それが適切でないとしたら訂正いたしますが、であれば遺構が出てきたときどうするのかということをしかりと考えていただいて、今後計画を進めていただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 承知しました。言った言わないの話になりますので。

ただ、繰り返しますけれども、助言を求めて、言われたものについて取り組んできております。遺構、遺物の関係については、関係先と相談する中でその話が出てこなかったのも、私どももそれを知り得なかったという状態だというふうに認識をしております。この先について十分注意しながら進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、類瀬君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

（午後4時15分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 4 番 鈴 木 裕 美

署名議員 5 番 鴻 池 智 子

署名議員 6 番 齊 藤 昇 一

令和5年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和5年6月7日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 3 報告第 7号 建設改良費繰越計算書の調製について
- 第 4 議案第36号 辺地総合整備計画の変更について
- 第 5 議案第37号 財産の取得について
- 第 6 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第40号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第41号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第42号 標茶町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第10 議案第43号 令和5年度標茶町一般会計補正予算
- 第11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第12 議案第44号 農業委員会委員の任命について
- 議案第45号 農業委員会委員の任命について
- 議案第46号 農業委員会委員の任命について
- 議案第47号 農業委員会委員の任命について
- 議案第48号 農業委員会委員の任命について
- 議案第49号 農業委員会委員の任命について
- 議案第50号 農業委員会委員の任命について
- 議案第51号 農業委員会委員の任命について
- 議案第52号 農業委員会委員の任命について
- 議案第53号 農業委員会委員の任命について
- 議案第54号 農業委員会委員の任命について
- 議案第55号 農業委員会委員の任命について
- 議案第56号 農業委員会委員の任命について
- 議案第57号 農業委員会委員の任命について
- 議案第58号 農業委員会委員の任命について
- 議案第59号 農業委員会委員の任命について
- 第13 意見書案第4号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書
- 第14 意見書案第5号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める

意見書

第15 意見書案第6号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書

第16 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）

閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

第17 議員派遣について

追加 議案第43号 令和5年度標茶町一般会計補正予算

（議案第43号審査特別委員会報告）

○出席議員（12名）

1番 深見 迪 君	2番 櫻井 一隆 君
3番 本多 耕平 君	4番 鈴木 裕美 君
5番 鴻池 智子 君	6番 齊藤 昇一 君
7番 黒沼 俊幸 君	8番 長尾 式宮 君
9番 松下 哲也 君	10番 渡邊 定之 君
11番 類瀬 光信 君	12番 菊地 誠道 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤・彦 君
副 町 長	牛崎 康人 君
総務課 長	齊藤 正行 君
企画財政課 長	長野 大介 君
税務課 長	齋藤 和伸 君
管理課 長	山崎 浩樹 君
農林課 長 兼 農委事務局 長	村山 尚 君
住民課 長	村山 新一 君
保健福祉課 長	浅野 隆生 君
建設課 長	富原 稔 君
観光商工課 長	三船 英之 君
水道課 長	油谷 岳人 君
育成牧場 長	若松 務 君

病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教育長	青木悟君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼	服部重典君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
議事係長	平間佳奈江君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎報告第5号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。報告第5号を議題といたします
本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長(長野大介君)(登壇) 報告第5号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和4年度一般会計補正予算第16号の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などにより不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについて措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、標茶酪農再興事業補助金1,015万8,000円、新規就農者支援事業補助金1,682万3,000円、除雪委託料2,083万1,000円、茅沼地区観光宿泊施設改修事業業務委託費1,235万4,000円、茅沼地区観光宿泊施設改修事業工事請負費2,784万2,000円、中小企業資金貸付金事業2,000万円、繰上償還に係る補償金975万円などであり

ます。
他会計への繰出につきましては、病院事業会計負担金2,144万2,000円、同補助金1億979万7,000円、同出資金296万7,000円、後期高齢者医療特別会計で330万3,000円をそれぞれ減額、国民健康保険事業勘定特別会計で538万3,000円を追加しております。

追加といたしましては、財政調整基金積立金2,015万4,000円、減債基金積立金4億193万3,000円、ふるさと寄附基金積立金1,473万8,000円、町営住宅整備基金積立金で1,046万2,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税、地方交付税、各種譲与税・交付金、国・道支出金、財産収入、寄附金、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は2億2,575万2,000円の減額となり、最終予算総額は、128億7,100万6,000円となりました。

なお、地方債については、最終決定額に合わせ補正を行っております。

本件は、3月31日をもって専決処分させていただきました。ご承認の程お願い申し上げます。

議案書の1ページを、お開きください。

報告第5号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処

分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和4年度標茶町一般会計補正予算（第16号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の令和4年度一般会計補正予算書によりご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和4年度標茶町一般会計補正予算（第16号）

令和4年度標茶町の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,575万2,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億7,100万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

30ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

6ページをお開きください。

第2表 継続費補正でございます。

10款教育費、3項中学校費、事業名は標茶中学校防音事業、補正前の総額1億9,429万3,000円、年割額ですが3年度3,445万4,000円、4年度1億5,983万9,000円を補正後の総額、1億8,778万1,000円、年割額3年度3,454万4,000円、4年度1億5,332万7,000円とするものです。

78ページをお開きください。

「継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書」でございます。

10款教育費、3項中学校費、事業名は標茶中学校防音事業、補正前の計で申し上げます。

1億9,429万3,000円、財源内訳ですが、国道支出金1億3,220万6,000円、一般財源6,208万7,000円、前年度末までの支出額3,445万4,000円、当該年度支出予定額1億5,983万9,000円、当該年度末までの支出予定額1億5,983万9,000円、継続費の総額に対する進捗率、3年度17.7%、4年度82.3%、計100%を補正後の計ですが、2年割額1億8,778万

1,000円、財源内訳、国道支出金1億2,740万4,000円、地方債4,500万円、一般財源1,537万7,000円、前年度末までの支出額3,445万4,000円、当該年度支出予定額1億5,332万7,000円、当該年度末までの支出予定額1億8,778万1,000円、継続費の総額に対する進捗率、3年度18.3%、4年度81.7%、計で100%とするものです。

7ページをお開きください。

第3表 地方債補正でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額3億2,760万円、虹別61線道路改良から森林整備対策事業までの3,370万円を減額し、補正後の限度額を2億9,390万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次に、2 辺地対策事業、茅沼地区観光宿泊施設改修事業、補正前の限度額5億7,980万円から4,970万円を減額し、補正後の限度額を5億3,010万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次に、3 地域活性化事業、補正前の限度額2億1,100万円から200万円を減額し、補正後の限度額を2億900万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次に、4 公共施設等適正管理推進事業、補正前の限度額1億1,010万円から660万円を減額し、補正後の限度額を1億350万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次のページをお開きください。

5 緊急防災・減災事業、補正前の限度額3,000万円から130万円を減額し、補正後の限度額を2,870万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次に、8 災害援護資金貸付債、補正前の限度額250万円につきましては皆減となっております。

次に、9 災害復旧事業、補正前の限度額1,100万円から430万円を減額し、補正後の限度額を670万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

合計では、補正前の限度額14億590万3,000円、1億10万円を減額し、補正後の限度額を13億580万3,000円とするものです。

79ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。合計で申し上げます。当該年度中記載見込額、補正前の額14億590万3,000円から補正額1億10万円を減額し、補正後の額を13億580万3,000円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額139億930万8,000円から補正額1億10万円を減額し、補正後の額を138億920万8,000円とするものです。

以上で、報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 40ページなんですけど、国保の繰出金が538万3,000円となっております。ちょっとこの内容を教えていただけますか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えいたします。

国保事業におきまして、決算を見込んだ時の部分です、不足が生じる見込みになったためですね、一般会計から538万3,000円を繰出して、専決処分させていただいたものでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 32ページの基金積立金の財調と減債のこれを積んだことによって、現在どのくらいありますか、伺います。

それから33ページ、車両管理費のバス運行委託料の86万7,000円、通常の委託じゃなくて、バス会社というか、共同で委託されているというふうに思うんですが、その減額なのか、その別だての減額なのか、内容を伺いたいというふうに思います。

それと43ページの学童保育、大きな減額となっておりますが、その主な理由をお知らせ願いたいと思います。

それと別紙82ページ、林業振興費の中で森林整備担い手対策事業補助金、森林組合に支払われると思うんですが、現在のこの補助金の人数、わかれば教えてほしいです。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） まずですね、32ページの基金積立金、財政調整基金積立金、減債基金積立金、こちらのほうの補正をしてですね、4年度末の残高で申し上げますと財政調整基金につきましては、12億4,673万5,000円、減債基金につきましては、8億6,427万3,000円となります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） 33ページのバス運行委託料の関係でございまして、こちらにつきましては、行事バスの運行委託料減額補正、執行残の減額となっております。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 44ページ、児童福祉総務費のうち、12節学童保育所運営委託料の減額の内容について、ご説明させていただきます。内容につきましては、当初見込んでおりました開設日数、それから預かり児童数が減少したことによりまして、合わせて324万4,000円の減額となったものにございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） すみません、82ページの森林整備担い手対策事業補助金の関係ですが、今、金額はわかっているのですけれども、人数のほう、ちょっと資料の手持ちでございませので、後ほどお答えさせていただきます。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 57ページ、14節の改修工事請負費の中の、何の工事で、どの部分が不要になったのかお聞きします。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

茅沼観光宿泊施設の改修工事、それから多和平公衆トイレの改修工事の執行残でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 16ページの一番上の老人福祉使用料、軽費老人ホーム使用料の134万2,000円の減額ですが、現在空き室何部屋で、何人分空いておりますか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えします。

当初32室、満室で予算計上しておりました。実質は空き室があって、入居実績22室となっておりますので、その分で減額補正しております。あと定員50名のところ、現在23名入居しております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） 16ページ、5目ですけども、牧野使用料、341万5,000円減額となっておりますが、主な理由はなんですか。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答え申し上げます。

主な理由は預託頭数の減少ということになります。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） さきほど鈴木議員からご質問いただいた件なんですが、森林整備担い手対策事業補助金のほうですが、こちら9事業体で、作業員人数が20名となっております。金額が41万3,970円となっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。
これより本件を採決いたします。
本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。
よって、報告第5号は承認されました。

◎報告第6号

○議長(菊地誠道君) 日程第2。報告第6号を議題といたします。
本件について内容の説明を求めます。
企画財政課長・長野君。

○企画財政課長(長野大介君)(登壇) 報告第6号の内容についてご説明いたします。
本件につきましては、令和4年度一般会計補正予算第13号、簡易水道事業特別会計補正
予算第3号で議決をいただきました5件の繰越明許費繰越計算書であります。

令和4年度歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内
にその支出が終わらない当該事業について、予算の定めるところにより、令和5年度に繰
越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書3ページを、お開きください。

報告第6号 繰越明許費繰越計算書の調製について

令和4年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治
法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告するものです。

次のページをお開きください。

令和4年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書

一般会計からご説明いたします。6款農林水産業費、1項農業費、事業名、地域活性化

事業3,118万4,000円、翌年度繰越額643万5,000円、財源内訳ですが、国道支出金643万5,000円で一般財源の支出はございません。同じく事業名、道営草地整備事業負担金（標茶北部地区）、金額が3,823万5,000円、翌年度繰越額2,915万円、財源内訳ですが、一般財源が2,915万円でございます。同じく事業名、道営草地整備事業負担金（標茶西部地区）、金額が2,126万1,000円、翌年度繰越額1,250万円、財源内訳ですが、一般財源が1,250万でございます。

次に8款土木費、4項住宅費、事業名が町営住宅建設事業、金額が2億1,194万4,000円、翌年度繰越額が2億500万円、財源内訳ですが、国道支出金7,400万円、地方債7,400万円、その他5,700万円でございます。

合計では金額が3億262万4,000円、翌年度繰越額2億5,308万5,000円、財源内訳ですが、国道支出金8,043万5,000円、地方債7,400万円、その他5,700万円、一般財源が4,165万円でございます。

次に簡易水道事業特別会計、2款簡易水道事業費、1項簡易水道事業費、事業名、道営農地整備事業負担金、金額が2,795万8,000円、翌年度繰越額859万8,000円、財源内訳はすべて一般財源でございます。

合計では金額、翌年度繰越額、財源内訳につきましてはただいまの説明と同額となっております。

調製につきましては、令和5年5月31日でございます。

以上で、報告第6号の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第6号を終了します。

◎報告第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。報告第7号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 報告第7号の内容についてご説明いたします。

本件は、令和4年度標茶町病院事業会計資本的支出の繰り越しで、令和4年7月28日に契約いたしました標茶町立病院ナースコール及び電話交換設備更新工事につきまして、工期が令和6年1月13日までとなっておりますことから、工事請負費の一部を地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度に繰り越したというものでございます。

以下、議案書に基づき説明いたします。

議案書 5 ページをお開きください。

報告第 7 号 建設改良費繰越計算書の調製について

令和 4 年度標茶町病院事業会計建設改良費繰越計算書を別紙の通り調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

次ページをお開きください。

令和 4 年度標茶町病院事業会計建設改良費繰越計算書

1 款 1 項建設改良費、事業名、標茶町立病院ナースコール及び電話交換設備更新工事、予算計上額 3,696 万円、支払い義務発生額 1,470 万円、これは前払い金でございます。翌年度繰越額 2,226 万円、財源内訳は一般会計出資金 1,011 万 8,182 円、損益勘定留保資金 1,214 万 1,818 円、不用額および翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸し資産購入限度額はございません。なお地方公営企業法施工令第 19 条による町長への報告は、令和 5 年 5 月 31 日でございます。

以上で、報告第 7 号の説明を終了します。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第 7 号を終了します。

◎議案第 36 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 4。議案第 36 号を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第 36 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和 5 年度の辺地対策事業の起債要望申請に係る、「辺地に係る公共施設の総合整備計画」の変更でございます。

当該計画には、令和 3 年度から令和 7 年度までの計画事業が掲載されておりますが、令和 5 年 3 月 28 日開催の第 2 回臨時会にて、修正可決いただきました「釧路湿原パーク「憩の家かや沼」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」で施設の名称を変更したため、本計画の施設名についても変更する必要が生じたこと、新設排水路の調査および工事に伴う事業費が増加したことによる変更と変更時点の辺地の人口の 3 点を変更するものです。

なお、本計画案につきましては事前審査等必要な事前協議を終了し、5 月 29 日付で北

海道の同意を受けておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第36号 辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、次の辺地に係る公共施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するものです。場所につきましては、塘路辺地でございます。

次のページをお開きください。

別紙、総合整備計画書の文中「（辺地の人口 519人、面積 173.9km²）」を「（辺地の人口 474人、面積 173.9km²）」に変更し、

3. 公共施設整備計画

令和3年度から令和7年度までの5年間の表中でございます。

施設名、「観光及びレクリエーションに関する施設（茅沼地区観光宿泊施設改修事業）」を「観光及びレクリエーションに関する施設（釧路湿原かや沼観光宿泊施設改修事業）」に変更し、事業費を11億9,223万9,000円から16億1,433万9,000円に変更し、財源内訳の一般財源を7億9,757万7,000円から12億1,967万7,000円に変更し、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を7億2,670万円から10億2,440万円に変更するというものでございます。

なお合計につきましては、ただいまの説明と同じですので、説明を省略いたします。

以上で、議案第36号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） ちょっとイメージなんですけど、総合整備計画の文中、519人の人口が減ってきてるというふうに書かれてありますが、今回特別に変更になった部分は、宿泊施設の改修事業に関してのみの変更というふうに見ていいですか。まず、それちょっと伺いたいと思います。

それと、これで行くと4億2,000万ほど当初より増えているわけなんですけど、この主な要因は何なんでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えさせていただきます。

まず総合整備計画書でございますけども、こちらの部分ですね、計画書自体が観光及びレクリエーションに関する施設の計画となっておりますので、さきほどの説明と重複いたしますけども、3月28日の臨時会で名称を変更した部分とですね、事業費の内訳の変更、

それと変更時点の辺地の人口の3点を変更したというような状況でございます。

それと事業の増えた分の主な要因でございますけども、今回増額する部分というのが4億2,210万円で内訳でございますけども、新設排水路調査設計業務ということで2,200万円、外構工事、外交舗装植栽で3,100万円、外灯工事560万円、サイン工事1,060万円、駐車場整備工事1,150万円、カードキー発行システム設置工事400万円、新設排水路工事2億1,000万円、旧排水路溜池復旧工事300万円、備品購入6,540万円、合わせて4億2,210万円でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） これは前に説明された通りですよ。この排水の2,200万円というのは調査設計費で計上されて、可決されてますよね。そうすると、これから工事に入るわけなんですけどもね、これもっと増えるということになりますかね、見通しとしては、今日出された数字よりもね。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えいたします。

排水路の設計業務で2,200万円ということで、そのほかに新設の排水路工事ということで、2億1,000万円というのを含んだ中で今の金額というふうになっておりまして、いずれも金額のほうは、これ一時の起債部分で借入れるというようなことで、今計画をしているものですから、マックスで見てる上限というふうにして、理解していただければと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案可決されました。

◎議案第37号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第37号を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、町有バス車両の購入でございます。路線バスとして運行しているバス7台のうち、平成10年に購入し、累計走行距離103万キロメートルを超えた1台について、更新を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の10ページと、議案説明資料の1ページをご覧ください。

議案第37号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

1 財産の種類、数量、路線バス1台。2 取得の目的、町有バス、虹別線に使用するため。3 取得金額、1,429万5,339円。4 取得の相手方、住所、川上郡標茶町開運1丁目36番地1。氏名、木下自工株式会社、代表取締役 木下裕幸です。

資料にまいります。

財産の取得に関する資料

管理課の路線バスとして三菱ローザ2RG-BG740GBAEを取得します。

入札年月日は令和5年5月19日、指名業者は、木下自工株式会社、釧路トヨタ自動車株式会社標茶店、太陽自動車工業株式会社、東部ダイハツ株式会社、有限会社菊地自動車整備、有限会社小林自動車整備工場の6社です。納入期限は、令和6年3月22日としております。備考の欄ですが、予定価格は1,434万7,400円です。

次のページにまいります。

小型バス29人乗りであります。路線の虹別線に使用いたします。

以上で、議案第37号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 別件の町有財産の取得に関して、残価を設定してのリース契約というのがあると思うのですがけれども、今回のバスの取得については、そうではないのですね。その違いについて、リースするものとししないものの違いについて、理由を聞かせてください。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

財産取得するときに、取得する手法何点かありまして、もちろんリースもございます。

取得とっていいのかわかりませんが、リースにより使用することもありますし、それから今回のように財産を取得して、町のものとして使用することもございます。財産の取得に関しましては、その時の価格で取得することができる。それを町は原価償却はないんですけども、耐用年数を考えながら、今回でいうと、平成10年に取得しまして、それが修繕等しながら使用に耐えるまで使うということになります。リースの場合は予算に関しましては、平準化できるんですけども、そこにリース料率が掛かりますので、トータルとしてどちらが有利であるかというのをその時、その物品によって考えながら判断してまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案可決されました。

◎議案第38号ないし議案第39号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第38号、議案第39号を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 議案第38号および議案第39号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の11ページと、議案説明資料の3ページをご覧ください。

まず、議案第38号です。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、令和4年度桜団地公営住宅、S-2号棟住環境改善事業、建築主体工

事（2期工事）。2契約金額、1億2,639万円。3契約の方法、指名競争入札。4契約の相手方、星・サトケン特定建設工事共同企業体、代表者、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店、代表取締役 星光彦。構成員、川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役 佐藤紀寿です。

資料へまいります。資料の3ページですね。

工事概要は改修工事となっております、鉄筋コンクリート造3階建1棟13戸1,046.70㎡でございます。工事場所は桜です。指名業者は星・サトケン 特定建設工事共同企業体、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の5社で、入札執行日は令和5年5月26日です。竣工予定日は令和5年12月15日です。新規・継続の別は新規で、備考の欄ですが、予定価格は1億3,006万4,000円です。

続きまして、議案第39号にまいります。議案書の12ページになります。

議案第39号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1契約の目的、令和4年度桜団地公営住宅、S-2号棟住環境改善事業、附帯機械設備工事（2期工事）でございます。2契約金額、5,280万円、3契約の方法、指名競争入札。4契約の相手方、住所、川上郡標茶町平和8丁目23番地、氏名、株式会社 永昌工業、代表取締役 柿崎晃寛でございます。

資料へまいります。資料の4ページでございます。

工事概要はこちらも改修工事、鉄筋コンクリート造3階建1棟13戸の機械設備の撤去・改修でございます。工事場所は桜です。指名業者ですが、株式会社 永昌工業、有限会社 服部組、株式会社 三浦ポンプ機械店、株式会社 近藤設備工業、総合設備株式会社、株式会社 共立、太平洋設備株式会社、榊設備工業株式会社の8社で、入札執行日は令和5年5月26日です。竣工予定日は令和5年12月15日です。新規・継続の別は新規で、備考の欄ですが、予定価格は5,427万4,000円でございます。

以上で、議案第38号および議案第39号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○5番（鈴木裕美君） この工事のですね、竣工予定日が12月15日となっております、これ入居者は入居する場合に、完成してから何日以内に入居の手続きを終わらせるという決まりはあるんですか。それからもう少しですね、工期を早めることはできないんだろうかって思うんですが、ぎりぎり年末ですよ、12月となると。入居者にとっては大変なんですよ。去年12月31日に入居された方もいらっしゃるんですよ、ですから工期が早まることができるのなら、少しというふうに感じるものですから、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

入居日の関係なんですけども、工事終わってから、うちのほうも手続きをなるべく早くしてございまして、何日以内というのも私も細かい数字もってないんですけども、だいたい10日から2週間以内に入居するようにお願いしているところはございます。ただ、入居者の都合によって、引っ越しの都合がつかないという場合には、もうちょっと長くする場合もございます。一般の公住でいくと2週間ですので、それに合わせた形でやっております。また、工事の関係なんですけども、今現在の状況で行きますと、人的問題、もしくは資材の関係を考えますと、実際12月15日という工期も結構厳しい期間で設定している工期でして、これ以上工期を短くするというのは、落札業者が工事を完成できない可能性があります。逆に言うと、施工業者がもっと長く工期が必要だっていうことを業界のほうでは言っている状況ですので、その中でこの工期を設定させていただいて、工事を発注させていただいているので、現在のところ資材の納入状況が改善されない限りはなかなか難しいものと考えております。以前は11月いっぱいという工期でなるべく12月にかからないようにという部分もあったんですけども、社会情勢の絡みで、ちょっと工期をさせていただいていることにご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○5番（鈴木裕美君） つまりは工期を長く設定しているということですね。業者さんの都合や資材の都合で、本来ではもっと早くに完成できるのが、それぞれの事業体の都合でこの日付までにもってきたという解釈でいいんでしょうか。

それと先ほども申し上げましたとおり年末ですよ、家族の皆さんにとってはね、本当に忙しい思い、いろいろあるんですね。だからその辺の考慮ができないのかなと思って、仮に入居するのが伸ばしてもいいということであれば、翌月1月に伸ばしても構わないという理解していいでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） まず、工期の問題なんですけども、工期については例年同じような工事を施工しておりますので、その工期の中で策定しておりますけども、今回については、昨年と違うのは外壁工事が2期工事ということで、令和3年に外壁工事終わってるんですよ。ですから通常よりは短くてもいいとこなんですけども、昨年の工事と合わせた感じの工期をとらせていただいて、余裕をもった工期の発注をしているということでご理解願いたいと思います。

また、入居の手続きについてなんですけども、入居の場合は年明けに入居されたかたとかもいらっしゃると思いますので、契約の段階でご相談いただければ、入居の時期というのは調整できますので、今年から入居者と十分協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

議題2案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号、議案第39号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時29分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第40号

○議長(菊地誠道君) 日程第7。議案第40号を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長(齋藤和伸君)(登壇) 議案第40号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、令和5年度分以後の課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、提案するものでございます。改正内容につきましては、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等に係る規定が令和5年7月1日から施行されることに伴い、課税上の取扱いについて、税条例を整備するものでございます。

議案書13ページをご覧ください。

議案第40号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料の5ページ、議案第40号資料をご覧ください。

車両の種別ごとの税率を定めた条例第81条において、第1号は、原動機付自転車の規定になります。本改正により税法の適用を受ける特定小型原動機付自転車は、「原動機の定格出力が0.6キロワット以下」であることが基準の一つとされており、この基準は条例第81条第1号アに該当することから、特定小型原動機付自転車の税額は年額2,000円になります。改正条文の条例第81条第1号エの年額は3,700円ですので、「特定小型原動機付自転車を除く」として除外規定により整備するものでございます。

議案書14ページをご覧ください。

改正文を読み上げます。

第81条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の標茶町税条例第81条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

以上で、議案第40号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は原案可決されました。

◎議案第41号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第41号を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 議案第41号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨に則り、被保険者の医療費の支出に応じ、応能分と応益分からなる保険税の負担を求め、それをもって国民健康保険の事業運営の安定化を図るものでございます。

平成30年度から始まりました国民健康保険の都道府県化により、保険税は、納付金という形で財政運営の責任主体である北海道に納めることとなっております。また、持続可能かつ安定的な国保運営を目指すため、国保事業が赤字である市町村は、決算補填等を目的とした法定外繰入の解消が求められ、これに該当する市町村は、赤字解消に向けた計画を立てて取り組んでおります。本町においては、1年前倒しで平成29年度から令和9年度までの計画をたて、法定外繰入の解消を目指して段階的に取り組んでおります。

計画の内容としましては、北海道が激変緩和策として、保険税の引き上げ率を2%以内とする基準を示したことを受け、この基準を達成した上で、さらに所得金額が300万円の世帯における保険税の引き上げ幅を7,500円程度に抑える税率改正を行う内容としております。

また、北海道の「標準保険料率」の算定に係る賦課方式が「所得割」、「均等割」、「平等割」の3方式となっていることから、令和9年度までに「資産割」を廃止することもあわせた税率改正の計画を進めているところであり、今年度は計画の7年目になります。なお、本案につきましては、5月24日に行われた第5回標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案書15ページをご覧ください。

議案第41号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料13ページ、議案第41号資料②をお開きください。

議案説明資料議案第41号資料②

「改正項目 1、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」で、条項は条例第 3 条第 1 項、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の所得割額の税率を 100 分の 5.78 から 100 分の 6.2 に引き上げるものです。施行は公布の日、適用は令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以下の改正項目につきましては、施行日及び適用は同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

「改正項目 2、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額」で、条項は条例第 4 条、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の資産割額の税率を 100 分の 11.0 から 100 分の 8.8 に引き下げるものです。

「改正項目 3、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」で、条項は条例第 5 条、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の被保険者一人当たりの均等割額を 25,000 円から 25,500 円に引き上げるものです。

「改正項目 4、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」で、条項は条例第 5 条の 2 第 1 号から第 3 号、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の一世帯当たりの平等割額について、第 1 号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、22,500 円を 22,000 円に、第 2 号、特定世帯は、11,250 円を 11,000 円に、第 3 号、特定継続世帯は、16,875 円を 16,500 円に引き下げるものです。

「改正項目 5、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額」で、条項は条例第 9 条の 2、改正内容は、税率の改正で、介護納付金課税分の一世帯当たりの平等割額を 8,500 円から 8,000 円に引き下げるものです。

「改正項目 6、国民健康保険税の減額」で、条項は条例第 23 条第 1 項及び第 2 項、改正内容は、7 割、5 割、2 割の減額及び未就学児の被保険者均等割額の減額の改正で、第 1 項は 7 割、5 割、2 割の減額における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正になります。第 1 項第 1 号は、7 割減額、軽減に係る規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は、17,500 円を 17,850 円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、15,750 円を 15,400 円に、（イ）特定世帯は、7,875 円を 7,700 円に、（ウ）特定継続世帯は、11,813 円を 11,550 円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は、5,950 円を 5,600 円に引き下げるものです。同項第 2 号は、5 割減額、軽減に係る規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は、12,500 円を 12,750 円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、11,250 円を 11,000 円に、（イ）特定世帯は、5,625 円を 5,500 円に、（ウ）特定継続世帯は、8,438 円を 8,250 円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は、4,250 円を 4,000 円に引き下げるものです。同項第 3 号は、2 割減額、軽減に係る規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は、5,000 円を 5,100 円に引き上げ、イの基

礎課税額分の世帯別平等割額は、（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、4,500円を4,400円に、（イ）特定世帯は、2,250円を2,200円に、（ウ）特定継続世帯は、3,375円を3,300円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は、1,700円を1,600円に引き下げるものです。第2項は未就学児の被保険者均等割額の減額に係る改正、で第1号、未就学児の基礎課税額分の被保険者均等割額は、ア、7割減額、軽減世帯の未就学児の被保険者均等割額は3,750円を3,825円に、イ、5割減額、軽減世帯の未就学児の被保険者均等割額は6,250円を6,375円に、ウ、2割減額、軽減世帯の未就学児の被保険者均等割額は10,000円を10,200円に、エ、アからウに掲げる世帯以外の世帯の未就学児の被保険者均等割額は12,500円を12,750円に引き上げるものです。

以上で、議案第41号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 要領の良い質疑をしたいと思っただけなんですけども、非常に複雑でね、わかりづらい。資産割の解消を目指していることとか、全道の統一を目指していることとか、それから引き上げ利も2%以下という縛りも入れながらね、そういうふうにやっていくわけなんですけど、それぞれの項目で非常に複雑で、私が見てもちょっとわかりづらいのが非常に多いんですね。結果的に、例えば特定世帯だとか継続世帯なんかは割と優しいというか、少しいいのかなと思うのですが、これだけ見ても全体としてどういう層の国保税が上がるのかということがよくわからないんですね。それからもう一つがね、国もね、均等割の矛盾というか、前から言ってますけども、これ見たら均等割というのは家族が多ければ多いほど、保険税がかかるということで未就学児の被保険者の均等割額、これを半額にするという方針で来ましたよね。これは今度の改定ではね、逆にそれが上がるというような、つまり逆行しているのではないと感じるんですけども、その点どうでしょう。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・斎藤君。

○税務課長（斎藤和伸君） お答えいたします。

今年度の改正予定の税率におきましては、300万円の世帯における負担の増額については、7,125円というふうになっております。ちなみにですね、かいつまんで申し上げますと、600万以下の世帯についての増加は、1万6,760円増える形になります。それで制度的なお話になるんですけども、北海道のほうから毎年1月にですね、標準保険料率という税率が各市町村に示されるんですけど、今年度示された標準保険税率と今回本町が予定している税率を比較いたしますと、所得割では2.49ポイント足りない。道が示す所得割の部分の標準保険料率は13.34%、それに対して本町は10.85%。これは医療、後期、介護全部足した所得割額になります。また、均等割額については1,022円足りていない。あと平等割

額については、8,139円足りていないという状況でございます。前段の説明で市町村は北海道に納付金を納めるということでご説明したんですけど、この納付金を納めるのに必要な税率として、北海道が標準保険料率を各市町村に示しております。

では、なぜ本町において、このような高い税率が示されているということなんですが、端的に言いますと、標茶町は一人当たりの所得が全道の中で比較的高くて、一人当たりにかかる医療費が低いということが特徴としています。理由なんですが、基幹産業である酪農畜産に従事する農業者の国保への加入が高い、あと65歳から74歳の国保加入者の割合が全道の中では低いということが理由であると考えられます。農業に従事する現役世代は所得があり、また医療費は年齢が高くなるほど受診機会も増え、医療費も高くなりますので、高齢者の割合の低い本町は、必然的に医療もかからないという流れになります。北海道で納める納付金は北海道が算定し、各市町村の被保険者や所得の状況に応じて、ふり分け額を決めております。ただ、特定の市町村の過度の負担を避けるために、激変緩和策というのを講じておまして、医療水準の低い市町村、所得水準の高い市町村については、一定の配慮をして、納付金を減額する措置をしております。これが本町に当てはまります。つまり、本町はこの激変緩和を受けている状況です。ただ、この激変緩和策なんですが、道の現在の方針では、今年度で終了すると。医療水準が低く、所得水準が高い本町においては、残念ながら来年度からさらなる負担を求められる可能性がある。北海道は市町村ごとの足並みを揃えて、令和12年度を目途に全道市町村の標準保険料率を統一する方向で作業のほうを進めております。

いずれにしても、現在本町は赤字の解消と3割の廃止を目的として、令和9年度までの計画を進めておりますが、令和12年度までに本町の被保険者の所得がどのように推移していくのか、就業構造、年齢構造がどのように変化していくのか、何よりそれが、道内市町村の比較において、どのように位置づけられるのかということを見極めて、取り組む必要があると思います。また、次回改定される北海道の基本方針の素案は、早ければ年内に示されるかと思いますが、今年度までとされている激変緩和策の見直しがあるのかどうかということを含めて、制度の変更内容とその変更により、本町が受ける影響について、見極めて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 3点ほど、もう一回聞き直したいんですが。無理やりと言ったらまた語弊があるかもしれませんが、そういう方向に向かってね、全道統一して進んでかないとならないというのは、今までもずっとやってきたわけですから、ただね、全てが相対的に見てってことなんです。つまりね、全道的に見て所得がね、標茶は高いと。本当にそうなんだろうかいうふうにね、私は思うんです。相対的に見たら高いかもしれないけども、本当に標茶の所得は、それほど平均的に高いのかというね。これは課長よくご存じだと思うんで、そのように率直に高いと思っているのかどうなのか、それが一つとね。

それから均等割が不足しているという話をされましたけども、これは未就学児の均等割を半額にするという方針を出したのは、均等割そのものが非常に矛盾している内容だからなんですよね、国が。少ないですけど、認めたのは。これも相対的に見てね、全道相対的に見て均等割が不足しているということであって、標茶にとって、均等割額を逆に高くするということは、家族の多い世帯の国保税が高くなるということになるわけですからね、そういう点では矛盾してるんでないかなと私は思うんです。

3点、もう一つ医療費のことについて聞きたかったんですけども、それは置いて、今の2点について、ちょっとわかる範囲で教えていただきたいんです。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

所得が本当に高いのかということにつきましては、この所得の状況に応じて、助成を受けられる交付金の額も違ってきたりして、平成30年度以前の話なんですけど、私も平成15年から年金保険係にいてですね、毎年調整交付金とか手続きしてたわけなんですけど、当時からですね、あくまで国保の被保険者くくりの中においては、本町は管内においても、比較的所得は高い状況であったと、これは傾向としてずっと続いてきております。間違いないということが言えるのではないかと思います。ただ、今後ですね、国保の被保険者につきましては、最近の本町の傾向としましては、例えば法人化を組んでですね、現役世帯の方でも社会保険を加入してですね、国保から抜けるという流れもありますので、ずっとこの所得が高い状況が続くのかといたら、どうなんだろうという部分は感じております。

それと未就学児の均等割の減額の部分なんですけど、本町においては試算上での対象世帯は、今年度は52世帯、66名おります。これについては、全体的には医療費、財源措置については大変厳しい部分がありますので、ただ上げる上げるというだけではなくてですね、特定の現役世代の未就学児の負担軽減という、国の施策としての中でそういった的を絞って、軽減を実施しているということで、こちらとしては解釈しております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） もう一度伺いますけども、やっぱり本当に本町のね、所得は絶対数として高いのかということをお聞きしたんですけどもね、やっぱり管内的に見て、全道的に見て、相対的に高いんだというお答えしか出てこなかったんですね。その辺本当のところどうなんですか、所得は高いというふうに見ているんでしょうか

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） ちなみにですね、ちょっと古い資料になってしまいうんですけども、北海道の基本方針の中で示されている、厚労省から抽出した資料によればですね、一人当たりの所得額は、北海道は全国で14位となっております。繰り返しになるんですけども、標茶においては、所得は高く、医療費がかからない。その医療費がかからない理由が、現役世代が多いから。30代、40代と60代、70代を比較しますと医療費の負担という

のは2倍くらい差があります。そういった中で、医療費がかかっていないということは、現役世代が多く、現役世代が多いということは年金所得者じゃない、普通に所得を有しているということで、相対的にはやっぱり所得が高いといえるのではないかというふうに思っております。

(「ちょっと質問に答えていない。私相対的に…」の声あり)

(「ちょっといいですか」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 深見君。

○1番(深見 迪君) 相対的にということではなくてね、絶対金額としてね、標茶の所得って、平均的には本当に高いんでしょうかという話を聞いているわけで。

○議長(菊地誠道君) 税務課長・斎藤君。

○税務課長(斎藤和伸君) あくまで絶対的、相対的ということですね、絶対的なものとして、所得の高い低いという測る尺度を持ち合わせておりませんので、あくまで相対的な中での判断、全道足並みを揃えて、令和12年度の統一保険料を目指して、進めているという状況ですので、その中でやっぱり相対的な各市町村ごとの中ですね、判断せざるを得ないと、そういったことで絶対的な部分というのは、ちょっと考慮に入れられないと思っております。

(「ちょっと質問に答えていない気がする」との声あり)

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時 2分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長・斎藤君。

○税務課長(斎藤和伸君) お答えいたします。

税率の試算時に作る資料ですね、本町の所得金額の階層別の世帯数の数字がありますので、ちょっと紹介させていただきたいんですが、本町の所得金額が300万円以下の世帯数の推移なんですが、令和元年度は129世帯、令和2年度は136世帯、令和3年度は145世帯、令和4年度は144世帯、令和5年度は140世帯となっております。総世帯数は年々減ってきているわけなんですが、全世帯数に占める300万以下の構成比、だいたい全体の何割いるかということなんですけど、令和元年度は76.32%、令和2年は77.2%、令和3年は76.4%、令和4年は77.07%、令和5年は79.28%、今年度につきましては増えている。そういったことで、所得の状況と傾向としてはちょっと厳しい方向に向かっているのかなと、さらに言えばですね、1,000万を超える世帯というのものもあるわけなんですけども、昨年度につきましては95世帯あったわけなんですけども、今年度につきましては65世帯と30

世帯大きく減少しております。そういったことから推移としては本町の所得、経済状況は厳しい方向に向かっている側面もあるというふうに認識しております。

○議長（菊地誠道君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 今、課長のほうからお答えいただいたんですが、私は資料要求すればよかったんですね、この階層別をですね、資料として提出していただければ、さらに私たちはより深く理解ができたというふうに思っているんですけども、今おっしゃられたようにね、絶対として、本町の所得層というのは低い状況にあると。ましてや1,000万についても30世帯が今年度については落ちていると、そういう話も今答弁ありましたけども、ご質問したいのはここでいう7割、5割、2割減の世帯数、私は知りたいです。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・斎藤君。

○税務課長（斎藤和伸君） お答えいたします。

今年度の7割、5割、2割の軽減を受ける対象世帯なんですが、7割軽減における世帯は344世帯、5割軽減は147世帯、2割軽減は104世帯、合計で595世帯、総世帯数は1,173世帯ですので、約半分がですね、軽減を受ける世帯であると。うち、もっとも大きい7割軽減を受ける世帯は全体の29.3%、約3割に上るということでございます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 今、お答えになったこのこと、やはり本町としては、所得はそれほど上がっていないという理解をしてよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・斎藤君。

○税務課長（斎藤和伸君） 実際ですね、具体的な賦課状況についてはですね、毎年国のほうに提出するもので、これから調査するので、現段階においては実際の所得状況がどうだったのかというのは、断定するのは難しいのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案同意されました。

◎議案第42号

○議長(菊地誠道君) 日程第9。議案第42号を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

○住民課長(村山新一君)(登壇) 議案第42号、標茶町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町合葬墓の設置に伴う条例の制定についてであります。少子高齢化や核家族の進化に伴い、社会を取り巻く環境は大きく変化し、生活様式や価値観の多様化が進む中でお墓の管理継承や、経済的な事情からお墓を持たないなどの不安を解消し、最後まで安心して暮らせるまちづくりを進めるため、遺骨の埋蔵方法の選択肢を広げることを目的として標茶町合葬墓を設置するため、本条例を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の18ページをお開きください。また、議案説明資料17ページから24ページまでは条例施行規則(案)となっておりますので併せてご覧ください。

議案18ページに参ります。

議案第42号 標茶町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について

標茶町合葬墓の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町合葬墓の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、標茶町合葬墓の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 合葬墓 一つの墳墓に複数の焼骨を埋蔵する施設をいう。

(2) 焼骨 火葬後の遺骨をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、墓地、埋葬等に

関する法律（昭和23年法律第48号）において使用する例による。

（名称及び位置）

第3条 合葬墓の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1） 名称 標茶町合葬墓

（2） 位置 標茶町開運9丁目17番地 標茶霊園内

（使用資格）

第4条 合葬墓を使用できる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認める場合はこの限りではない。

（1） 標茶町に住所又は本籍を有している者

（2） 標茶町に住所又は本籍を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者

（3） 標茶町に所在する墓地・墓園又は納骨堂に埋蔵されていた焼骨を改葬しようとする者

2 標茶町墓地及び墓園条例（昭和57年標茶町条例第7号）（以下この条において「条例」という。）の許可を受けている者は前項第1号及び第2号は適用しない。

次ページに参ります。

3 条例に定める墓地の区画を使用している場合は、当該区画を返還する者に限る。

（使用許可申請）

第5条 合葬墓を使用しようとする者は、あらかじめ申請書を町長に提出し、許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の使用を許可したときは、許可証を交付するものとする。

（台帳記載）

第6条 町長は、許可証を交付したときは、台帳を作成し、保管しなければならない。

（合葬墓への埋蔵）

第7条 合葬墓は、第5条の規定により許可を受けた焼骨に限り埋蔵できるものとする。

（使用料）

第8条 第5条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げるところにより、合葬墓使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 公の扶助を受けている者、又は町長が特に認めた者については、申請により、合葬墓使用料の一部又は全部を減免することができる。

（使用料の還付）

第10条 既に納付された合葬墓使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合には、その一部又は全部を還付することができる。

（使用許可の取消し等）

第11条 使用許可を受けた場合であっても、次の各号のいずれか該当するときは、町長は、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても町は賠償の責めを負わない。

(1) 使用者が使用許可の条件に反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に反したとき。

(焼骨の返還)

第12条 町長は、合葬墓に焼骨が埋蔵された後は、焼骨の返還に応じないものとする。

(損害負担)

第13条 使用者が故意又は過失により合葬墓を損傷し又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 埋蔵行為及び埋蔵後の焼骨に起因する損害等については、町は賠償の責めを負わない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附則といたしまして、

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 施設の使用に係る申請その他必要な準備行為は、この条例の施行前でも行うことができる。

(標茶町火葬場条例の一部改正)

こちらにつきましては、本条例の制定にあたり、本条例第7条において、合葬墓には焼骨のみを埋蔵できるとしており、骨壺や骨箱は使用者において、処分することとしておりますが、骨箱の処理として、標茶町の火葬場での処理を想定し、そのほかとして新たに使用料を設けるものです。

議案説明資料16ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらは新旧対照表となっておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

議案書の方へ戻ります。

3 標茶町火葬場条例(昭和42年標茶町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次ページへ参ります。

別表を次のとおり改める。

区分、使用料、町内 12才以上6,000円、12才未満4,000円、死体の一部又は人体骨、死産児、胞衣産わい物2,500円、その他(1件につき)500円。

区分、使用料、町外 12才以上20,000円、12才未満13,000円、死体の一部又は人体骨、死産児、胞衣産わい物8,000円、その他（1件につき）1,000円。

備考

1 使用料の項中の町内については、次に掲げる火葬場の使用について適用する。

（1） 死亡の時に標茶町民（標茶町の住民基本台帳に登録されている者をいう。以下「町民」という。）であった者に係る火葬場の使用

（2） 死産の時に町民であった者の当該死産児に係る火葬場の使用

（3） 町民又は死亡の時に町民であった者の死体の一部、人体骨又は胞衣産わい物に係る火葬場の使用

（4） その他の欄の場合は、申請者が町民であること。

2 この表における年齢は、死亡の時の年齢とする。

というものです。

上記表中、その他の欄および第4号を追加するものでございます。

次に参ります。

別表（第8条関係）

合葬墓使用料

使用者区分、標茶町に住所を有している者 合葬墓使用料、焼骨1体につき10,000円。
ただし、第4条第1項第3号に該当する場合の、申請1件の上限額は50,000円とする。

使用者区分、標茶町に住所を有していない者 合葬墓使用料、焼骨1体につき15,000円。
ただし、第4条第1項第3号に該当する場合の、申請1件の上限額は75,000円とする。

以上で、議案第42号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 合葬墓使用料というのは、どのような考え方で設定をしたのですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

合葬墓の設置にあたっては、道内に数か所すでに合葬墓が設置されているところがございます。そちらの料金体系を調べまして、高いところと安いところあるわけですが、それらの料金ですね、中央値と言いまして、料金を合計したものを割るのではなくて、すね、高い金額、安い金額、ちょうど中央にくる値を調べたところ、中央値で10,000円とうことですので、全道平均というような形で料金を設定させていただいているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 多くの自治体が引き取り手のない遺骨等を保管しているということが言われているわけですが、本町においてはそういった保管している遺骨があるかどうか。そしてその遺骨に関しては、例えば行旅行倒れのように標茶町に縁もゆかりもない、住所、本籍もないような方が含まれていた場合、この条例の中で使用資格を満たさないことになってしまうのですが、まず、そういった預かっている遺骨があるか、それからそういったものの中に資格を満たさないものがあった場合、こういった形で埋蔵するのか、お聞かせください。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

使用者の登録と申しますか、区分については当課の方で一定程度、標茶霊園につきましては抑えております。他の墓地については各地域の墓地管理組合等で管理しているということです。そういった部分でもれてない部分が、全部100%網羅してるのかというのは言い切れない部分はあります。例えば、虹別であったり、納骨堂のあるエリア、納骨堂の中にお骨を埋蔵しているところもありますので、そういったところは管理組合の方々と相談しながら、どういうふうに合葬墓の入れるのかということも相談しながらやりたいと思いますし、本条例において、使用資格においては、町長が特別の理由があると認める場合はこの限りでないという条項を謳っておりますので、そちらによって処理したいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） この合葬墓の書類等を申請してですね、交付を町長から受けるわけですが、その書類の、各書類ですね、合葬墓の使用許可証とか、標茶町の合葬墓の管理台帳、こういう一連の書類はですね、いつ頃まで保管するように考えているのか。この途中で亡くなったとか、遺族の間にトラブルが発生したということがないようにですね、いつ頃まで、この書類が保管するように考えておりますか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） 墓地の使用者、埋蔵されている方と申すね、使用者の申し込みと申しますか、そういったところは管理しなければならないと思っておりますので、書類のほうは、永久保存ということで考えております。ただ、使用者がですね、亡くなって、相続される方が速やかに手続してくださいというふうになってはいますけども、それが漏れる場合がございます。基本的には永久保存ですけども、そういったところで相続されれば、もともとの使用者の分は無くなってというような形で、墓は管理されるという形になると思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第42号は、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第42号は、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、決定いたしました。

◎議案第43号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第43号を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第43号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和5年度一般会計補正予算第3号であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け、本町においても実施計画を策定し、それぞれの事業に要する経費と道路整備などに資するため、歳入歳出それぞれ5,818万6,000円を追加し、総額を116億9,235万6,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、道路メンテナンス事業150万円、標津線代替輸送協議会負担金334万8,000円、セミセルフ対応公金収納POSレジ導入226万6,000円などとなっております。

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地域商品券発行事業3,162万3,000円、新型コロナウイルス感染症対策牛乳応援券発行事業1,601万7,000円、介護サービス、障害サービス事業所への物価高騰対策支援給付金180万円を計上しています。

なお、本交付金につきましては、「推進事業」と「低所得世帯支援枠分」の2本立てとなっており、低所得世帯支援枠分につきましては、令和5年度の所得課税状況に基づき、交付する予定で進めているため、本定例会以降でのご提案とさせていただきます。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の減額で収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,818万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億9,235万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」でございます。

1 過疎対策事業、常盤10号線道路改良、補正前の限度額2億8,330万円に1,580万円を増額し、補正後限度額2億9,910万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

3 公共施設等適正管理推進事業、補正前の限度額1億1,940万円から2,940万円を減額し、補正後限度額9,000万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

9 脱炭素化推進事業、こちらのほうは新規でございます。補正後の限度額2,940万円、起債の方法は証書借入、利率は7%以内、償還方法は政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるものです。

合計では補正前の限度額7億6,810万円に1,580万円を追加して、補正後限度額7億8,390万円とするものです。

16ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額7億6,810万円に補正額1,580

万円を追加し、補正後の額7億8,390万円とするものです。当該年度末現在高見込額におきましては、補正前の額134億2,750万7,000円に補正額1,580万円を追加し、補正後の額134億4,330万7,000円とするものです。

以上で議案第43号の提案趣旨並びに説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第43号は、直ちに議長を除く11名で構成する「議案第43号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題第43号は、議長を除く11名で構成する「議案第43号審査特別委員会」に付託し、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 4時11分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。諮問第1号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 諮問第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであり、議会の意見を求めるものであります。以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書23ページ、議案説明資料は25ページをご覧ください。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づいて議会の意見を求めるというものであります。住所は、川上郡標茶町旭2丁目12番地8号、氏名は湊谷美樹治、生年月日は、昭和37年4月28日であります。お手元に配布いたしました経歴書の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、氏は教員としての豊かな経験を有しており、広範な識見に優れ、公平、公正な人柄、人望厚く、人権擁護委員として適任と考え、推薦いたすものであります。

以上で、諮問第1号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本件は、適任と認める答申といたしたいと思えます。

これに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、本件は適任と認める答申とすることに決定いたしました。

◎議案第44号ないし議案第59号

○議長（菊地誠道君） 日程第12。議案第44号から議案第59号を一括議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、5番鴻池君の退席を求めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第44号か議案第59号までの提案趣旨の説明を申し上げます。

本案については農業委員会の選任についてであります。農業委員は農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、市町村長の任命により選任することとなっております。本町では令和2年度の改選時と同様に公募を行い、公募または推薦により、18名の方の届出があったことから、標茶町農業委員会候補者評価委員会に諮問し、答申の内容をもとに任命しようとするもので、令和5年7月19日をもって、任期満了となります農業委員会委員に次の方を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。内容については、議案第44号から議案第59号まで同様でありまして、議案書記載の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第44号の委員につきましては、住所が川上郡標茶町字標茶683番地6、氏名は平山正志であります。詳細につきましては、以降の分も含めまして、お手元に配布の資料のとおりであります。

議案第45号の委員は川上郡標茶町字標茶223番地5、舟山珠代であります。

議案第46号の委員は川上郡標茶町字上オソツベツ原野基線19番地3、澁谷洋であります。

議案第47号の委員は川上郡標茶町字虹別原野408番地5、笛木眞一であります。

議案第48号の委員は川上郡標茶町字虹別原野67線138番地4、佐藤松喜であります。

議案第49号の委員は川上郡標茶町開運2丁目47番地3、熊谷英二であります。

議案第50号の委員は川上郡標茶町字阿歴内原野南6線161番地、小野寺典男であります。

議案第51号の委員は川上郡標茶町字阿歴内79番地15、津野斉であります。

議案第52号の委員は川上郡標茶町字熊牛原野12線西5番地2、森田享子であります。

議案第53号の委員は川上郡標茶町字中チャンベツ654番地2、佐藤市であります。

議案第54号の委員は川上郡標茶町字熊牛原野15線東38番地8、大泉義明であります。

議案第55号の委員は川上郡標茶町字中チャンベツ原野基線20番地4、山本政弘であります。

議案第56号の委員は川上郡標茶町字熊牛原野17線東9番地9、渡邊裕義であります。

議案第57号の委員は川上郡標茶町字上チャンベツ原野東2線東23番地16、甲斐やす子であります。

議案第58号の委員は川上郡標茶町字オソツベツ442番地、嶋中勝であります。

議案第59号の委員は川上郡標茶町字阿歴内原野南2線154番地12、遠藤聡であります。

以上、16名の方々についてご審議をいただき、ご同意を賜りますよう申し上げ、議案第44号から議案第59号までの提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議はないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

議題16案は、起立により一括で採決いたします。

議案第44号から議案第59号まで同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号は原案同意されました。

◎意見書案第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第4号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第4号は原案否決されました。

◎意見書案第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第14。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第5号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、意見書案第5号は原案否決されました。

◎意見書案第6号

○議長(菊地誠道君) 日程第15。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第6号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第6号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第16。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長（菊地誠道君） 日程第17。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定をいたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第43号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第43号

○議長（菊地誠道君） 議案第43号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、令和5年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

(午後4時29分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 4 番 鈴 木 裕 美

署名議員 5 番 鴻 池 智 子

署名議員 6 番 齊 藤 昇 一

